



第2次 朝来市 環境基本計画

平成27年3月



ASAGO

～人と自然が共生する 歴史と交流のまち 朝来市～



朝来市



目 次

第1章 朝来市環境基本計画について

第1節 環境基本計画とは	1
第2節 環境基本計画の役割	4
第3節 環境基本計画の期間	4
第4節 環境基本計画で対象とする環境の範囲	5

第2章 朝来市の自然的・社会的状況

第1節 朝来市の概要	6
第2節 自然的状況	7
第3節 社会的状況	10

第3章 環境の現状と課題

第1節 生活環境	15
第2節 自然環境及び快適環境	23
第3節 ごみ処理及び生活排水処理	44
第4節 地球環境	49
第5節 環境に係るアンケート調査	54
第6節 環境の現状分析と課題の整理	70

第4章 望ましい環境像と基本目標

第1節 望ましい環境像	74
第2節 計画の基本目標	75
第3節 計画の体系	77

第5章 環境施策の展開

第1節 地球環境保全に向けて積極的に取り組みます(地球環境)	78
第2節 豊かな自然を大切にし、子どもたちに引き継いでいきます(自然環境)	84
第3節 歴史と文化を守り、うるおいとやすらぎのある社会の実現をめざします(快適環境)	88
第4節 3Rをさらに推進し、循環型社会の構築をめざします(廃棄物)	92
第5節 安全・安心で健康に暮らせる社会の実現をめざします(生活環境)	94
第6節 市民・事業者・行政が一体となって環境問題に取り組む社会の実現をめざします (環境教育及び環境保全活動等)	101

第6章 計画の推進と進行管理

第1節 計画推進のための体制	104
第2節 計画の進行管理	105
第3節 進行管理のための指標と目標値等	106

資料編

1	朝来市生活環境保全条例	107
2	計画策定経過	118
3	朝来市環境審議会委員名簿	119
4	第2次朝来市環境基本計画パブリックコメントの結果	120
5	環境基準等	121

第 1 章 朝来市環境基本計画について

第 1 節 環境基本計画とは

1 国の環境基本計画について

国の「環境基本計画」は、「環境基本法」第 15 条の規定に基づいて国が定める「環境の保全に関する基本的な計画」です。

環境基本法

第 15 条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

国の環境基本計画は、社会情勢の変化に対応するために 5 年程度をめどに見直しが行われていて、平成 6 年 12 月に第一次計画が、平成 12 年 12 月に第二次計画が、平成 18 年 4 月に第三次計画が閣議決定されています。現在の計画は、平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画です。

第四次環境基本計画では、環境行政の目標である「持続可能な社会」（将来の世代のニーズを、現在の世代と同様に満たせるような社会）を、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成し、その基盤として「安全」を確保している社会としています。

また、第四次環境基本計画では、優先的に取り組む重点分野が 9 分野ほど位置付けられて、これらと並んで震災復興・放射性物質による環境汚染対策が謳われています。これら 9 分野（表 1-1-1）の中には国レベルでの対応が必要なものもありますが、朝来市としての取組を検討し実施していく必要があります。

表1-1-1 優先的に取り組む重点分野

1. 経済・社会のグリーン化の推進とグリーン・イノベーションの推進 ■ 個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及により、経済・社会のグリーン化を進める。 ■ 技術革新、新たな価値の創出等を含むグリーン・イノベーションを推進。2020年に環境関連新規市場 50 兆円超、新規雇用 140 万人創出をめざす。
2. 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進 ■ 我が国の経験や技術の提供により、途上国の環境負荷を低減するための支援を積極的に行う。 ■ 国益と地球益双方の確保のため、国際社会の枠組み形成や国際協力に戦略的に取り組む。
3. 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進 ■ 森林、農地、河川、都市等の国土の有する価値を保全・増大させ、将来世代に引き継ぐ。 ■ 地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。 ■ 環境施策形成に資する環境情報の充実に取り組む。
4. 地球温暖化に関する取組 ■ 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減をめざす。 ■ 2020 年までの期間については、エネルギー政策と一体的に見直しが行われる中で国により策定される新たな温暖化対策の計画に基づき、施策を進める。
5. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 ■ 国が策定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」であげられた「生物多様性の 4 つの危機」（開発など人間活動、自然に対する働きかけの縮小、外来種など人間が持ち込んだもの、地球環境の変化等による危機）に対処すべく、効果的な取組を行っていく。 ■ 農林水産業の復興により、失われた生物生態系の回復・維持を図り、自然の質を向上させる。 ■ 生態系や生息・生育地のつながり、人や文化などのつながりも一体的に捉え、広域的・横断的な取組を進める。
6. 物質循環の確保と循環型社会の構築 ■ 有用な資源の回収・有効活用による資源確保の強化、環境産業の確立等をめざす。 ■ 地域の経済・文化等の特性や人と人とのつながりに着目した地域循環圏を形成する。 ■ 災害に強い廃棄物処理体制の構築や有害物質の適正処理など、安全・安心の取組を強化する。
7. 水環境保全に関する取組 ■ 流域全体を視野に入れ、良好な水環境の保全に取り組む。 ■ 国際的な水問題の解決に貢献する。 ■ 災害に強い地域づくりを進めるとともに、森・里・海の関連を取戻し、自然共生社会の実現を図る。
8. 大気環境保全に関する取組 ■ 光化学オキシダント、PM2.5、アスベスト等に対する取組を強化する。 ■ 騒音、振動等の生活環境問題に対する取組を推進する。 ■ 環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を図る。
9. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組 ■ 化学物質の製造から廃棄・処理までのライフサイクル全体のリスクを削減する。 ■ 化学物質の管理・使用・排出・汚染の情報を収集するとともに、リスクコミュニケーションを推進する。

2 朝来市環境基本計画の位置付け

環境基本法第7条では、地方公共団体の責務として、環境の保全に関し国の施策に準じた施策の策定及び実施を定めています。

また、朝来市生活環境保全条例第3条では、市長の基本的な責務として、市民の健康で文化的な生活を確保するため、事業者及び市民等との協力のもとに環境の保全に関する総合的な施策の策定及び実施を定めています。

第2次朝来市環境基本計画は、この規定に基づく地域版の環境基本計画で、平成22年（2010年）3月に策定した朝来市環境基本計画（以下、「現行計画」という。）の後継計画となります。

■第2次朝来市環境基本計画の位置付け

第2次朝来市環境基本計画（以下「新計画」という。）は、「環境基本法」、「朝来市生活環境保全条例」、国の「第四次環境基本計画」及び「第4次兵庫県環境基本計画」など、現行計画と同様、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して策定する計画です。

新計画は、朝来市の現状に即して国の環境基本計画の理念の実現を図るための計画であり、上位計画である「第2次朝来市総合計画」を環境面から総合的・計画的に推進する計画に、また、市の環境政策の方向性を示す基本的な計画に位置付けられます。

新計画の下位計画としては、現行計画のもとで策定された「朝来市地域新エネルギー・省エネルギービジョン」や「朝来市バイオマス活用推進計画」等があります。

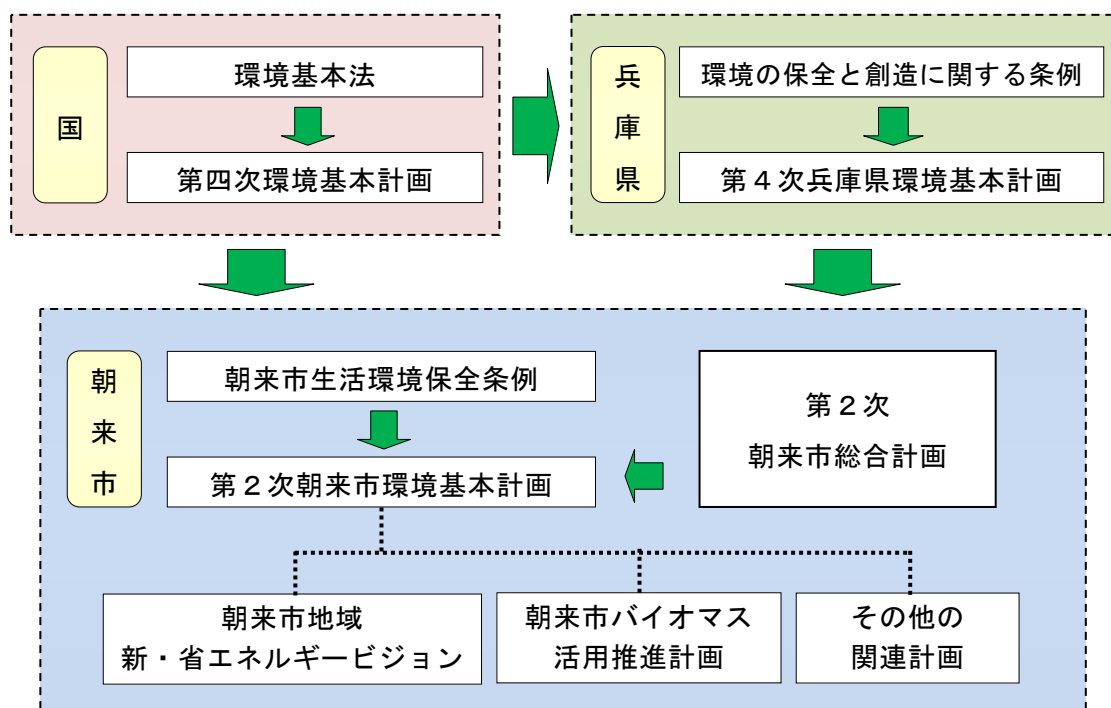


図 1-1-1 第2次朝来市環境基本計画の位置付け

第2節 環境基本計画の役割

今日の環境問題は、自動車騒音、生活排水による水質汚濁、ごみ問題、地球温暖化など広い範囲にわたっていますが、かつての産業公害と異なり、いずれの問題も市民一人ひとりの影響が積み重なって環境を悪化させているという特徴があります。これらの環境問題に対処する上で、例えば自家用車の走行を規制する、家庭雑排水を規制する、電気の使用量を規制するなどは事実上不可能であり、規制的措置では対応困難であることから、改善は市民の取組にかかっているといえます。

環境基本計画については、①環境行政の基本的な方針・考え方を定めるものであることに加え、②市民や事業者が行政とともに協力して環境保全に取り組んでいくため「市民参加の仕組みをつくる」ことを、役割としてあげることができます。

第3節 環境基本計画の期間

現行の朝来市環境基本計画は平成22年(2010年)3月に策定され、計画期間は平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの5年間となっています。

新計画の計画期間は、上位計画である「第2次朝来市総合計画」の計画期間が平成26年度(2014年度)から平成33年度(2021年度)であること及び「第4次兵庫県環境基本計画」(平成26年3月策定)の見直しが原則5年毎に行われること等を踏まえて、現行計画と同様の5年間、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までとします。

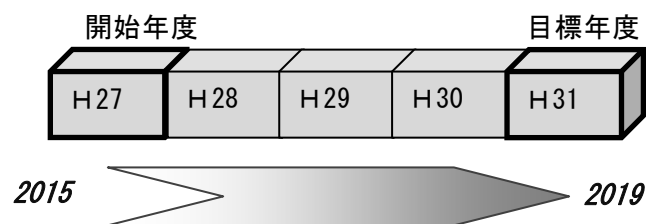


図 1-3-1 新計画の期間

第4節 環境基本計画で対象とする環境の範囲

上位計画となる第2次朝来市総合計画においては、朝来市の地域力の向上に向けて、「創造」、「絆力」及び「自律」を、計画の基本理念としています。

■創造 常に未来を見つめ、次世代社会を創造する力を高めます。

■絆力 地域力の源泉である家族の絆、地域の絆の力を高め、協働でつなぐ地域力の向上をめざします。

■自律 市民、地域、自治体の自立する力を高め、市民自治の自覚と構築をめざします。

これらの理念の実現においては、産業や雇用の創造、都市基盤の創造、人と人の絆・社会の絆・地域と地域の絆の構築、交流とネットワークの創造、郷土への誇り等の醸成、全員参加型社会の形成、持続可能な社会の形成などが不可欠であり、第2次朝来市総合計画では、これらを通じて将来像「あなたが好きなまち・朝来市」をめざすこととしています。

朝来市の将来像
あなたが好きなまち・朝来市

この将来像を環境面から達成するためには、市民・事業者・行政が協働して、朝来市の自然や歴史文化を大切にしながら、環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

新計画においては、現行計画で対象としている「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」、「廃棄物」、「地球環境」及び「環境教育等」をそのまま対象とし、特に、第2次朝来市総合計画の理念を実現していくため、全環境要素に共通する基盤的な取組である「環境教育等」を重要視した計画とします。

また、現行計画策定後の社会状況の変化等を踏まえて、「安全・安心」に係る施策を、その内容により、地球環境～環境教育等の6環境要素に分けて掲げます。

表 1-4-1 朝来市環境基本計画で対象とする環境要素

環境要素	対象とする項目
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊の防止、酸性雨等
自然環境	自然公園、植物、動物、自然とのふれあい等
快適環境	文化財、天然記念物、環境美化等
廃棄物	ごみの排出量、ごみ処理、生活排水処理等
生活環境	大気質、水質、騒音・振動、有害化学物質等
環境教育等	全環境要素に共通する基盤的な取組 (環境教育、環境保全活動、環境情報の提供等)
安全・安心 ※上記の6要素に分けて掲げる。	災害に強いまちづくり(森林整備、防災公園整備、防災拠点への分散型エネルギー導入、放射性物質測定等)、災害発生時の体制構築(災害廃棄物処理、し尿処理)等

第2章 朝来市の自然的・社会的状況

第1節 朝来市の概要

朝来市は、兵庫県のほぼ中央部、但馬地方の南部に位置し、北は養父市と豊岡市、南は神崎郡神河町、東は福知山市（京都府）と丹波市及び多可郡多可町、西は宍粟市に接しています。市域は、南北約 32km、東西約 24km の範囲に広がり、総面積は 402.98km²（県全体の 4.8%）で、そのうち森林面積が 83.8%を占めています。なお、朝来市の面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院）における計測方法の変更に伴い、平成 27 年 3 月から 403.06km²に変更されています。

地形は、北部に床尾山、東部に三国岳・粟鹿山、西部に須留ヶ峰・笠杉山・段ヶ峰がそびえ、日本海へ流れる円山川と瀬戸内海に流れる市川の源流、兵庫県の南北の分水嶺を有しています。市川の上流域と円山川の上流・中流域を軸として、その支流の神子畑川・与布土川・東河川・糸井川など多くの河川流域に細長く分布する平地などによって形成されています。



図 2-1-1 朝来市の位置

第2節 自然的状況

1 河川・山岳

朝来市は、兵庫県北部の但馬地方の南端に位置します。中国山地に属し、山間部が多く、朝来群山等の県立自然公園、古代遺産や史跡があります。市の北中部を円山川が北流、南部では市川が南流しており、中央部に広がる平野は豊かな田園地帯を形成しています。



図 2-2-1 朝来市の主な河川と山岳

2 気象

(1) 気温・降水量

気象庁で常時観測している朝来市近傍の気象観測所としては、和田山地域気象観測所と生野地域気象観測所があります。両観測所の「平年値」をみると、年平均気温は和田山 13.7℃、生野 13.1℃で、神戸市（神戸地方気象台で観測）の年平均気温 16.7℃を 3℃以上下回っています。降水量は年間で和田山 1,538mm、生野 2,021mm で、神戸の 1,216mm より多くなっていますが、8月の降水量は、いずれも前後の月よりもかなり少なくなっています。

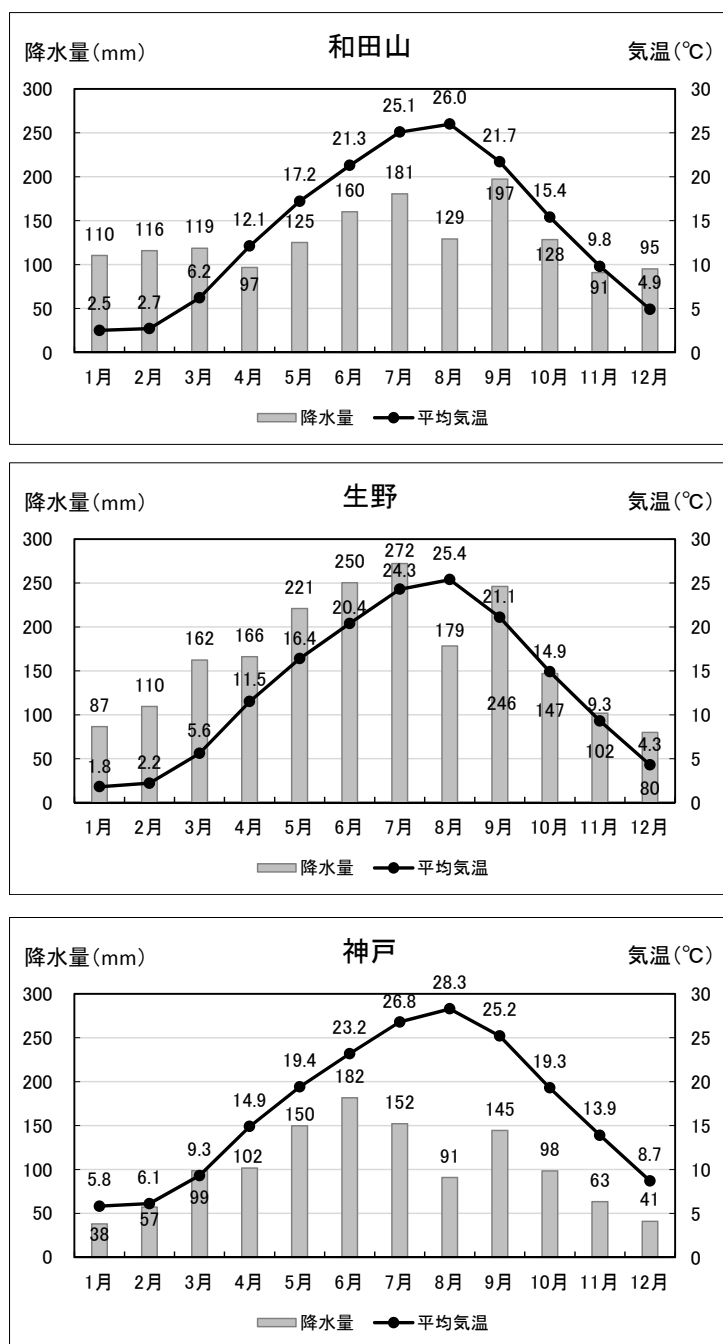


図 2-2-2 朝来市近傍及び神戸市における降水量と気温
資料：気象庁（1981 年～2010 年の平均値）

(2) 日照時間

和田山、生野の日照時間は、一年を通じて神戸より短くなっています。特に、12月～2月の冬季は、神戸より大きく下回っています。

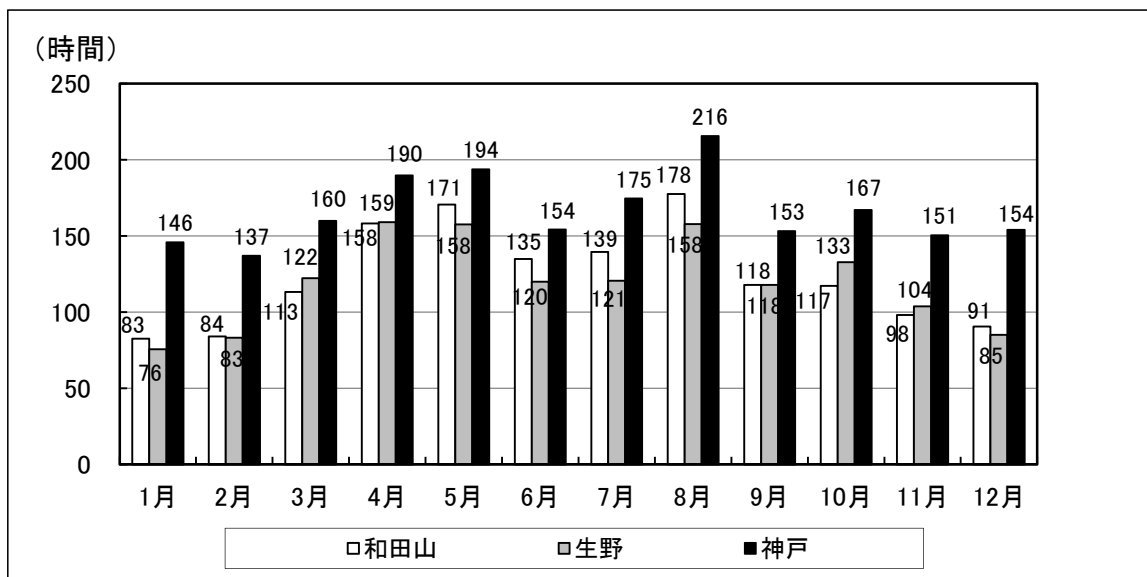


図 2-2-3 朝来市近傍及び神戸市における日照時間

資料：気象庁（和田山・生野 1987 年～2010 年の平均値、神戸 1981 年～2010 年の平均値）

(3) 平均風速

和田山の年間平均風速は 1.5m/s、生野の年間平均風速は 1.7m/s です。

いずれも神戸と比較すると、一年を通じて風速は弱く、冬季は特にその傾向が強まり、穏やかです。

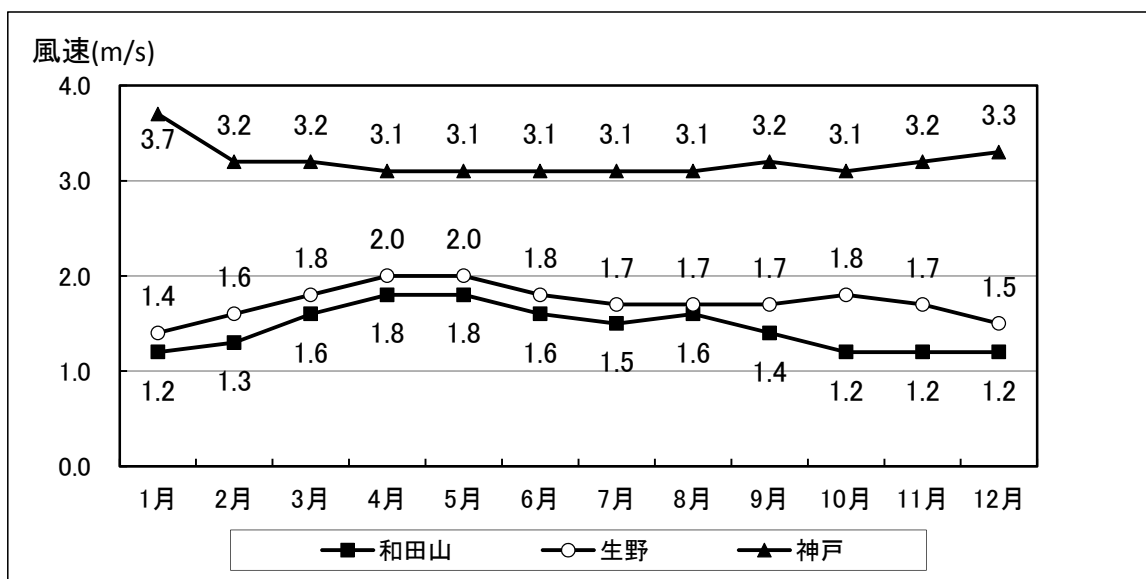


図 2-2-4 朝来市近傍及び神戸市における平均風速

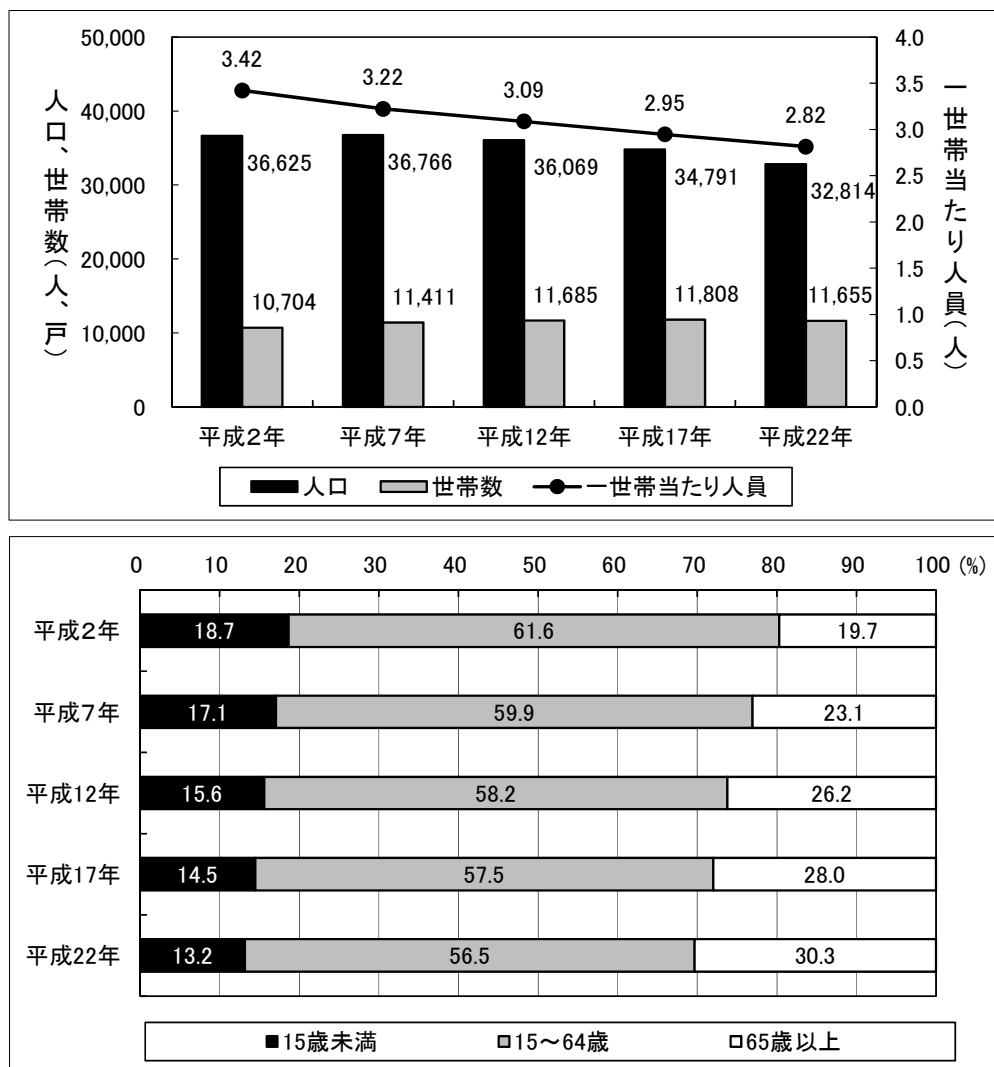
資料：気象庁（1981 年～2010 年の平均値）

第3節 社会的状況

1 人口及び世帯数

平成22年の国勢調査によると、朝来市の人口は32,814人で兵庫県の0.6%を占めています。人口・世帯数及び一世帯当たり人員の推移をみると、平成2年から平成22年にかけて、人口は10.4%減少していますが、世帯数は8.9%増加しており、1世帯当たり人員は、平成2年の3.42人から平成22年には2.82人と、17.5%の減少となっています。

平成2年から平成22年までの年齢階級別人口比率をみると、平成2年には15歳未満の人口が18.7%、65歳以上の人口が19.7%であったのに対し、平成22年には15歳未満の人口が13.2%と減少、65歳以上の人口が30.3%と増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



各年10月1日現在 資料：国勢調査

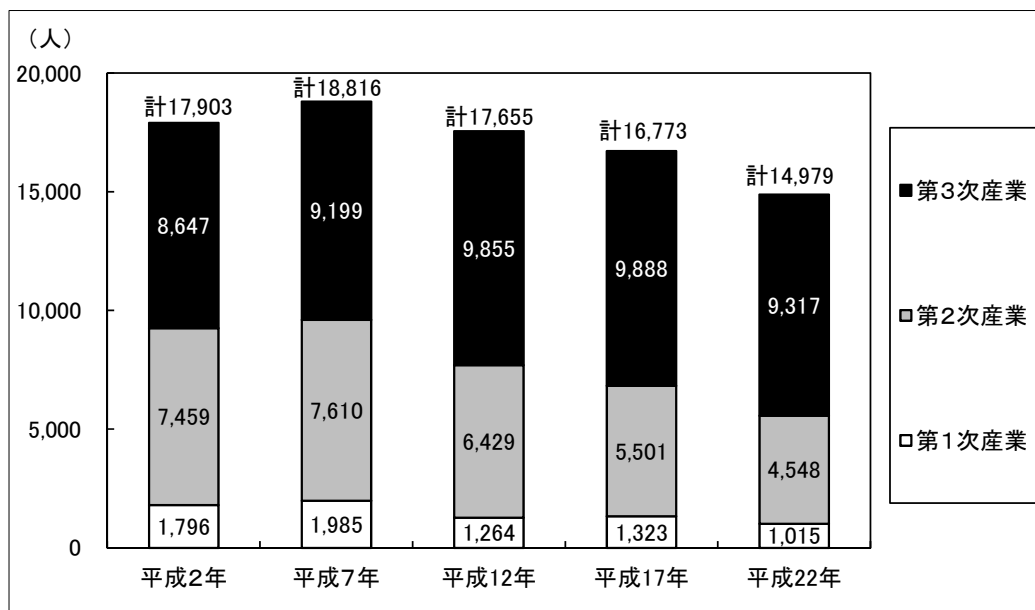
〔注〕四捨五入の関係で構成比率の合計が100%にならない場合がある。

図2-3-1 人口・世帯数・年齢階級別構成比率等の推移

2 産業別就業人口

朝来市の就業人口（15歳以上就業者数）は、平成2年から平成22年にかけては16.3%の減少、平成2年から平成7年にかけて5.1%増加したものの、それ以降は5年ごとに、6.2%、5.0%、10.7%の減少で推移しています。

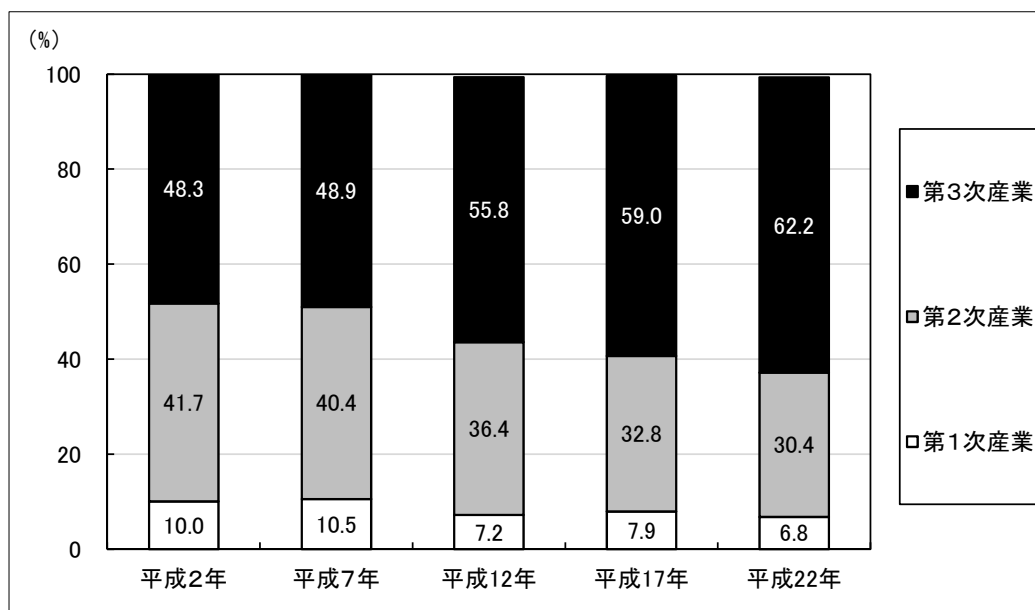
産業別人口をみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向で推移し、第3次産業は増加傾向を示しています。産業別就業人口比率の推移もほぼ同様の傾向にあります。



各年10月1日現在 資料：国勢調査

〔注〕「分類不能産業」があるため、第1次～第3次産業の計と総計は必ずしも一致しない。

図 2-3-2 産業別就業人口（15歳以上）の推移



各年10月1日現在 資料：国勢調査

〔注〕四捨五入等の関係で、構成比率の合計が100%にならない場合がある。

図 2-3-3 産業別就業人口比率の推移

3 土地利用

平成 23 年の土地利用状況（課税対象地積）は、山林が 97.62km²と最も大きく、次いで田が 17.63km²、宅地が 7.66km²、畑が 3.74km²等となっています。朝来市の面積は、前述のように、平成 27 年 3 月から 403.06km²に変更されていますが、既存データとの整合を保つため、ここでは 402.98km²としています。

表 2-3-1 朝来市の課税対象地積等（平成 23 年 10 月 1 日現在）

地目	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	課税分無	総面積
面積（km ² ）	17.63	3.74	7.66	97.62	1.14	3.26	271.93	402.98

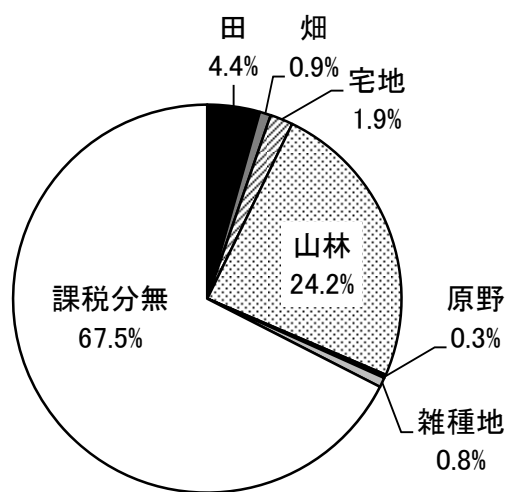


図 2-3-4 課税対象地積等の割合（平成 23 年 10 月 1 日）

資料：朝来市市勢要覧（平成 24 年度版）

なお、2012 年 1 月 31 日に公表された「2010 年世界農林業センサス」（農林水産省）によると、朝来市の林野面積は 337.85km²（そのうち現況森林面積は 336.74km²）であり、市の総面積（402.98km²）の 83.8%を占めています。

4 交通

(1) 公共交通機関ネットワーク

道路網は、北近畿豊岡自動車道（国道 483 号）と播但連絡道路が和田山 JCT・IC で結節する高速道路と、東西方向の国道 9 号・国道 429 号、南北方向の国道 312 号・国道 427 号の 4 路線を中心として、主要地方道や一般県道で骨格を形成し、これらの道路に結節する市道が縦横に整備されています。

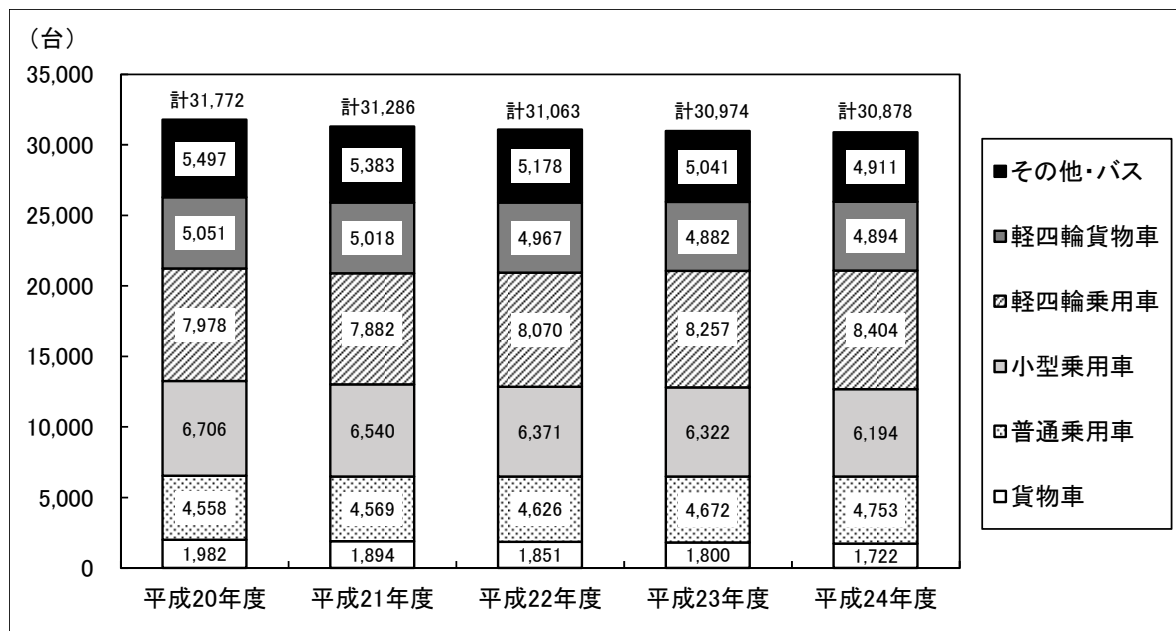
また、鉄道網は J R 山陰本線と J R 播但線が和田山駅で連絡しており、但馬・山陰地方と丹波地方、播磨地方、京阪神大都市圏を結ぶ交通の要衝にあります。



図 2-3-5 朝来市の公共交通機関ネットワーク

（２）車種別自動車保有台数

車種別自動車保有台数の推移をみると、普通乗用車と軽四輪乗用車が増加傾向にあり、貨物車、小型乗用車及び軽四輪貨物車が減少傾向にあります。



〔注〕貨物車には小型及び普通貨物車を、その他には特種車、特殊車及び二輪車を含む。

図 2-3-6 車種別自動車保有台数の推移

資料：兵庫県統計書（年度末又は翌日 4 月 1 日現在）

5 水道

朝来市の水道事業は、前身である旧生野町が昭和 46 年、旧和田山町が昭和 42 年、旧山東町が昭和 44 年、旧朝来町が昭和 45 年に給水を開始しました。その後も人口増加や経済活動・産業活動の変化に伴う水の需要に対応するため順次拡張事業が行われ、新市合併後、平成 17 年 4 月に 1 つの水道事業（平成 31 年度目標値は、計画給水人口が 30,000 人、計画一日最大給水量が 18,800 m³/日）となっています。

現在、朝来市には、自己水源として表流水の水源地が 8 か所と地下水の水源地が 12 か所あり、この 20 か所の自己水源からの取水により、市内全域に水を供給しています。給水系統は旧町単位で、生野、和田山、山東、朝来の各給水区域があり、緊急時に必要な給水量を確保するため、相互連絡管を接続しています。

また、旧朝来町の神子畑簡易水道、旧生野町の柝原地区統合簡易水道、簾野簡易水道の 3 簡易水道は合併後に経営統合し、現在は 1 会計で事業を運営しています。その他に朝来市には黒川本村専用水道があります。

平成 26 年 3 月 31 日の給水区域内人口は、上水道 31,853 人、簡易水道 520 人で、給水人口は上水道 31,543 人、簡易水道 520 人で、普及率は上水道 99.0%、簡易水道 100%です。

第3章 環境の現状と課題

第1節 生活環境

1 大気質

兵庫県内では、県及び国・政令市（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市及び加古川市）が、地域を代表する地点に「一般環境大気測定局」、交通量が多い道路沿いに「自動車排出ガス測定局」を設置し、大気汚染状況の24時間連続測定を行っています。

朝来市には一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局はありませんが、大気測定車による測定が2か所（生野町、和田山町）で実施されています。過去5年度における2か所の測定結果は表3-1-1のとおりです。

表3-1-1 朝来市内における大気質測定結果

生野町内での測定結果

年度	測定期間	測定項目(1時間値の測定期間平均値)〔注〕参照				
		二酸化硫黄 (ppm)	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	光化学オキシダント (ppm)
平成20年度						
平成21年度	7/13～7/21	0.001	0.001	0.004	0.018	0.074
平成22年度	7/7～7/15	0.001	0.000	0.004	0.014	0.106
平成23年度	7/13～8/12	0.001	0.001	0.004	0.012	0.091
平成24年度	7/14～7/19	0.001	0.001	0.004	－	0.137

和田山町内での測定結果

年度	測定期間	測定項目(1時間値の測定期間平均値)〔注〕参照				
		二酸化硫黄 (ppm)	一酸化窒素 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	光化学オキシダント (ppm)
平成20年度	10/1～10/9	0.000	0.002	0.007	0.018	0.055
平成21年度	9/24～10/2	0.001	0.002	0.007	0.015	0.065
平成22年度	10/6～10/14	0.000	0.001	0.006	0.009	0.039
平成23年度	9/28～10/6	0.000	0.002	0.006	0.007	0.069
平成24年度	10/3～10/11	0.000	0.005	0.002	0.007	0.057

〔注〕光化学オキシダントは、1時間値の測定期間最高値である。

資料：兵庫県環境白書

図3-1-1には、朝来市の測定結果（測定期間の期間平均値等）に加えて、参考として、朝来市に隣接する丹波市と豊岡市の常時監視結果（年平均値、長期評価値等）を掲載しました。

朝来市の2か所は測定時期が夏期又は秋期であることに留意する必要がありますが、期間平均値は丹波市や豊岡市の年平均値と同じ程度又はそれ以下となっています。そして、丹波市及び豊岡市の長期評価値が二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに環境基準値以下であることから、朝来市においてもこれらは環境基準値以下であることが推察されます。

光化学オキシダントについては、「昼間の1時間値の最高値」が環境基準値（0.06ppm以下）を満足した場合に環境基準達成となりますが、平成20年度、22年度、24年度の和田山町を除いて環境基準値を超過しています。平成24年度の生野町が0.137ppm（昼間の1時間値の最高値）と高いですが、測定期間の期間平均値は0.035ppmであり、同年度における全国の一般環境大気測定局の年平均値（0.046ppm）を下回っています。同年度の生野町の測定時期が7月で光化学オキシダントの値が最も高くなる季節であること、測定期間を通じての最多風向が南であったことから、他地域で排出された大気汚染物質が影響していた可能性があります、今後の動向に留意していく必要があります。

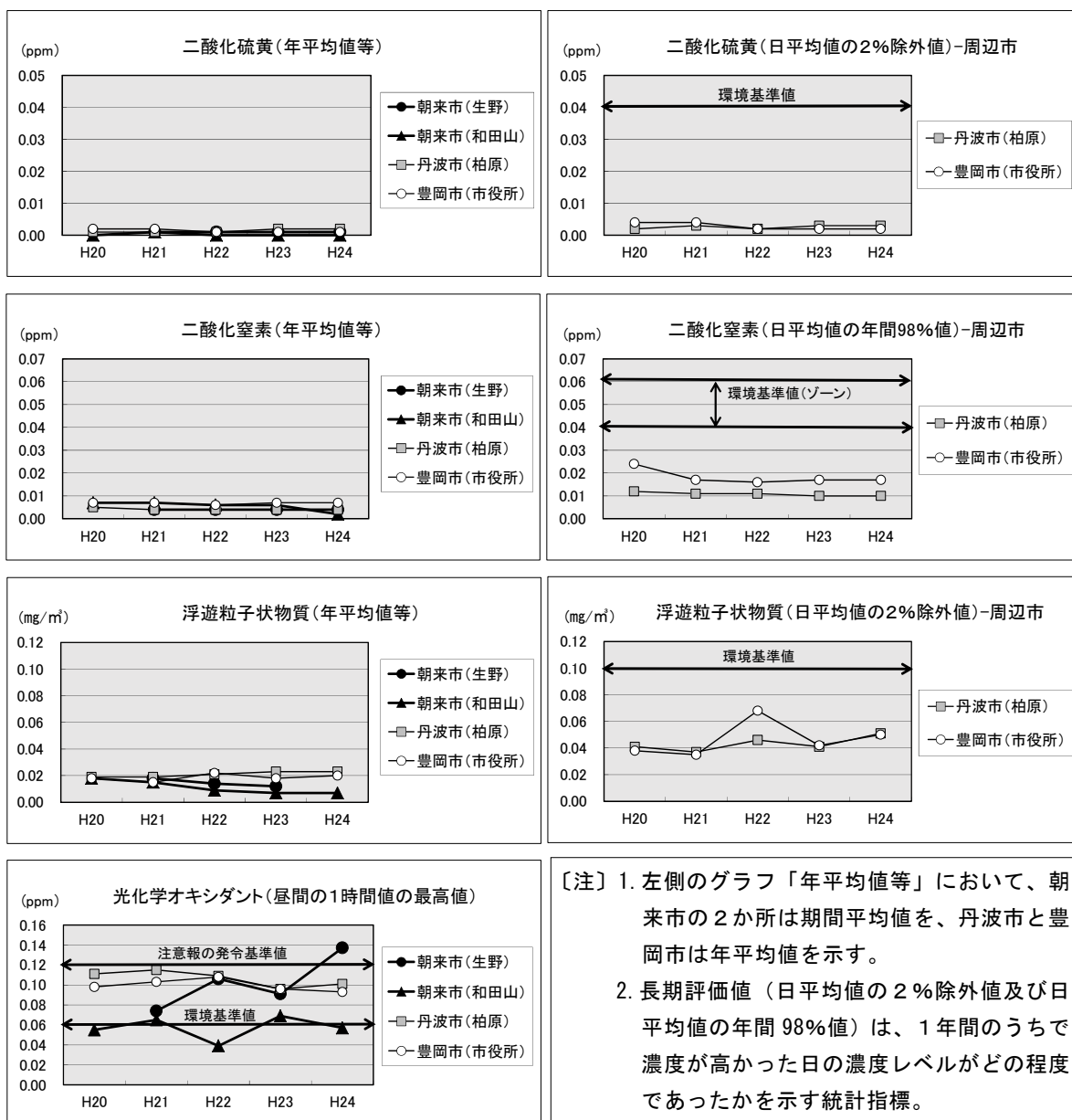


図 3-1-1 朝来市及び周辺市における大気質測定結果

資料：兵庫県環境白書

このほか、微小粒子状物質（PM2.5）が、朝来市周辺では平成 24 年度から豊岡市で測定されています。平成 24 年度の豊岡市での測定値は、年平均値が $11.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間 98% 値が $25.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で、ともに環境基準（それぞれ $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）に適合しており、浮遊粒子状物質の状況から考えて、朝来市でも環境基準値以下と推察されます。

2 自動車騒音

朝来市内では、和田山町宮田（一般国道 9 号）、和田山町枚田（一般国道 312 号）及び山東町大内（一般国道 9 号）の 3 地点で、朝来市（以前は兵庫県）が自動車騒音測定を行っています。



図 3-1-2 自動車騒音の測定地点

測定値の経年変化は表 3-1-2 及び図 3-1-3 のとおりであり、大内は平成 24 年度に測定が行われています。

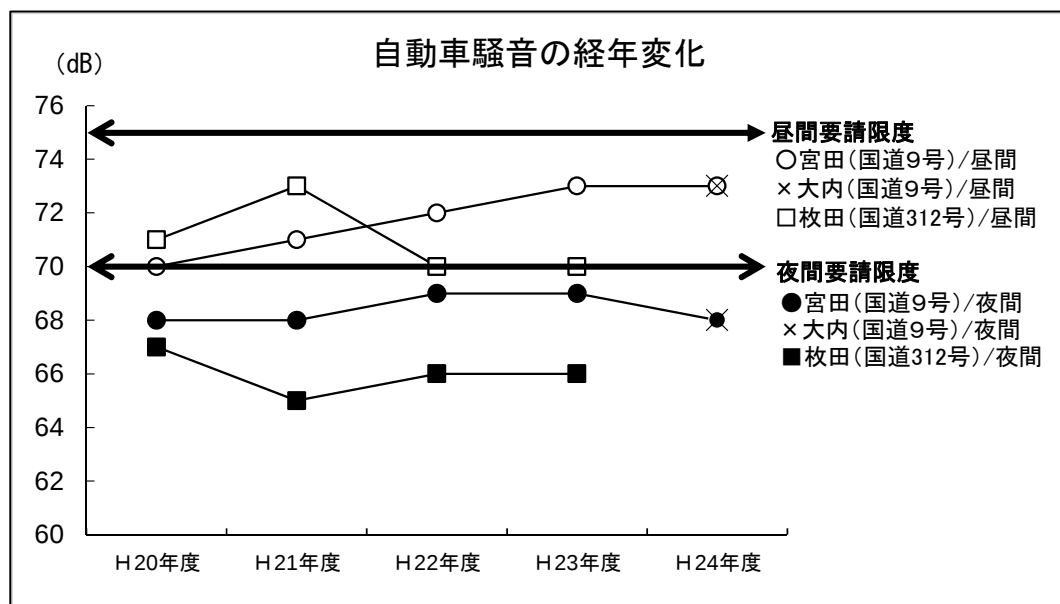
測定値は昼間（6時～22時）が70～73dB、夜間（22時～翌朝6時）が65～69dBで、3地点ともに昼夜とも要請限度値を下回っています。

表 3-1-2 自動車騒音の測定結果

単位：dB

路線名	測定地点名	時間区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般国道9号	朝来市和田山町宮田	昼間	70	71	72	73	73
		夜間	68	68	69	69	68
	朝来市山東町大内	昼間	—	—	—	—	73
		夜間	—	—	—	—	68
一般国道312号	朝来市和田山町枚田	昼間	71	73	70	70	—
		夜間	67	65	66	66	—

資料：兵庫県環境白書



〔注〕24年度には、「大内」が測定され、「枚田」が測定されていない。

図 3-1-3 自動車騒音の経年変化と要請限度

資料：兵庫県環境白書

しかし、道路に面する地域における「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準値は、昼間（6時～22時）が70dB以下、夜間（22時～翌朝6時）が65dB以下となっており、これと比較すると、3地点ともに基準値を超過した年度の方が多くなっています。

なお、和田山町宮田（一般国道9号）で、昼間の測定値が平成23年度まで悪化傾向にあります。一般国道9号と並行する和田山八鹿道路（北近畿豊岡自動車道）の開通により、平成24年度（開通後に測定）には、夜間の測定値が前年度から1dB低下しました。

※環境基準と要請限度

環境基準とは、環境基本法に基づいて定められた環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。

要請限度とは騒音規制法及び振動規制法に基づいて定められた自動車騒音・振動の限度です。市町村長は要請限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会等に対し、自動車騒音・振動を減少させるよう措置をとることを要請することができます。

3 水質

朝来市の河川は、円山川が生野町に源を発し、但馬の中央部を北流して日本海に注いでいます。延長は約 68 km、流域面積は約 1,300 km²であり、兵庫県面積の約 15%を占めています。

また、市川が同じく生野町に源を発し、神崎郡を経て姫路市の東部を南流し、播磨灘に注いでいます。その延長は約 78 kmで、流域面積は約 506 km²です。

朝来市内では、兵庫県による公共用水域水質測定及び朝来市による水質測定が行われています。

(1) 公共用水域水質測定（兵庫県）

「水質汚濁に係る環境基準」には、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があり、前者はすべての公共用水域に基準値が適用されますが、後者は水域ごとに類型が指定された上で基準値が適用されます。

兵庫県では、河川や海域、地下水の水環境の状況を把握するため、水質汚濁防止法に基づき策定した「公共用水域及び地下水の水質測定計画」により、河川、湖沼、海域において、健康項目、生活環境項目について、水質測定を継続的行っています。

① 健康項目

健康項目については、平成 24 年度、兵庫県下の河川 224 地点中 214 地点で環境基準が達成されています。環境基準を超過した項目は砒素（1 地点）及びふっ素（9 地点）であり、超過の原因は地質由来や感潮域で海水の影響を受けたもので、兵庫県は、利水状況からみて健康影響が生じるおそれはないとしています。

朝来市内で公共用水域水質測定が行われている玉置橋（円山川）、多々良木橋（円山川）及び真弓橋（市川）の 3 地点（図 3-1-4 参照）は、いずれも環境基準を達成しています。

② 生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の指定状況をみると、図 3-1-4 に示す玉置橋及び多々良木橋は、いずれも環境基準の河川 A 類型（水域名：円山川上流）に指定されています。また、真弓橋は環境基準の河川 A 類型（水域名：市川上流）に指定されています。

なお、図 3-1-4 には、後述する朝来市水質測定地点（①～⑥の 6 地点）も記載しており、①と⑥は円山川の本流で、玉置橋及び多々良木橋と同様、河川 A 類型の環境基準値が適用されます。



図 3-1-4 朝来市内の水質測定地点

玉置橋（円山川）、多々良木橋（円山川）及び真弓橋（市川）における過去5年度の公共用水域水質測定結果は図 3-1-5 のとおりです。

代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の75%値は、3地点ともに環境基準を達成しています。また、年平均値の経年変化をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

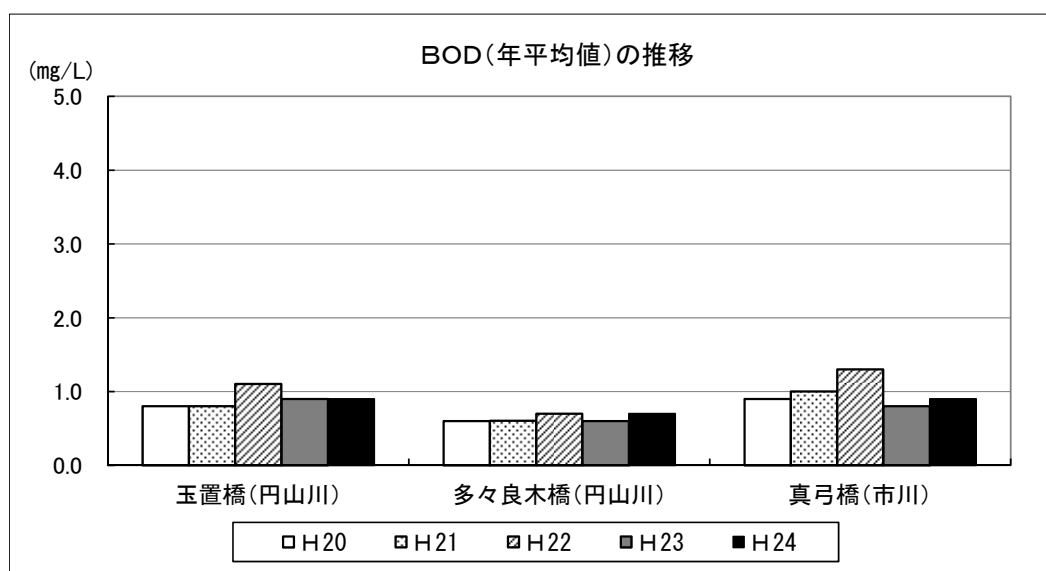
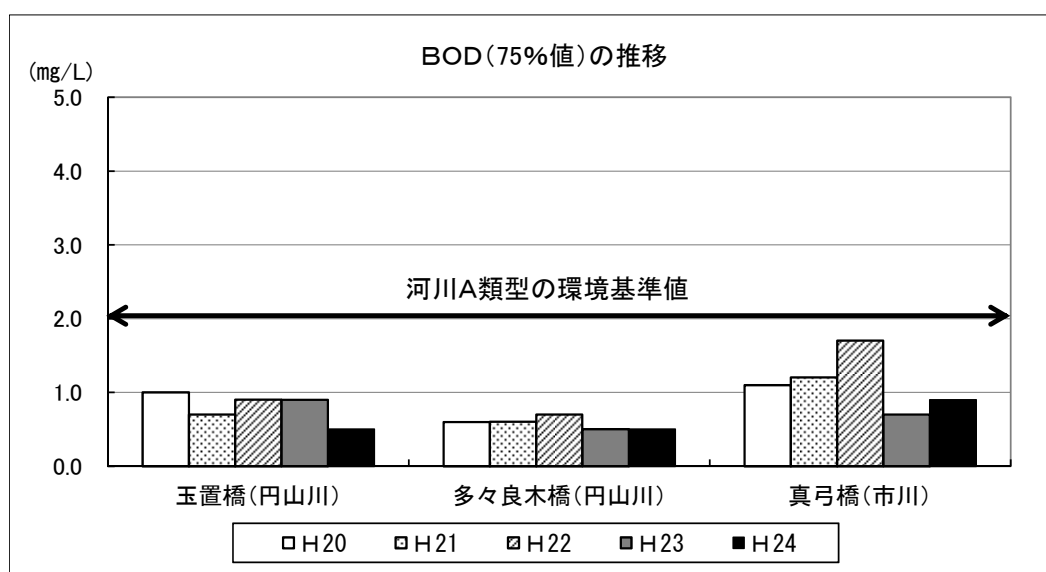


図 3-1-5 公共用水域水質測定結果 (BOD)

※75%値について

生活環境の保全に関する環境基準は、河川では低水流量以上の流量がある場合に達成すべき値として設定されています。一般に流量と水質は反比例的な関係にあると想定され、1年のうち75%以上の日数に対して環境基準が維持されるべきであるという考え方であり、環境省は75%値について、「 n 個の日間平均値を水質の良いものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目にくる数値」と規定しています。年間12回のBOD測定の場合は、上から9番目の値となります。

(2) 朝来市による水質測定

朝来市では、「円山川上流」の本・支流の6地点で年2回（6月又は7月、11月）の水質測定を行っており、これらの地点には河川A類型の環境基準値が適用されます。

平成21年度～平成25年度の5年間（10回）の測定結果を見ると、BOD（生物化学的酸素要求量）及びSS（浮遊物質量）はすべての測定値が環境基準値以下となっています。また、水質の悪化傾向もみられず、円山川とその支流については良好な水質が維持されています。

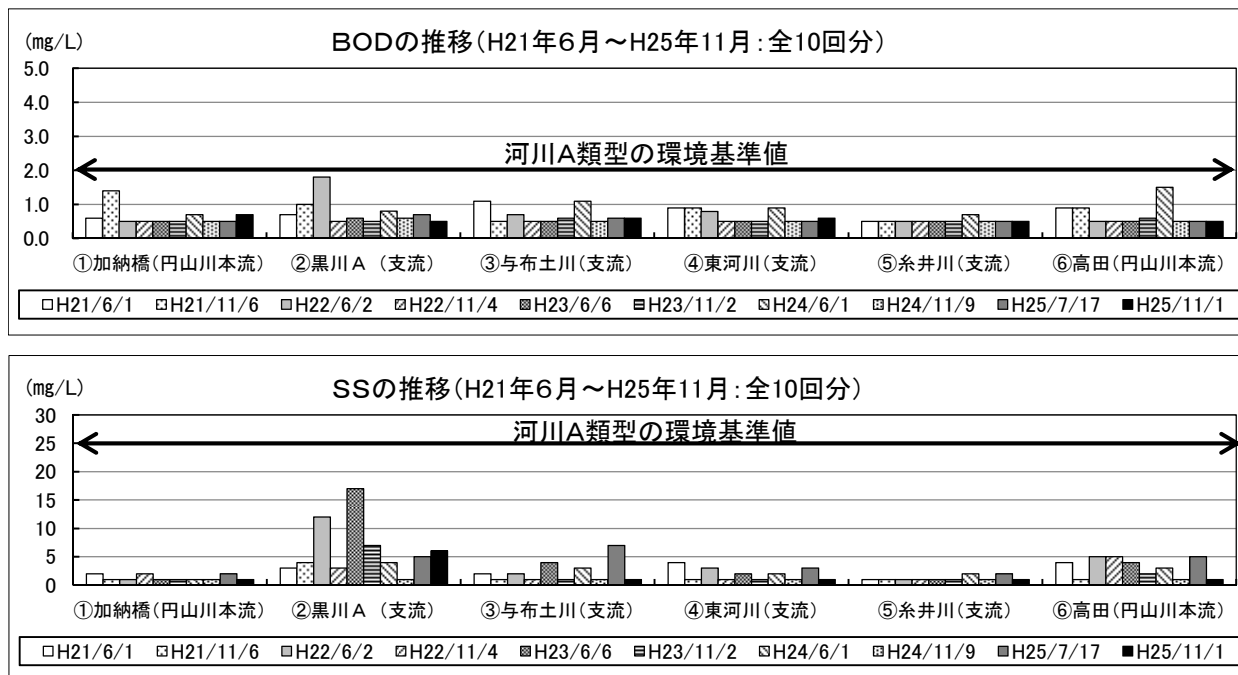


図 3-1-6 朝来市による水質測定結果（BOD及びSS）

表 3-1-3 朝来市による水質測定結果（BOD及びSS）

生物化学的酸素要求量(BOD)

地点	H21/6/1	H21/11/6	H22/6/2	H22/11/4	H23/6/6	H23/11/2	H24/6/1	H24/11/9	H25/7/17	H25/11/1
①加納橋(円山川本流)	0.6	1.4	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	0.7
②黒川A(支流)	0.7	1.0	1.8	<0.5	0.6	<0.5	0.8	0.6	0.7	0.5
③与布土川(支流)	1.1	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	0.6	1.1	<0.5	0.6	0.6
④東河川(支流)	0.9	0.9	0.8	<0.5	<0.5	<0.5	0.9	<0.5	<0.5	0.6
⑤糸井川(支流)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	<0.5
⑥高田(円山川本流)	0.9	0.9	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	1.5	<0.5	<0.5	<0.5

浮遊物質量(SS)

地点	H21/6/1	H21/11/6	H22/6/2	H22/11/4	H23/6/6	H23/11/2	H24/6/1	H24/11/9	H25/7/17	H25/11/1
①加納橋(円山川本流)	2	<1	<1	2	<1	<1	<1	<1	2	<1
②黒川A(支流)	3	4	12	3	17	7	4	1	5	6
③与布土川(支流)	2	<1	2	<1	4	<1	3	<1	7	1
④東河川(支流)	4	1	3	<1	2	<1	2	1	3	<1
⑤糸井川(支流)	1	<1	1	<1	<1	1	2	<1	2	<1
⑥高田(円山川本流)	4	1	5	5	4	2	3	1	5	1

※BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を表す代表的な項目です。有機物が多いほどBODが高く、円山川上流の環境基準値は、2 mg/L 以下（河川A類型）です。

※SS（浮遊物質）

水中を浮遊する小粒子状物質の量。1 リットルの水をろ過して残る物質の量で、水の濁りの程度を表します。円山川上流の環境基準値は、25 mg/L 以下（河川A類型）です。

第2節 自然環境及び快適環境

1 自然公園等

優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進や保健・休養・自然学習に役立てるため、「自然公園法」により環境大臣が国立公園及び国定公園を、「兵庫県立自然公園条例」により知事が県立自然公園を指定しています。

現在、県内ではこれらの公園面積は県土の約 20%を占め、県内の優れた自然の風景地の保護を図るとともに、県民の自然とのふれあいの促進に重要な役割を果たしています。

朝来市内には、「朝来群山」、「出石糸井」、「雪彦峰山」の3つの県立自然公園があり、その概要は表 3-2-1 のとおりです。

表 3-2-1 朝来市に位置する県立自然公園

名称	指定年月日	面積	関係市町
朝来群山	昭和 33 年 11 月 21 日 変更 平成 3 年 6 月 7 日	14,766 ha	丹波市、朝来市、多可町
出石糸井	昭和 36 年 3 月 30 日 変更 平成 8 年 12 月 17 日	7,578 ha	豊岡市、朝来市
雪彦峰山	昭和 38 年 5 月 21 日 変更 平成 6 年 7 月 5 日	10,144 ha	姫路市、朝来市、宍粟市、神河町

資料：兵庫県環境白書

また、多くの人々が四季を通じて手軽に楽しく安全に景勝地などを歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化にふれ、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的として、兵庫県が「近畿自然歩道」を整備しています。兵庫県内の路線は、「山陽路」、「淡路島」、「日本海沿岸」、「子午線円山川」の4ルートで、路線延長が約 590km あります。これらのうち子午線円山川ルートが朝来市内を南北に通っています（図 3-2-1 参照）。



図 3-2-1 朝来市に位置する県立自然公園等

資料：兵庫県ホームページ



立雲峡の山桜（朝来群山県立自然公園）
【写真提供：吉田利栄様】



糸井溪谷
（出石糸井県立自然公園）

2 自然環境保全地域等

県内の貴重な自然環境や身近で大切な自然環境を保全し、次世代に引き継ぐため、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区及び郷土記念物が指定されています。

朝来市内では、郷土記念物が3か所、指定されています。

表 3-2-2 兵庫県自然環境保全地域等の指定状況（平成 24 年度末）

保全地域等区分	総面積等	概要
自然環境保全地域 （16 か所）	398.30 ha	自然的社会的条件からみて当該自然環境（優れた天然林、特異な地形・地質等）を保全することが特に必要な地域
環境緑地保全地域 （36 か所）	122.37 ha	市街地周辺又は集落地若しくはその周辺にある樹林地、水辺地等で風致、形態等が住民の健全な生活環境を確保するために特に必要な地域
自然海浜保全地区 （3 か所）	総延長 3,000 m	瀬戸内海の高浜地及びこれに面する海面のうち、海水浴等のレクリエーションの場として利用されており、自然の状態が維持されている地区
郷土記念物（49 か所）	—	植物及び地質、鉱物で地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なもの

資料：兵庫県環境白書

表 3-2-3 朝来市の郷土記念物

保全地域等区分	名称	所在地	指定年月日
郷土記念物	大將軍杉	和田山町藤和	昭和 47 年 9 月 1 日
	東河小学校のセンダン	和田山町東和田	平成元年 12 月 12 日
	神子畑のサルスベリ	佐囊	平成 8 年 3 月 29 日

資料：兵庫県環境白書



神子畑のサルスベリ

3 優れた自然

兵庫県は、貴重な野生生物、地形・地質など優れた自然を積極的に保全していくため、保全の対象とすべきものを明確にし、その分布状況を把握することを目的として、平成 7 年 3 月に全国に先駆けて兵庫県版レッドデータブック「兵庫の貴重な自然」を作成し、その後、新たな情報の蓄積等を踏まえて、平成 15 年 3 月に「改訂・兵庫の貴重な自然（兵庫県版レッドデータブック 2003）」として取りまとめました。

このレッドデータブックは、県内の動物、植物、植物群落、地形・地質・自然景観を対象に、貴重性の高いものから A、B、C のランク付けを行い選定・評価しています。

平成 15 年の改訂後も新たな生物情報の蓄積等を踏まえて、平成 21 年度は植物・植物群落、平成 22 年度は地形・地質・自然景観・生態系、平成 23 年度は昆虫類、平成 24 年度は鳥類、平成 25 年度は貝類・その他無脊椎動物について改訂作業が行われ、「兵庫の貴重な自然 ー兵庫県版レッドリスト 2010ー」～「兵庫の貴重な自然 ー兵庫県版レッドリスト 2014ー」（以下「レッドリスト」と略。）として公表されました。

レッドリストに掲載された種等のうち、朝来市に関連するもの（確認記録がある、市内に位置する等）を、次ページから掲載しました。

(1) 植物

レッドリストでは、「維管束植物（シダ植物、種子植物）」、「藻類（淡水藻類、海藻類）」、「蘚苔類」及び「菌類」を対象として、表 3-2-4 の基準で植物を選定・評価し、その分布・生育状況・変化の状況を把握しながら保全に配慮することとしています。

表 3-2-4 貴重性評価の区分（植物）

区分	ランク	貴重性評価の区分
維管束植物	絶滅	兵庫県内での確認記録、標本があるなど、かつては生育していたと考えられるが、兵庫県では近年、現存が確認できなかったもの。飼育・栽培下では存続している、いわゆる野生絶滅種を含む。
	A ランク	兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種
	B ランク	兵庫県内において絶滅の危険が増大している種など、極力生息環境、自生地などの保全が必要な種
	C ランク	兵庫県内において存続基盤が脆弱な種
	要調査種	兵庫県での生息・生育の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種
蘚苔類	A ランク	発生確認箇所数が非常に少なく、貴重性が極めて高いと考えられる種
	B ランク	発生確認箇所数が少なく、貴重性が高いと考えられる種
	C ランク	優れた自然環境の指標となる種などの、貴重種に準ずる種
	要調査種	現在の知見では貴重性の判断ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種
淡水藻類・海藻類	A ランク	生育場所が限定され、保全の必要性が高い数少ない重要な環境や、藻場などの生態系を特徴付ける種
	B ランク	生育場所が限定され、保全することが望まれる重要な環境や、藻場などの生態系を特徴付ける種
	C ランク	現在は重要性は高くないが、今後重要となる可能性が高い環境や、藻場などの生態系を特徴付ける種
	地域絶滅危惧種	過去に分布していたことが確認されているが、生育環境の悪化などにより、現在は分布が確認されないか、きわめて稀にしか出現しない種
	要調査種	兵庫県での生育の実態がほとんどわからないことにより、現在の知見では貴重性の判断ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種
菌類	A ランク	発生確認箇所数が非常に少なく、貴重性が極めて高いと考えられる種
	B ランク	発生確認箇所数が少なく、貴重性が高いと考えられる種
	要注目種	優れた自然環境の指標となる種などの、貴重種に準ずる種
	要調査種	兵庫県での生育の実態がほとんどわからないことにより、現在の知見では貴重性の判断ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種

資料：兵庫県ホームページ

上記基準で選定された、朝来市で確認されている植物は次のとおりです。

これらのうち A ランクの植物などは、県内分布域が市町村名ではなく地域名で公表されており、その場合、分布域が「但馬」となっている植物を掲載しています。

表 3-2-5 レッドリスト掲載種（シダ植物）

区分	ランク	種和名	備考
シダ植物	Aランク	アスヒカズラ、スギラン、オオコケシノブ、ツクシヤブソテツ、ミヤマワラビ、ヘイケイヌワラビ、イッポンワラビ、クラガリシダ、デンジソウ、サンショウモ、オオアカウキクサ	左欄の種はすべて県内分布域（の一つ）が「但馬」
	Bランク	ヒメスギラン（※）、ヒロハハナヤスリ、ヤシャゼンマイ（※）、クモノスシダ、ヒロハヤブソテツ、ヒカゲワラビ、ウスバミヤマノコギリシダ、イワオモダカ	※は、県内分布域（の一つ）が「但馬」
	Cランク	ヤマドリゼンマイ、ミヤマクマワラビ、ミヤコイヌワラビ、ハコネシケチシダ、イワヤナギシダ、アオネカズラ	—
	要調査種	メヤブソテツ	県内分布「但馬」

〔注〕 県内分布域又は県内分布域の一つが朝来市又は「但馬」となっている種を掲載。

資料：兵庫県ホームページ

表 3-2-6(1) レッドリスト掲載種（種子植物－１）

区分	ランク	種和名	備考
裸子植物	Cランク	ヒメコマツ	—
離弁花類	Aランク	トキホコリ、コケミズ、ホザキヤドリギ、ホソバイヌタデ、マダイオウ、フクジュソウ、キバナサバノオ、オキナグサ、モミジカラマツ、マルバウmanosズクサ、ベニバナヤマシャクヤク、ヤマキケマン、マルバネコノメ、ザリコミ、ヒメヘビイチゴ、ハマナス、ヒメバライチゴ、コキンバイ、ビッチュウフウロ、モクゲンジ、ツルタチツボスミレ、トウキ、ドクゼリ	左欄の種はすべて県内分布域（の一つ）が「但馬」
	Bランク	トリカブト属、カラスシキミ、ケヤマウコギ	—
	Cランク	アサダ、ワチガイソウ、セツブンソウ、オオバメギ、タイトゴメ、エドヒガン、モリイバラ、ミツデカエデ、ナツアサドリ、コミヤマスミレ、ミズマツバ、ミヤマタニタデ、ヤマトグサ	—
合弁花類	Aランク	コメバツガザクラ、アカモノ、コケモモ、ツマトリソウ、エゾリンドウ、ミツガシワ、ヒメシロアサザ、シロバナカモメヅル、アオホオズキ、ヤマホオズキ、オオマルバノホロシ、オオバミゾホオズキ、イワギリソウ、トゲナシアザミ、ヤナギタンポポ、タカサゴソウ、ウスユキソウ、ニシノヤマタイミンガサ、クルマバハグマ、ネコヤマヒゴタイ、コウリンカ、ハバヤマボクチ	左欄の種はすべて県内分布域（の一つ）が「但馬」
	Bランク	イワウチワ（トクワカソウ）、サラサドウダン、サウルリソウ、オウギカズラ、キセワタ、キュウシュウコゴメグサ、スズメ（ノ）ハコベ、ミヤマヤブタバコ、ククアザミ	—
	Cランク	ヒカゲツツジ、ユキグニミツバツツジ、ミヤマムグラ、デウノタツナミソウ、ミヤマナミキ、アブノメ、オオヒナノウスツボ、ヒヨクソウ、コバナガンクビソウ、ビッチュウアザミ、オグルマ、ヤマザトタンポポ（※）	※は、県内分布域が「但馬」

〔注〕 県内分布域又は県内分布域の一つが朝来市又は「但馬」となっている種を掲載。

資料：兵庫県ホームページ

表 3-2-6(2) レッドリスト掲載種（種子植物－２）

区分	ランク	種和名	備考
単子葉植物	Aランク	トチカガミ、カワツルモ、ヒメニラ、ツバメオモト、マルバサンキライ、タケシマラン、イワショウブ、ミズアオイ、ヒメシャガ、ミヤマヌカボ、タカネノガリヤス、ヒロハノドジョウツナギ、セツピコテンナンショウ、ミズバショウ、カンサイイワスゲ、ホスゲ、ニッコウハリスゲ、コハリスゲ、サンインヒエスゲ、ヤチスゲ、ヒメスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ヒメカンガレイ（ロッカクイ含む）、コイチヨウラン、アキザキヤツシロラン、ノビネチドリ、ウチヨウラン、ツレサギソウ、イイヌマムカゴ、トンボソウ	左欄の種はすべて県内分布域（の一つ）が「但馬」
	Bランク	バイケイソウ(※)、イワタケソウ、ヒナラン(※)、ムカゴソウ、セイタカスズムシソウ、ショウキラン	※は、県内分布域（の一つ）が「但馬」
	Cランク	ヤナギスブタ、ミズオオバコ、カタクリ、ハナゼキショウ、ノハナショウブ、ホシクサ、コウボウ、イブキヌカボ、タチネズミガヤ、ヒロハノハネガヤ、ヒロハテンナンショウ、ナガエミクリ、ヒロハノオオタマツリスゲ、オオタマツリスゲ、ベニイトスゲ、エビネ、ギンラン、カキラン、オニノヤガラ、ミズトンボ、ヤマサギソウ、コバノトンボソウ、ヤマトキソウ	－
	要調査種	ミクリゼキショウ	県内分布「但馬」

〔注〕 県内分布域又は県内分布域の一つが朝来市又は「但馬」となっている種を掲載。

資料：兵庫県ホームページ

表 3-2-7 レッドリスト掲載種（蘚苔類）

区分	ランク	種和名	備考
苔類	Aランク	タカキクラマゴケモドキ、コオイフタマタゴケ	－
	Cランク	タカネツキヌキゴケ（ミヤマホラゴケモドキ）	－
蘚類	Bランク	ヒロスジツリバリゴケ	－
	Cランク	オオミズゴケ、チヂレタチゴケ	－

〔注〕 県内分布域又は県内分布域の一つが朝来市又は「県内各所」となっている種を掲載。

資料：兵庫県ホームページ

表 3-2-8 レッドリスト掲載種（菌類）

区分	ランク	種和名	備考
菌類	要注目種	ニセマツタケ、マツタケモドキ	－
	要調査種	クサギムシタケ	県内分布「但馬」

〔注〕 県内分布域又は県内分布域の一つが朝来市又は「但馬」となっている種を掲載。

資料：兵庫県ホームページ

(2) 植物群落

植物群落とは、同一の場所でまとまって生育している植物群のことです。レッドリストでは、表 3-2-9 の基準で植物群落を選定し、その分布・生育状況・変化の状況を把握しながら保全に配慮することとしています。

表 3-2-9 貴重性評価の区分（植物群落）

ランク	貴重性評価の区分
Aランク	規模的、質的に優れており、貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの
Bランク	Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県的価値に相当するもの
Cランク	Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの
要注目	人間生活との関わりを密接に示すもの、地元の人に愛されているものなど、貴重なものに準ずるものとして保全に配慮すべきもの

資料：兵庫県ホームページ

植物群落は「ある場所を覆っている植生の最上層で最も優占している種」により代表され、仮にブナが優占している場合は「ブナ群落」となり、このような群落を「単一群落」といいます。一方、複数の群落が相互に関連しあっていて、これら全体で評価される場合もあり、これを「複合群落」といいます。

上記基準で選定された朝来市内の植物群落は以下のとおりです。朝来市内にはAランクの植物群落はありませんが、Bランク、Cランク及び「要注目」の植物群落があります。

表 3-2-10 レッドリストに掲載された朝来市の植物群落（単一群落）

No.	ランク	植生のタイプ	場所	植生の種類
①	B	照葉樹林	岩津・岩屋観音	ウラジログシ群落
②	B	照葉樹林	山内権現谷・青倉神社	ウラジログシ群落
③	B	針葉樹林	生野町・魚ヶ滝	アカマツ群落
④	C	夏緑樹林	生野町・須留ヶ峰	ブナ群落
⑤	C	針葉樹林	山東町栗鹿・栗鹿神社	スギ・ヒノキ群落
⑥	C	針葉樹林	多々良木	ヒメコマツ群落
⑦	C	その他	立脇	早春植物個体群
⑧	要注目	その他	和田山町竹ノ内・床の尾	草本植物個体群

資料：兵庫県ホームページ

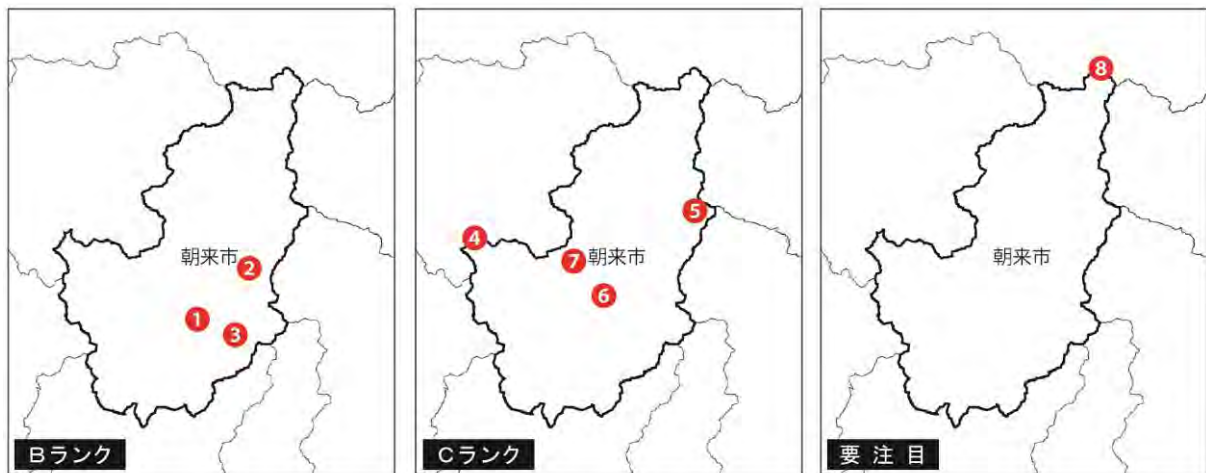


図 3-2-2 レッドリストに記載された朝来市の植物群落（単一群落）

資料：兵庫県ホームページ

表 3-2-11 レッドリストに掲載された朝来市の植物群落（複合群落）

No.	ランク	場所	複合名称	植生の種類
①	C	和田山町竹ノ内・糸井 溪谷不動滝	糸井溪谷の自然植生	イヌブナ群落、 ウラジログシ群落
②	要注目	生野町栃原・段ヶ峰	段ヶ峰の自然植生	ツツジ群落、ササ個体群

資料：兵庫県ホームページ

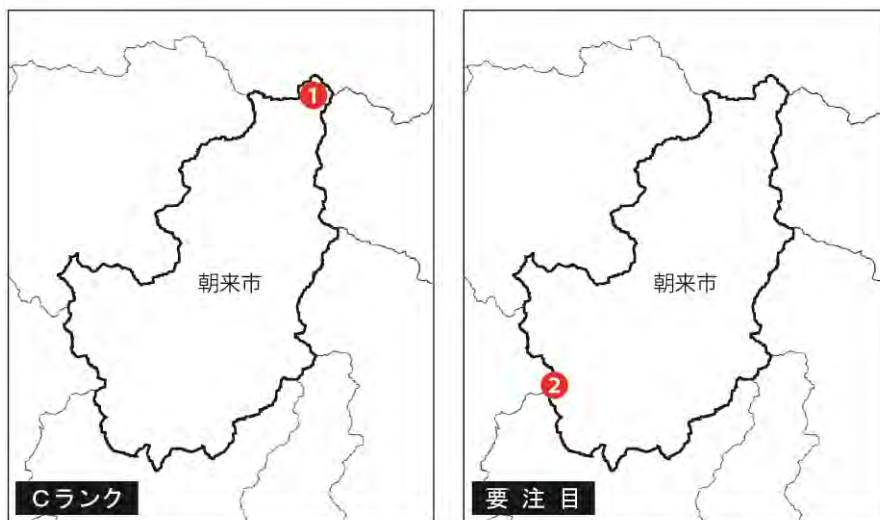


図 3-2-3 レッドリストに記載された朝来市の植物群落（複合群落）

資料：兵庫県ホームページ

(3) 鳥類

レッドリストでは、表 3-2-12 の基準で鳥類の貴重性評価を行っています。

表 3-2-12 貴重性評価の区分（鳥類）

ランク	貴重性評価の区分
絶滅	兵庫県内での確認記録、標本があるなど、かつては生息していたと考えられるが、現在は野生下では見られなくなり、生息の可能性がないと考えられる種
Aランク	兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種
Bランク	兵庫県内において絶滅の危機が増大している種など、極力生息環境などの保全が必要な種
Cランク	兵庫県内において存続基盤が脆弱な種
要注目	最近減少の著しい種、優れた自然環境の指標となる種、分布や行動に変化があり動向が注目される種などの、貴重種に準ずる種
要調査	兵庫県内での生息の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種

資料：兵庫県ホームページ

上記基準で選定された朝来市で確認記録がある種は、表 3-2-13 及び 3-2-14 のとおりです。

表 3-2-13 レッドリストに掲載された朝来市の鳥類（1）

ランク	目	種
Aランク	コウノトリ目	コウノトリ
	ペリカン目	ミゾゴイ
	ヨタカ目	ヨタカ
	タカ目	ミサゴ、イヌワシ、クマタカ
	ブッポウソウ目	ブッポウソウ
	スズメ目	ルリビタキ、ノビタキ、カヤクグリ、アオジ
Bランク	カモ目	オシドリ、シノリガモ
	ペリカン目	オオヨシゴイ
	チドリ目	イカルチドリ、ヤマシギ、タシギ、タカブシギ、コアジサシ
	タカ目	ハチクマ、ツミ、オオタカ、サシバ、ノスリ、ハヤブサ
	フクロウ目	アオバズク、コミミズク
	ブッポウソウ目	アカショウビン、ヤマセミ
	キツツキ目	オオアカゲラ
	スズメ目	メボソムシクイ、ゴジュウカラ、マミジロ、コマドリ、コルリ
Cランク	ペリカン目	ササゴイ、チュウサギ
	カッコウ目	ジュウイチ
	チドリ目	イソシギ
	タカ目	ハイイロチュウヒ、ハイタカ
	キツツキ目	アカゲラ、アオゲラ
	スズメ目	サンショウクイ、ツリスガラ、カワガラス、コサメビタキ

資料：兵庫県ホームページ

表 3-2-14 レッドリストに掲載された朝来市の鳥類（２）

ランク	目	種
要注目	キジ目	ヤマドリ
	ブッポウソウ目	カワセミ
	スズメ目	コガラ、オオヨシキリ、キビタキ、オオルリ
要調査	ブッポウソウ目	ヤツガシラ、ヤマショウビン
	スズメ目	オオマシコ、イスカ

資料：兵庫県ホームページ

（４）昆虫類

レッドリストでは、表 3-2-15 の基準で昆虫類の貴重性評価を行っています。

表 3-2-15 貴重性評価の区分（昆虫類）

ランク	貴重性評価の区分
絶滅	兵庫県内での確認記録、標本があるなど、かつては生息していたと考えられるが、現在は見られなくなり、生息の可能性がないと考えられる種
Aランク	兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種
Bランク	兵庫県内において絶滅の危機が増大している種など、極力生息環境、自生地などの保全が必要な種
Cランク	兵庫県内において存続基盤が脆弱な種
要注目種	最近減少が著しい種、優れた自然環境の指標となる種などの貴重種に準ずる種
地域限定貴重種	兵庫県全域で見ると貴重とはいえないが、県内の特定の地域においてはA、B、C、要注目のいずれかのランクに該当する程度の貴重性を有する種であるとともに、「学術的に特に貴重とみなされる個体群」、「生物地理学的に重要な意味を持つ個体群」、「保全上重要な単位とみなされる個体群」として識別される種
要調査種	兵庫県での生息の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種

資料：兵庫県ホームページ

上記基準で選定された、朝来市で確認記録がある種は以下のとおりです。

表 3-2-16 レッドリストに掲載された朝来市の昆虫類（１）

ランク	目	種
絶滅	チョウ目	オオウラギンヒョウモン、ヒョウモンモドキ
Aランク	トンボ目	アオハダトンボ、キイロヤマトンボ
	バッタ目	カワラバッタ
	コウチュウ目	アカマダラコガネ、アサカミキリ
	チョウ目	ホシチャバネセセリ、スジグロチャバネセセリ、クロシジミ、ウスイロヒョウモンモドキ、ヒメヒカゲ
Bランク	トンボ目	オオイトトンボ、ムカシヤンマ、キイロサナエ、ヒメサナエ
	チョウ目	ギンイチモンジセセリ、ギフチョウ、オナガシジミ、ハヤシミドリシジミ、ヒロオビミドリシジミ、キマダラルリツバメ、シルビアシジミ、ウラナミジャノメ

資料：兵庫県ホームページ

表 3-2-17 レッドリストに掲載された朝来市の昆虫類（２）

ランク	目	種
Cランク	トンボ目	ミヤマサナエ、アオサナエ、ミヤマアカネ
	カワゲラ目	チクビオナシカワゲラ
	コウチュウ目	ヒメオオクワガタ、マヤサンコブヤハズカミキリ
	チョウ目	ヘリグロチャバネセセリ、コキマダラセセリ、ウラナミアカシジミ、ヒサマツミドリシジミ、クモガタヒョウモン、オオムラサキ
要注目種	トンボ目	ムカシトンボ、タカネトンボ、アキアカネ
	コウチュウ目	アキオサムシ、ヘイケボタル、ヒメボタル
	トビケラ目	ビワアシエダトビケラ
	チョウ目	ミヤマチャバネセセリ、ツマグロキチョウ、スジボソヤマキチョウ、ヤマトスジグロシロチョウ、ゴイシシジミ、ウラゴマダラシジミ、ミドリシジミ、ウラジロミドリシジミ、フジミドリシジミ、スギタニルシジミ

資料：兵庫県ホームページ

（５）貝類・その他無脊椎動物

レッドリストでは、表 3-2-18 の基準で貝類・その他無脊椎動物の貴重性評価を行っています。

表 3-2-18 貴重性評価の区分（貝類・その他無脊椎動物）

ランク	貴重性評価の区分
絶滅	兵庫県内での確認記録、標本があるなど、かつては生息していたと考えられるが、最近40年間に確認記録がなく、生息の可能性がないと考えられる種
Aランク	兵庫県において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種
Bランク	兵庫県において絶滅の危機が増大している種
Cランク	兵庫県において存続基盤が脆弱な種
要注目種	最近減少が著しい種、優れた自然環境の指標となる種などの貴重種に準ずる種
地域限定貴重種	兵庫県全域で見ると貴重とはいえないが、県内の特定の地域においてはA、B、C、要注目のいずれかのランクに該当する程度の貴重性を有する種であるとともに、「学術的に特に貴重とみなされる個体群」、「生物地理学的に重要な意味を持つ個体群」、「保全上重要な単位とみなされる個体群」として識別される種
要調査種	兵庫県において評価するに足るデータがない種

資料：兵庫県ホームページ

上記基準で選定された、朝来市で確認記録がある種は、表 3-2-19 のとおりです。

表 3-2-19 レッドリストに掲載された朝来市の貝類・その他無脊椎動物

ランク	科	種
Aランク	ナンバンマイマイ科	ココロマイマイ
Bランク	ベッコウマイマイ科	スジキビ
	ナンバンマイマイ科	ケハダビロウドマイマイ、ビロウドマイマイ
Cランク	ゴマガイ科	ヒメゴマガイ（矢野、仮称）
	タニシ科	マルタニシ
	ドブシジミ科	ドブシジミ

資料：兵庫県ホームページ

（６）地形、地質、自然景観

レッドリストでは、表 3-2-20 の基準で地形、地質、自然景観の貴重性評価を行っています。

表 3-2-20 貴重性評価の区分（地形、地質、自然景観）

ランク	貴重性評価の区分
Aランク	規模的、質的に優れており、貴重性の程度が最も高く、全国的価値に相当するもの
Bランク	Aランクに準ずるもので、地方的価値、都道府県的価値に相当するもの
Cランク	Bランクに準ずるもので、市町村的価値に相当するもの
要注目	（地質） 温泉・湧水などのように地質以外の分野の自然現象のうち、地質との関連性があり重要とみなされるもの （自然景観） その場所の重要性だけでなく、今後の人の暮らしと自然環境の関係を考える上で重要とみなされるもの

資料：兵庫県ホームページ

上記基準で選定された中で、朝来市内に位置するものは表 3-2-21 のとおりです。

表 3-2-21 レッドリストに掲載された朝来市の地形、地質、自然景観

区分	番号	所在地	通称	分類区分	ランク
地形	①	朝来市生野町柘原	—	麓屑面	B
	②	朝来市山東町比叡	—	截頭段丘	C
	③	朝来市山東町・和田山町、 京都府福知山市夜久野町	夜久野ヶ原	溶岩台地、 火山碎屑丘	B
地質	①	朝来市生野町奥銀谷	生野鉱山	鉱脈、断層	B
	②	朝来市生野町 市川の銀 山湖上流	—	岩石、流理及び節理、 河食	B
	③	朝来市生野町段ヶ峰付近	段ヶ峰	岩石	C
	④	朝来市和田山町竹内	竹内隕石落下点	隕石落下点（隕石孔）	A
	⑤	朝来市和田山町	宝山又は田倉山	噴出岩体	B
自然景観	①	朝来市・宍粟市	段ヶ峰	—	B
	②	朝来市生野町 市川源流 部	黒川溪谷・魚ヶ滝	—	B
	③	朝来市	法道寺溪谷	—	C
	④	朝来市	白口溪谷	—	C
	⑤	朝来市	銀山湖	—	C
	⑥	朝来市	黒川ダム	—	C
	⑦	朝来市	竹田城跡	—	C
	⑧	朝来市	立雲峡	—	C
	⑨	朝来市	糸井溪谷	—	C
	⑩	朝来市・丹波市	粟鹿山	—	C
	⑪	朝来市	行者岳	—	C
	⑫	朝来市	青倉山	—	C
	⑬	朝来市・宍粟市	須ヶ留峰	—	C

資料：兵庫県ホームページ

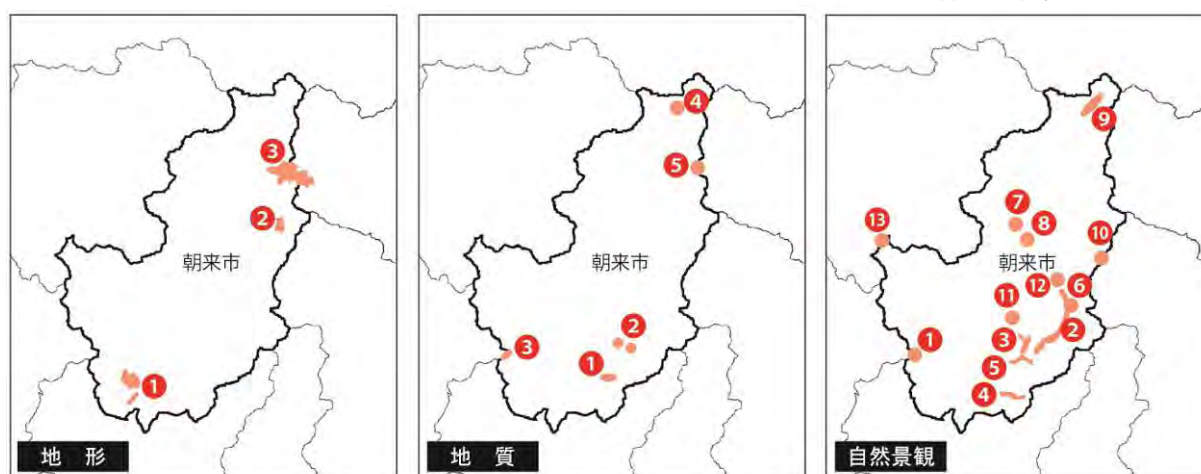


図 3-2-4 レッドリストに記載された朝来市の地形、地質、自然景観

資料：兵庫県ホームページ

4 生物多様性に関する市民活動

地域における自然環境の保全や生物多様性に関する活動を進めるためには、行政だけでなく広範囲な市民の活動が実践されることが重要であり、近年では行政と市民団体等が協働し、個々の役割を担いながら活動を広げていく事例が多く見られるようになりました。

(1) ひょうごの生物多様性保全プロジェクトに選定された活動

ひょうごの生物多様性保全プロジェクトとは、兵庫県が県下各地で生物多様性の保全活動を行っているNPO等の活動を支援するため、モデルとなる活動を公募の上で選定し、活動情報を地域住民や企業等に広く発信するなどにより、活動への県民等の参画をさらに促進する趣旨で進めているものです。朝来市内の活動では、以下の2件が選定されています。

① オオサンショウウオが住める清流を未来へつなごう！（希少種の保全）

団体：特定非営利活動法人 日本ハンザキ研究所

地域：朝来市生野町黒川地内、日本ハンザキ研究所を中心とした二級河川市川周辺

内容：朝来市生野町の市川周辺において、オオサンショウウオを保全するため、その生息する自然環境等の保全及び復元に係る調査・研究（オオサンショウウオの生態の解明など）を実施しています。また、オオサンショウウオを通じた学外学習の受入れや環境を保全する人材育成を実施しています。

② 朝来地域におけるササユリの保護・増殖（希少種の保全）

団体：あさごササユリ 21

地域：朝来市さのう高原、多々良木ダム湖周辺、伊由谷地域

内容：朝来市のさのう高原などで、絶滅しかけていたササユリの保全を行うため、自生地を調査し、ササユリの育つ環境を整備しています。また、個体数を増やすために、種子を蒔き、球根を育てて現地に植え付ける活動を継続しています。近年は、猪鹿による食害からササユリを守るため7箇所に防護策を設けたり、他に30か所延べ800㎡の保護を続けています。

(2) 兵庫県立人と自然の博物館と連携した地域活動 ―山東の自然に親しむ会―

山東の自然に親しむ会は、2004年に「ひとはくキャラバン in 山東」が実施されたのを機に山東町（現朝来市山東地区）在住の自然愛好家が活動を始めたもので、「ひとはく連携活動グループ」として正式に登録されています。主な活動としては、山東地区内の河川の生物調査や観察会、公民館の文化祭における「ミニ水族館」をはじめとした展示活動等も実施しています。



川の生き物調査の様子

資料：「共生のひろば 第3号」
(2008年3月、兵庫県立人と自然の博物館)

5 朝来市のオオサンショウウオ

オオサンショウウオ (*Andrias japonicus*) は、文化財保護法による特別天然記念物、種の保存法による国際希少野生動植物種、環境省レッドリストによる絶滅危惧Ⅱ類及び兵庫県版レッドデータブック 2003 によるBランクに評価・指定されている大型の両生類であり、岐阜県以西の本州と四国及び九州北部に分布しています。

兵庫県内では河川上流から中流域で生息地が確認されており、県内の分布調査（栃本他、人と自然No.18、2007 年 12 月）では、朝来市でも市川水系・円山川水系で広く生息が確認されています。また、朝来市生野町黒川では廃校となった小学校跡地で、「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」にも選定された活動を進めている特定非営利活動法人日本ハンザキ研究所が、オオサンショウウオの生息する自然環境等の保全及び復元に係る調査・研究を広範囲に進めています。

また、兵庫県は、朝来市生野町竹原野の市川において、日本ハンザキ研究所の助言と協力を得て、オオサンショウウオの生息に配慮した河川改修を実施しました。工事の場所は、生野ダムから約 2 km 下流に位置し、工事前の調査においてオオサンショウウオが生息していることが確認されたため、工事期間中にオオサンショウウオを同研究所の飼育プールに避難（捕獲して飼育）させ、オオサンショウウオの巣穴となる「オオサンショウウオブロック」や護岸緑化のための「緑化ブロック」の設置など、生態系に配慮した改修工事が完了した後に、避難させていた個体を市川に放流（里帰り）したものです。

避難のための捕獲は、文化庁の許可を得て平成 19 年 11 月から行われ、3 年半ほど同研究所で飼育されたオオサンショウウオが、傷病個体を除き、平成 23 年 6 月以降に放流されました。写真は同年 6 月 20 日の放流時（約 40 個体）のもので、放流には地元の生野小学校の 6 年生が参加しました。



オオサンショウウオの放流時の様子と放流されたオオサンショウウオ

写真：兵庫県但馬県民局養父土木事務所

6 自然とのふれあい

地域における自然環境の保全や生物多様性に関する理解を深めるため、自然体験ができる場は欠かせないものであり、地域の自然情報が集約する拠点としての機能も役割として期待されます。朝来市における代表的な自然とのふれあいの場には、以下のものがあります。

(1) 自然とふれあえる主な観光・レクリエーション地

① 竹田城跡

竹田城跡は、山城遺跡として全国でもまれな完存する遺構であり、虎が臥せているように見えることから「虎臥城（とらふすじょう・こがじょう）」とも呼ばれています。

秋から冬にかけてのよく晴れた早朝に朝霧が発生することがあり、但馬地方の風物詩となっています。この雲海に包まれた姿や竹田城から見下ろす風景は、まさに天空に浮かぶ城を思わせ、いつの間にか「天空の城」、「日本のマチュピチュ」とも呼ばれるようになりました。この幻想的な風景を一目見ようとたくさんの人々が訪れます。

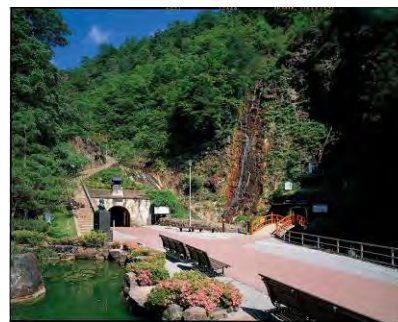


竹田城跡 【写真提供：吉田利栄様】

② 生野銀山

生野銀山は、大同2年（807年）に開坑したと伝えられています。織田、豊臣、徳川の幕府直轄鉱山として栄え、明治元年（1868年）には政府直轄となり、その後は皇室財産にもなった大鉱山です。

昭和48年（1973年）に閉山しましたが、実際に掘られていた坑内に入り、当時のままの岩肌や、電気仕掛けの人形により再現された作業風景を見ることができます。



生野銀山坑道入口

③ 立雲峡

立雲峡は、標高757メートルの朝来山中腹にあり、山陰随一の桜の名所として「但馬吉野」とも呼ばれます。

立雲峡の最上部には「おおなる池」や「竜神の滝」があるほか、巨石・奇岩が点在する中、春には樹齢300年ともいわれる老桜が自然美の妙をきわめて咲き誇り、溪水もあり、滝あり、老樹あり、巨石ありという環境の美に富んでいます。

④ 大町藤公園

山陰随一の規模を誇る大町藤公園は、約 7,000 m²の敷地に総延長 500mの藤棚があり、5月上旬から中旬にかけて花が咲き乱れ、幽玄な空間を創り出し、訪れる人の目を楽しませています。5月上旬に開催される「藤まつり」では、さまざまなイベントが行われます。



大町藤公園

⑤ ヒメハナ公園

人々の「交流」と自然との「共生」をテーマに、楽音寺の境内に生息する「ウツギノヒメハナバチ」の名前をとって名付けられた総合公園です。境内には、シンボルとなる「ヒメハナ橋」や県内の各市町の木を集めた「兵庫の森」、展示や軽食ができる「ウツギの館」、子どもたちが遊べる「芝生広場」などがあり、週末は子ども連れの家族でにぎわいます。公園入口には、ハチのかわいらしい像が並ぶ「ヒメハナ舞ロード」が設けられています。



ヒメハナ公園

⑥ さのう高原

さのう高原は、パラグライダーの絶好のフライトエリアとして知られる高原で、中国山地の美しい山々を眼下にフライトできる絶好のエリアです。

標高 400mの一带にパターゴルフ場やナイター設備付テニスコートもあり、ログハウス 4 棟や馬場山キャンプ場を拠点に自然とふれあうことができます。



さのう高原

⑦ 黒川ダム及び多々良木ダム

黒川ダムは、関西電力株式会社の揚水式発電用のロックフィルダムで、ダム周辺道路は舗装がされており、周遊しながらの四季折々の眺めを楽しむことができます。

奥多々良木発電所は日本海側と瀬戸内海側の分水界一帯の地形的特徴を利用してつくられた日本最大出力の揚水式水力発電所です。岩を積み重ねたロックフィル式の多々良木ダム（下部ダム）と黒川ダム（上部ダム）との標高差約 400mを利用して発電しています。



黒川ダム

(2) 自然体験・自然学習施設

① 黒川自然公園センター（朝来市生野町黒川507）

兵庫県では自然とふれあうことにより、自然やふるさとの関心を深めてもらうことを目的として、平成8年に朝来群山県立自然公園内に「黒川自然公園センター」を設置しました。この施設は、環境省の補助を受け、「朝来群山ふるさと自然公園」のふるさと体験ゾーンの拠点として位置付けられているもので、朝来群山県立自然公園のほぼ中央部に位置します。展示室では、動物や植物など、黒川湖（黒川ダム）周辺の自然をパネル・模型等で解説し、地元の名刹「大明寺」の民話をビデオ上映しています。



黒川自然公園センター

② 兵庫県立南但馬自然学校（朝来市山東町迫間字原189）

南但馬自然学校は、朝来群山県立自然公園の一角にある、「自然学校」のための施設です。「自然学校」は、兵庫県下の全公立小学校5年生を対象とした4泊5日以上の自然体験活動のことであり、「学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、児童が人や自然、地域社会とふれあい、理解を深めるなど、長期宿泊体験を通して、自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、『生きる力』を育成することを目的とする」ことを趣旨として、さまざまな活動が展開されています。



施設の周辺には、粟鹿山や青倉山、桜の名所で有名な立雲峡などがあります。また、全国屈指の山城遺跡である竹田城跡、但馬五社のひとつである粟鹿神社、地域の生活を支えてきた農耕具などを展示した郷土資料館など、歴史を伝える文化財も多くあります。

③ 西宮市立山東自然の家（朝来市山東町粟鹿2179）

山東自然の家は、兵庫県北部、但馬の東の玄関口、朝来市山東町に平成元年に設立され、豊かな自然の中で人とのふれあい、自然の優しさ、美しさ、厳しさにふれながら、新しい時代を担う青少年の健全育成のために、西宮市が建設した教育施設で、兵庫県が実施している小学校5年生を対象とした「自然学校」の受け入れ施設です。

上記の南但馬自然学校、山東自然の家では、「自然学校」の利用がないときは、一般の各種団体や家族でも利用ができ、週末等には様々な自然体験のイベントも開催されています。

7 文化財

多くの文化財はその地域の自然とマッチした良好な景観を形成しており、まちづくりにうまいおいをもたらすという観点から、快適な環境づくりに欠かせないものです。

朝来市には、国指定文化財が8件、国選定重要文化的景観が1件、国登録文化財が10件（すべて建造物）、県指定文化財が32件、県登録文化財が4件、市指定文化財が131件、市指定天然記念物が10件あります。

これらのうち、国指定文化財、国選定文化的景観、国登録文化財は表3-2-22のとおりです。

表3-2-22 朝来市の国指定文化財及び国選定文化的景観、国登録文化財

種別	名称	所在地
国指定重要文化財 (考古資料)	但馬城ノ山古墳出土品	山東町大月（朝来市埋蔵文化財センター）
	茶すり山古墳出土品	同上
国指定重要文化財 (建造物)	赤淵神社本殿	和田山町枚田
	神子畑鑄鉄橋	神子畑
国指定史跡	竹田城跡	和田山町竹田
	茶すり山古墳	和田山町筒江
国指定天然記念物	糸井の大カツラ	和田山町竹ノ内
	八代の大ケヤキ	八代（足鹿神社）
国選定重要文化的 景観	生野鉾山及び鉾山町の文化的景観	生野町口銀谷・太盛・奥銀谷地区
国登録有形文化財 (建造物)	旧海崎医院	生野町口銀谷
	桑田家住宅	同上
	日下旅館	同上
	松本家住宅母屋	同上
	佐藤家住宅別邸	同上
	今井家住宅	同上
	旧吉川家住宅 (生野まちづくり工房井筒屋)	同上
	綾部家住宅	同上
	日下家住宅	山東町粟鹿
	進藤家住宅	佐中

資料：朝来市教育委員会調べ（平成26年12月）



神子畑鑄鉄橋



茶すり山古墳

8 天然記念物

文化財の中でも自然環境との関わりが深いものが天然記念物です。朝来市には、国指定天然記念物が2件、県指定天然記念物が2件、市指定天然記念物が10件あります。

これらのうち大將軍スギと神子畑のサルスベリは、兵庫県指定の郷土記念物（表3-2-3参照）にも指定されています。

表3-2-23 朝来市の天然記念物

指定区分	名称	所在地
国指定天然記念物	糸井の大カツラ	和田山町竹ノ内
	八代の大ケヤキ	八代（足鹿神社）
県指定天然記念物	延応寺大ケヤキ	生野町口銀谷
	ウツギノヒメハナバチ群生地	山東町楽音寺（楽音寺）
市指定天然記念物	断層と鉱脈	生野町小野（生野銀山）
	金香瀬のヒカゲツツジ群落	生野町小野
	大將軍スギ	和田山町藤和
	久世田の大イチョウ	和田山町久世田
	法宝寺のクスノキ	和田山町岡田
	諏訪のボダイジュ	山東町諏訪
	社叢林	山東町粟鹿（粟鹿神社）
	社叢林	山東町粟鹿（當勝神社）
	西谷のフジ	山東町粟鹿
	神子畑のサルスベリ	神子畑

資料：朝来市教育委員会調べ（平成26年12月）



図3-2-5 朝来市の天然記念物の位置

第3節 ごみ処理及び生活排水処理

1 ごみ処理等

平成24年度の朝来市のごみ総排出量は11,193tで、内訳は収集可燃ごみが5,958t、収集不燃ごみが349t、収集資源ごみが636t等となっています。

総排出量の推移をみると、台風9号の被害廃棄物が大量に排出された平成21年度を別にすれば、概ね横ばいの傾向にあり、全国平均値と比較すると、朝来市の1人1日当たりのごみ排出量は、平成21年度を除くと全国を下回っています。

リサイクル率については、平成20年度の22.5%から、平成24年度の19.3%へと、わずかながら低下傾向にあります。しかし、これはリサイクル量が減少したわけではなく、少子化の影響等により、市に登録された住民団体による集団回収量が減少し、その分が直接、民間業者の資源回収に流れた結果ではないかと考えられます。

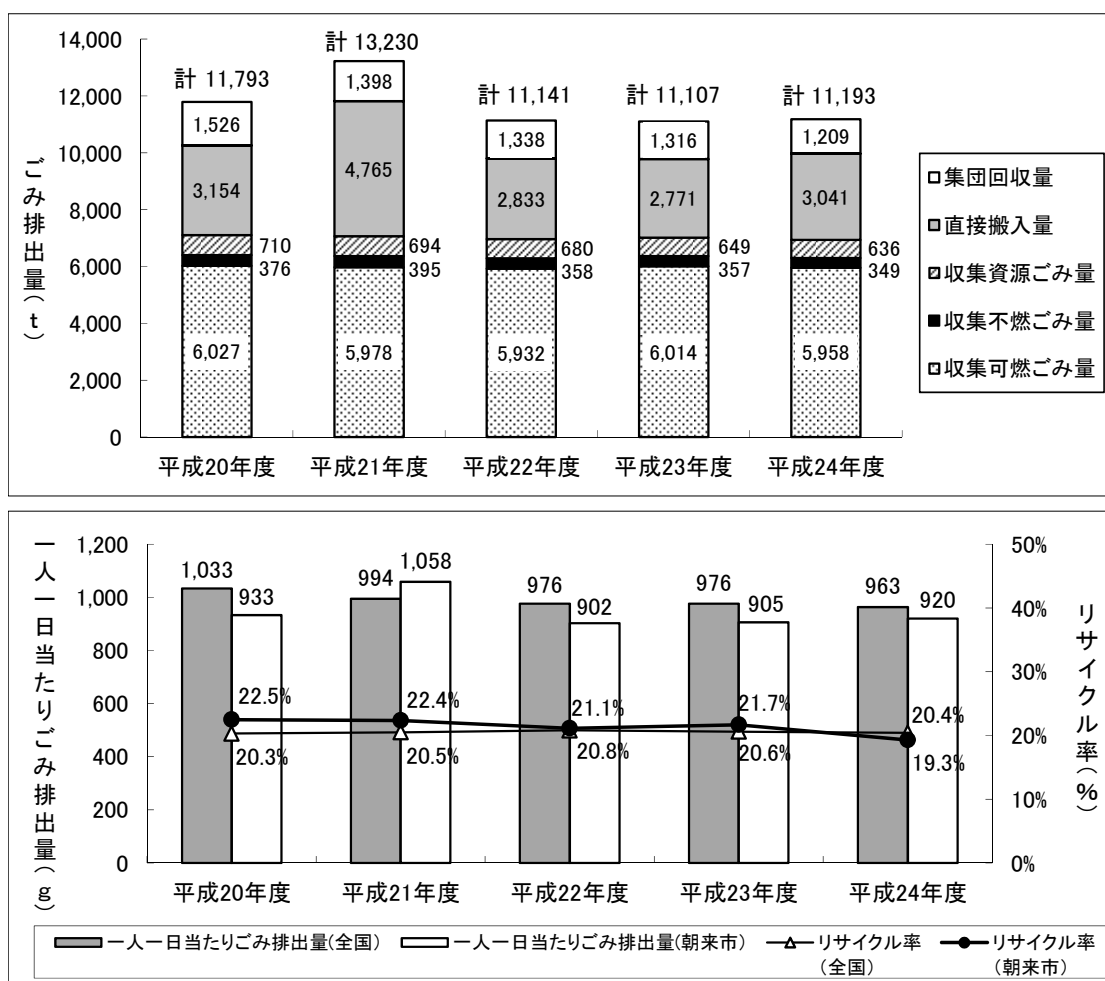


図 3-3-1 朝来市のごみ排出量及びリサイクル率の推移等

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

表 3-3-1 朝来市のごみ排出量及びリサイクル率の推移等

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
計画収集人口(人)		34,642	34,253	33,829	33,515	33,337
ごみ量 (t)	収集可燃ごみ量	6,027	5,978	5,932	6,014	5,958
	収集不燃ごみ量	376	395	358	357	349
	収集資源ごみ量	710	694	680	649	636
	その他のごみ量	0	0	0	0	0
	直接搬入量	3,154	4,765	2,833	2,771	3,041
	集団回収量	1,526	1,398	1,338	1,316	1,209
	ごみ総排出量	11,793	13,230	11,141	11,107	11,193
	ごみ処理量	10,111	11,835	9,803	9,244	9,984
	直接資源化量	686	1,124	631	602	595
	中間処理後の資源化量	404	437	386	370	356
区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一人一日当たり ごみ排出量(g)	一人一日当たりごみ 排出量(全国)	1,033	994	976	976	963
	一人一日当たりごみ 排出量(朝来市)	933	1,058	902	905	920
リサイクル率	リサイクル率 (全国)	20.3%	20.5%	20.8%	20.6%	20.4%
	リサイクル率 (朝来市)	22.5%	22.4%	21.1%	21.7%	19.3%

資料：一般廃棄物処理実態調査

現在、朝来市内には、南但広域行政事務組合の「南但ごみ処理施設(南但クリーンセンター)」及び「朝来市クリーンセンター山東事業所」の2か所のごみ処理施設があり、それらの概要は表 3-3-2 及び表 3-3-3 の通りです。



南但クリーンセンターの高効率原燃料回収施設
(表 3-3-2 参照)

表 3-3-2 南但ごみ処理施設（南但クリーンセンター）の概要

項目	内容
施設名称	南但広域行政事務組合南但ごみ処理施設(南但クリーンセンター)
所在地	朝来市和田山町高田 817 番地 1
業務内容	■高効率原燃料回収施設 ・可燃ごみのメタン発酵及び焼却 ■リサイクルセンター ・不燃ごみの破碎及び選別、資源ごみの選別及び圧縮、資源化物の保管
設備及び処理能力	■高効率原燃料回収施設 ・バイオマス設備 36 t / 日 × 1 系列 (24 時間運転) ・熱回収設備 43 t / 日 × 1 系列 (24 時間運転) ■リサイクルセンター 17 t / 日 (5 時間運転)
処理方式	■バイオマス設備 受け入れたごみを破碎選別後、メタン発酵により厨芥ごみなどからバイオガスを回収し、発電用燃料として利用する。 ■熱回収設備 ストーカ炉により、メタン発酵に適さないごみの焼却処理を行う。 ■リサイクルセンター かん類、びん類、プラスチック製容器包装など資源物の種類に応じて、破碎・選別・圧縮梱包・保管を行う。また、環境学習啓発施設としての機能を併せ持つ。
竣工年月	平成 25 年 5 月

表 3-3-3 朝来市クリーンセンター山東事業所の概要

項目	内容
施設名称	朝来市クリーンセンター山東事業所
所在地	朝来市山東町迫間 393 番地
業務内容	■可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの収集及び運搬 ■最終処分場の管理
最終処分場	■朝来市一般廃棄物管理型最終処分場 ・処理対象廃棄物 焼却残渣（主灰、飛灰）、破碎ごみ処理残渣 ・埋立地面積 11,300 m ² ・全体容積 72,600 m ³ ・埋立開始年度 1994 年度（平成 6 年度） ■朝来市一般廃棄物安定型最終処分場 ・処理対象廃棄物 不燃ごみ（土砂、瓦礫類） ・埋立地面積 8,200 m ² ・全体容積 50,000 m ³ ・埋立開始年度 1994 年度（平成 6 年度）

2 生活排水処理等

(1) し尿処理量等の推移

朝来市における過去5年間のし尿処理量に関する推移をみると、年によって増減はあるもののし尿は減少傾向にあり、浄化槽汚泥は、平成23年度まで減少傾向にありましたが、平成24年度は平成23年度の約5.1%増加しました。

水洗化人口をみると、公共下水道人口、コミュニティプラント人口、浄化槽人口（農業集落排水人口を含む。）のいずれも、非水洗化人口とともに漸減しており、総人口の減少に伴うものと考えられます。なお、朝来市の生活排水処理率は平成16年度に100%を達成しています。

※コミュニティプラントとは、市町が一般廃棄物処理基本計画に基づき設置・管理する、し尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設のことです。また、下図における「浄化槽」は、し尿と生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽のことで、農業集落排水を含みます。

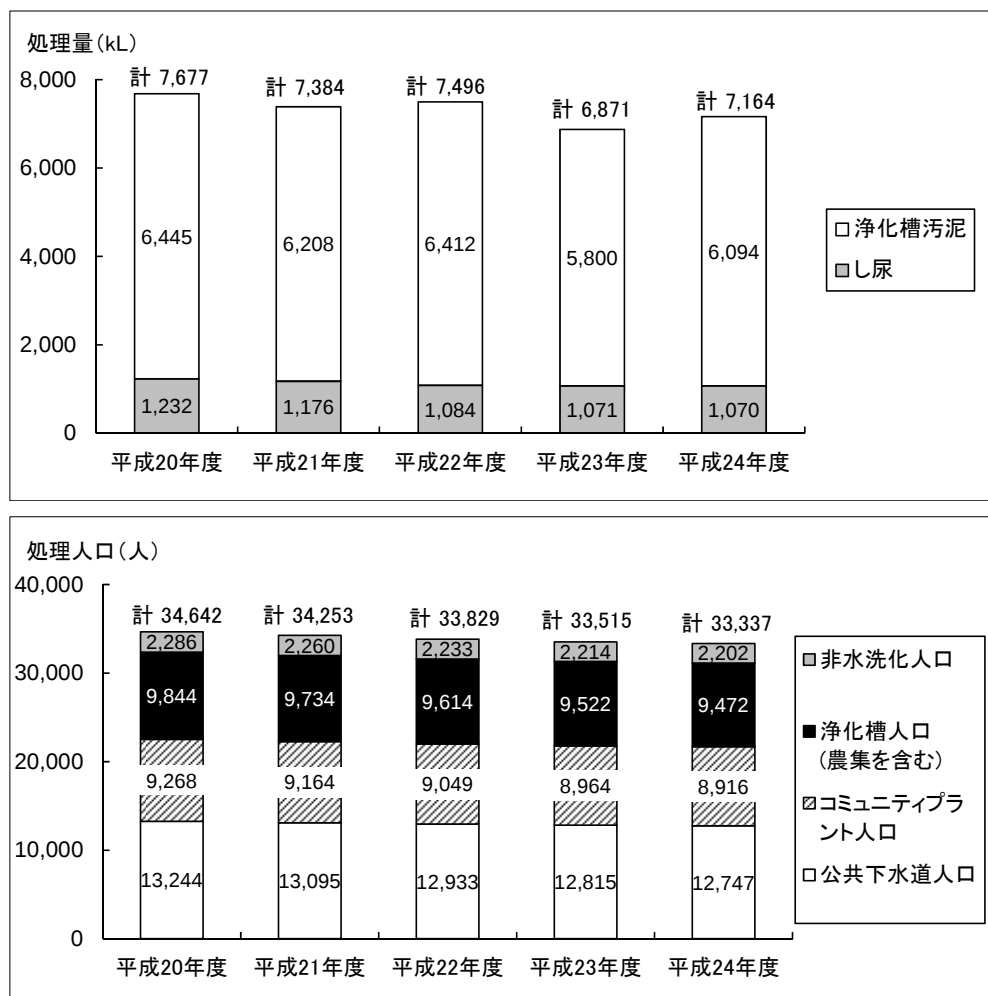


図 3-3-2 朝来市のし尿処理量及び水洗化人口等の推移

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

（２）生活排水処理率の推移

河川、海域等の公共用水域の水質改善を図るためには、排水基準の強化や水質総量規制等による工場・事業場の規制だけではなく、生活排水対策が重要な課題になっています。このため、県では「兵庫県生活排水対策等推進要綱」（昭和 58 年 4 月）に基づき、生活排水処理施設の整備促進を図るとともに、県民に対して家庭からできるだけ汚れた水を出さないように普及啓発を行ってきました。その後、平成 2 年 6 月には「水質汚濁防止法」が改正されて「生活排水対策の推進」が規定され、県、市町、県民が連携して生活排水対策の推進に取り組んでいます。

朝来市では、これにさきがけて生活排水処理を推進し、県下市町で最初に、平成 16 年度に生活排水処理率 100%を達成しました。それ以降は、下水道、農業集落排水、コミュニティプラント、合併処理浄化槽の間で処理人口の変動はあるものの、100%を維持しながら適切な施設管理に努めています。

※生活排水処理率とは、行政人口（住民基本台帳人口+外国人登録人口）のうち、下水道・合併処理浄化槽等によって生活排水を適正に処理している人口の占める割合をいいます。

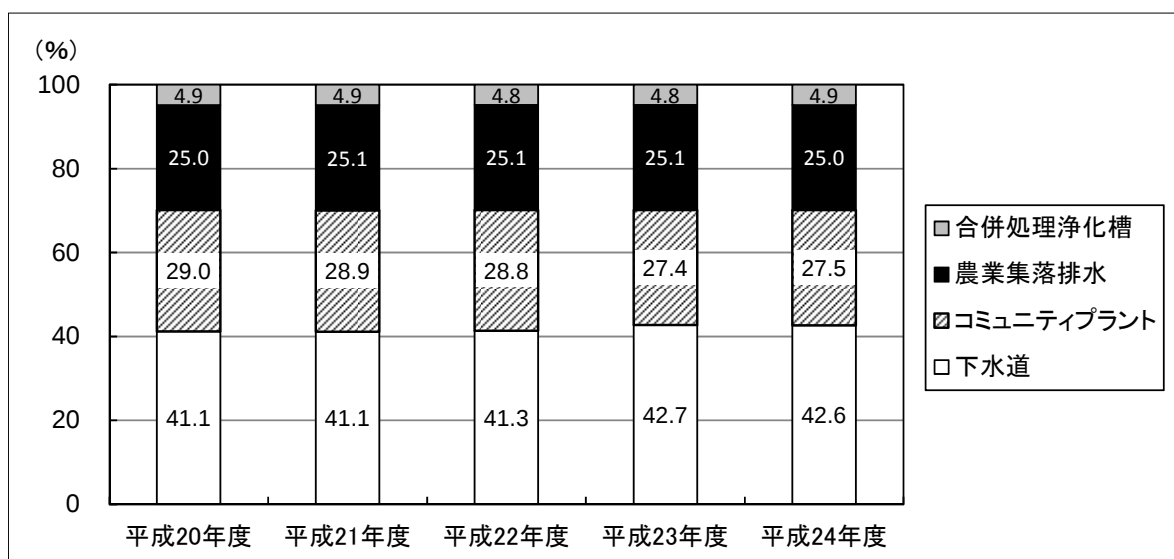


図 3-3-3 朝来市の生活排水処理事業別割合（年度末）の推移

資料：朝来市

第 4 節 地球環境

1 地球温暖化

(1) 年平均気温の推移

朝来市内に設置されている和田山及び生野の両地域気象観測所、並びに神戸地方気象台で観測された 2013 年までの年平均気温の推移は図 3-4-1 のとおりです。年間にわたる観測値が公表されている年次は、神戸地方気象台が 1897 年（明治 30 年）以降、和田山地域気象観測所が 1978 年（昭和 53 年）以降、生野地域気象観測所が 1979 年（昭和 54 年）以降です。図には各年の観測値に加え、変動傾向をわかりやすく示すために 5 年移動平均値を併記しています。

神戸地方気象台の移動平均値をみると、この 110 年余りの期間に 15℃程度から 17℃程度まで、平均気温が約 2℃上昇していて、特に 1980～90 年代の上昇が顕著です。和田山及び生野の両地域気象観測所についても、35 年程度の観測期間で約 1.5℃の上昇がみられています。

なお、神戸、和田山、生野の順に年平均気温が高い原因は、海拔高度（それぞれ 5 m、80 m、320m）及び都市化の影響等が考えられます。

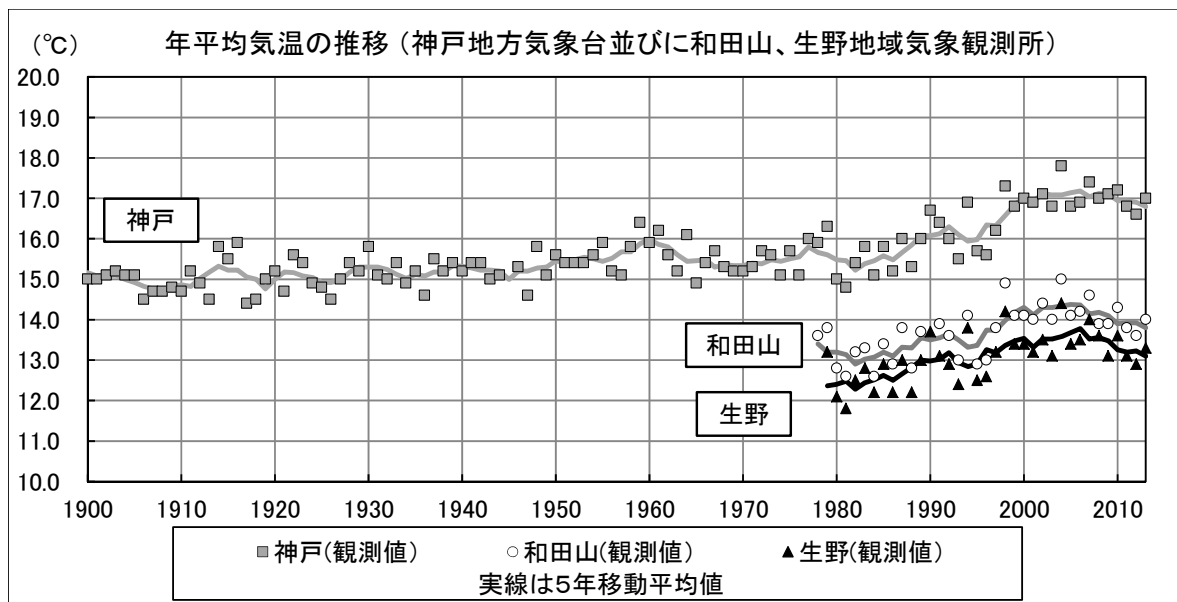


図 3-4-1 朝来市等の気象観測所における年平均気温の推移

資料：気象庁

(2) 温室効果ガスの排出量

環境省によると、2012 年度の温室効果ガスの総排出量は、13 億 4,300 万 t（二酸化炭素換算）であり、京都議定書の規定による基準年（1990 年度）の総排出量（12 億 6,100 万 t）から 6.5%（8,180 万 t）の増加となっています。また、前年の 2011 年度と比べて排出量が増加した要因としては、製造業の生産量が減少するとともに、家庭部門で節電が更に進む一方で、東日本大震災以降の火力発電の増加によって化石燃料消費量が増加したことなどがあげられています。

なお、京都議定書第一約束期間（2008 年度から 2012 年度）についてみると、この 5 か年平均の総排出量は 12 億 7,800 万 t であり、京都議定書の規定による基準年の総排出量（12 億 6,100 万 t）と比べて 1.4% の増加となっています。一方、第一約束期間の目標達成に向けて算入可能な吸収量は、5 か年平均で 4,870 万 t（森林吸収源対策や都市緑化による吸収量）であり、基準年総排出量の 3.9% に相当します。さらに京都メカニズムクレジットを加味すると、5 か年平均で基準年比 8.4% 減となり、京都議定書の目標（基準年比 6 % 減）を達成しています。

温室効果ガス排出量の推移(1990-2012年度)

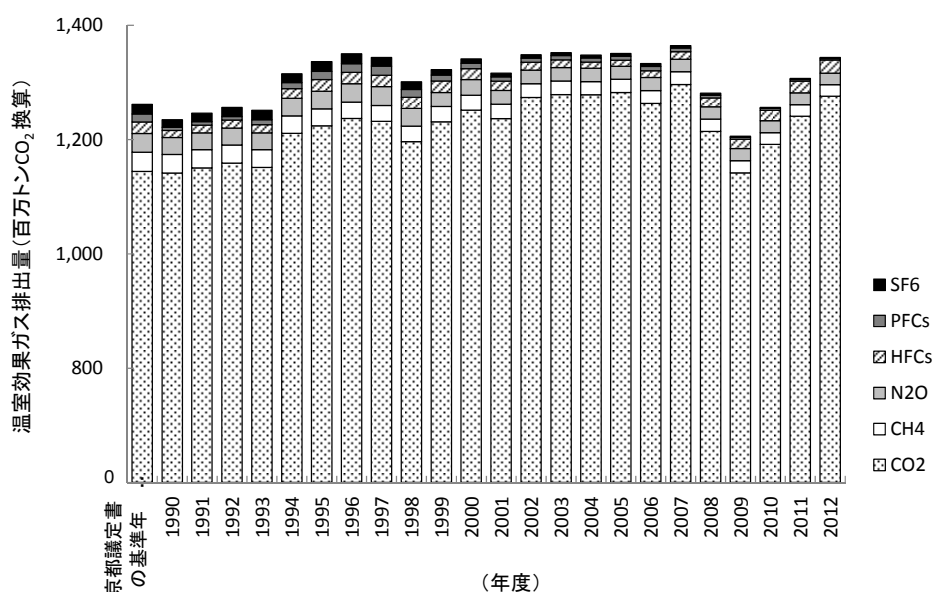


図 3-4-2 日本の温室効果ガス排出量の推移

資料：環境省

※温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6種類のガスをいい、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定されています。

※京都メカニズムクレジット

「京都議定書」で定められた、温室効果ガス削減をより柔軟に行うためのメカニズム。他国のCO₂排出権を購入したり、より削減費用の低い国で投資を行い、その排出削減量を自国の削減実績に組み込むことができるという、社会的な「仕組み」をいいます。

(3) エネルギー消費の推移

我が国のエネルギー消費の推移は図 3-4-3 に示すとおりです。我が国では、1970 年代の二度にわたるオイルショックを契機に、産業部門において省エネルギー化が進む一方で、快適さや利便性を求めるライフスタイルの普及等を背景に、民生部門（家庭部門及び業務部門）のエネルギー消費が増加しました。

その結果、産業・民生・運輸の各部門のシェアはオイルショック当時の 1973 年度にはそれぞれ 65.5%、18.1%、16.4%でしたが、2012 年度には 42.6%、34.3%、23.1%へと変化しました。また、1973 年度から 2012 年度までの伸びは、産業部門が 0.8 倍、民生部門が 2.4 倍（家庭部門 2.1 倍、業務部門 2.8 倍）、運輸部門が 1.8 倍となりました。

2008 年度から 2009 年度にかけては、景気悪化によって製造業・鉱業の生産量が低下したことに伴い、産業部門のエネルギー消費が大幅に減少したこと等により、最終エネルギー消費は減少傾向にありました。2010 年度は、景気回復や気温による影響を受け、最終エネルギー消費は大幅に増加しましたが、2011 年度からは、東日本大震災以降の節電意識の高まりなどによって再び減少傾向となりました。2012 年度の最終エネルギー消費は 1990 年度比でみると 3.3%増加しました。

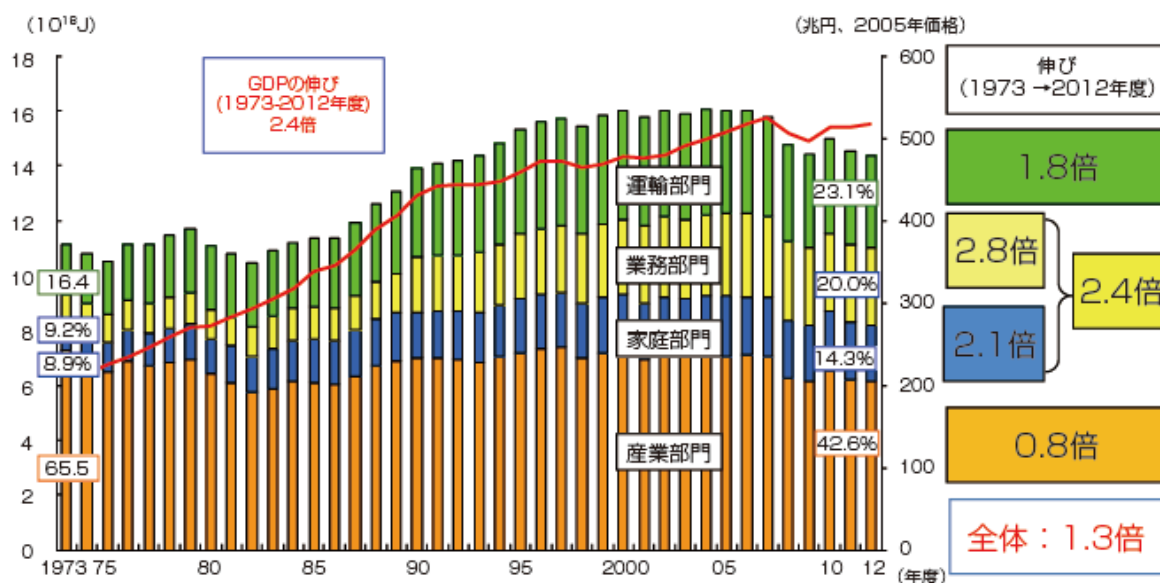


図 3-4-3 日本の最終エネルギー消費の推移

資料：エネルギー白書 2014 (資源エネルギー庁)

2 オゾン層破壊の防止

太陽光に含まれる紫外線から私たち生物を守っているオゾン層は、フロンなどの物質により破壊が進行し、皮膚がんや白内障の増加など人の健康への影響や生態系への影響が懸念されることから、平成 14 年 4 月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が施行され、フロン類の大気中への排出が抑制されています。主なフロン類の生産は、日本では既に行われていませんが、過去に生産され電気製品等に充てんされたフロン類が相当量残されており、これらのフロンを回収し破壊することが課題となっています。

兵庫県は、全国に先駆けて、「環境の保全と創造に関する条例」により、電気製品等からのクロロフルオロカーボン（CFC）の大気中への放出を禁止し、平成 8 年 7 月から施行しています。

また、兵庫県フロン回収・処理推進協議会により、県民・事業者・行政が一体となったフロン類の回収・処理が進められており、回収・処理を推進するため、兵庫県地球環境保全資金融資制度（環境保全グリーンエネルギー設備設置資金）により、フロン類回収装置の購入、脱フロン化のための空調機器の導入に対する融資が行われています。

兵庫県は、フロン回収・破壊法に基づき、第一種フロン類回収業者の登録（平成 24 年度末 1,194 事業者）を行い、回収事業者から報告される回収量の集計及び回収業者等への立入検査を行っています。

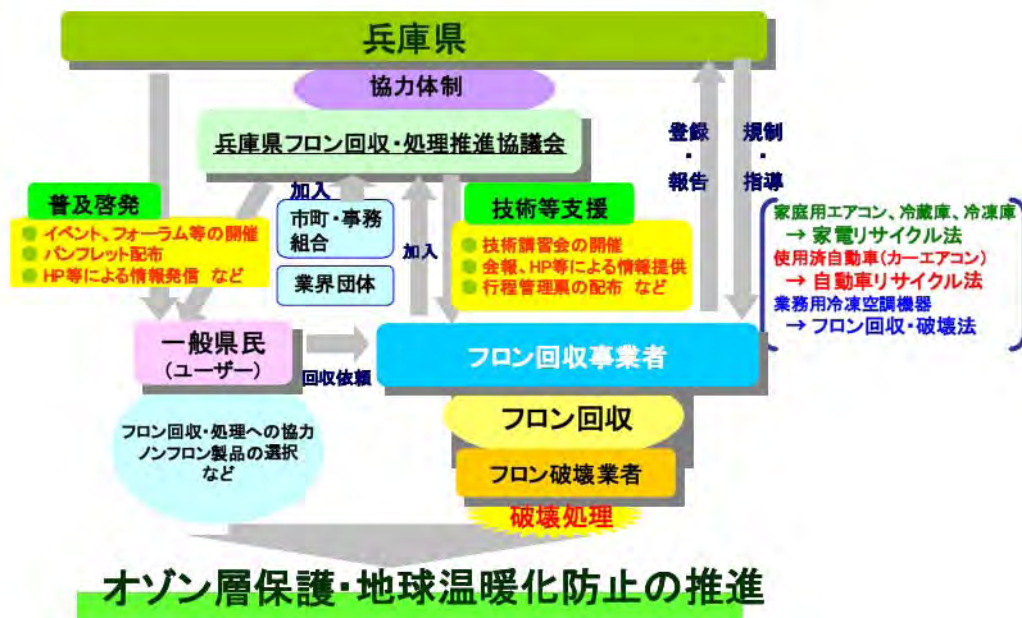


図 3-4-4 兵庫県のフロン類回収に係る取組体制

資料：兵庫県環境白書

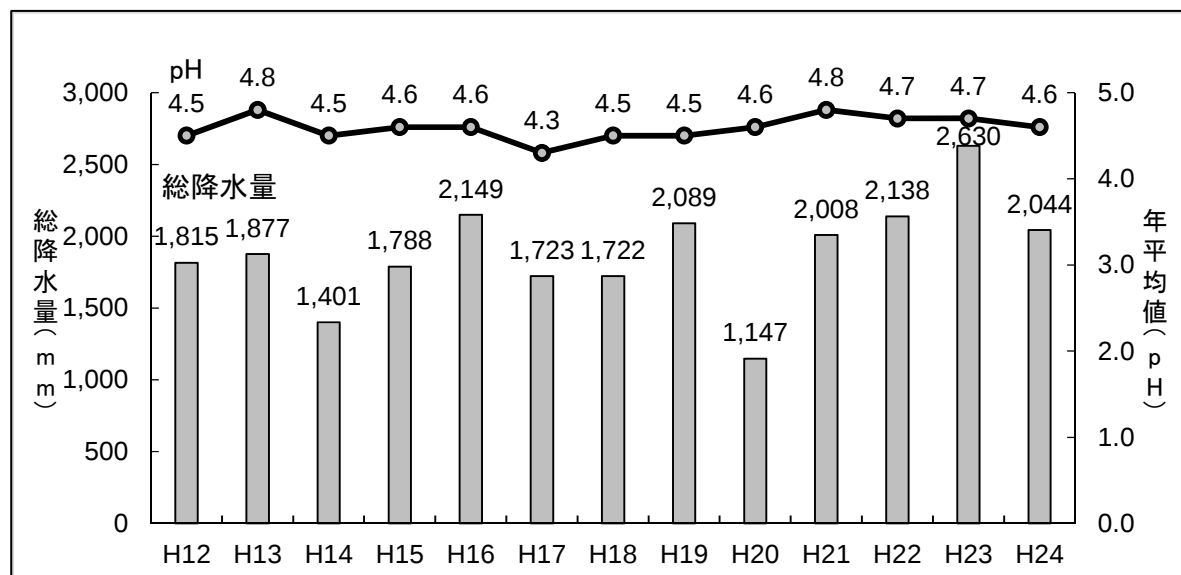
3 酸性雨

酸性雨とは、化石燃料の燃焼などにより大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物から生成した硫酸や硝酸が溶け込んだ酸性の強い（pHの低い）雨のことです。大気中の二酸化炭素が炭酸イオンとして雨水に飽和状態になった時（汚染のない自然の状態）のpHが5.6を示すことから、それ以下のpH値の雨を一般的に酸性雨と呼んでいます。

兵庫県では、阪神、播磨地域の大気汚染の直接的影響があると考えられる「神戸」、東アジア地域の影響があると考えられる「豊岡」の2地点において、自動測定機による酸性雨の監視を、1週間ごとに試料を採取して行っています。

平成24年度における雨水のpHの年平均値は、神戸が4.7、豊岡が4.6でした。豊岡におけるpH値の経年変化をみると、ほぼ横ばいの状況です。

なお、環境省による平成24年度の酸性雨モニタリング結果（全国26か所）の全国平均値は4.76となっています。



〔注〕平成20年度は、5月第3週から10月第4週までの間、装置不良のため欠測。

図 3-4-5 豊岡における酸性雨の自動測定結果（兵庫県実施）

資料：兵庫県環境白書

第 5 節 環境に係るアンケート調査

1 アンケート調査の目的

第 2 次朝来市環境基本計画の策定に当たり、以下の目的でアンケート調査を実施しました。

- ①今の環境が市民等にどう認識されているか、特に市民等の眼から見た「朝来市の環境の課題」を把握する。
- ②環境行政に対する市民・中学生・事業者の意見や要望等を把握し、環境施策の方向性を検討する。
- ③アンケート調査票への記入を通じて、市民等が環境問題に、より関心を持つ契機とする。

2 アンケート調査の対象者と回収状況

アンケート調査の対象者は、市民（20歳以上）及び中学校 2 年生、並びに事業所としました。

市民と事業者については、平成26年 7 月25日にアンケート調査票を郵送し、8 月31日を投函期限として、郵送により調査票を回収しました。

中学生については、朝来市内 4 つの中学校へ、7 月14日に調査票を直接学校へ配布し、7 月22日に回収した調査票を集計しました。

回収率は、市民が36.8%（地区別回収率：生野35.5%、和田山35.8%、山東37.0%、朝来40.0%）、中学生が87.6%、事業所が58.0%でした。

表 3-5-1 アンケート調査票の配布・回収数（市民・中学生・事業所）

対象	調査票の配布及び回収方法	調査票の 配布数	調査票の 回収数	調査票の 回収率
市民	住民基本台帳から、地区別の比率で無作為抽出し、 郵送により調査票の配布・回収を行った。 ＜配布数の比率＞ 生野：12.4%、和田山：50.8% 山東：17.3%、朝来：19.5%	1,000 通	368 通	36.8%
中学生	市内の中学 2 年生へ、教育委員会を通じて学校単位 で配布・回収を行った。	306 通	268 通	87.6%
事業所	事業所統計による産業分類別の事業所比率を踏ま えて、朝来市内の 100 事業所を無作為抽出した。 調査票の配布と回収はいずれも郵送により行った。	100 通	58 通	58.0%

3 アンケート調査の結果概要

市民アンケート調査の設問は、「現在の環境について→関心のある地球環境問題→環境保全に向けた行動等→環境学習・環境保全活動等→エネルギー利用について→市役所の取組について→朝来市環境基本計画の『望ましい環境像』の提案依頼」という順で構成しました。

中学生アンケート調査の設問は、「現在の環境について→関心のある地球環境問題→環境保全に向けた行動・環境学習等→エネルギー利用について→将来の朝来市について」という順で構成し、事業所アンケートについては、「環境保全に係る取組に対する事業所としての考え方」を中心に、設問を構成しました。

アンケート調査結果の概要は以下のとおりで、市民、中学生、事業者の順に、表 3-5-2～表 3-5-16に記載しました。なお、グラフの下の「n」は当該設問の回答者数です。

表 3-5-2 アンケート調査の結果概要（市民－１）

設問 番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋																																																		
1	回答者の構成	性 別 <table><thead><tr><th>性別</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>男性</td><td>39.4%</td></tr><tr><td>女性</td><td>60.3%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>0.3%</td></tr></tbody></table> 年 齢 <table><thead><tr><th>年齢</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>70歳以上</td><td>35.9%</td></tr><tr><td>60代</td><td>22.8%</td></tr><tr><td>50代</td><td>14.9%</td></tr><tr><td>40代</td><td>12.2%</td></tr><tr><td>30代</td><td>9.2%</td></tr><tr><td>20代</td><td>4.3%</td></tr><tr><td>20歳未満</td><td>0.3%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>0.3%</td></tr></tbody></table> 住 ま い <table><thead><tr><th>住 所</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>和田山</td><td>49.5%</td></tr><tr><td>朝来</td><td>21.2%</td></tr><tr><td>山東</td><td>17.4%</td></tr><tr><td>生野</td><td>12.0%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>0.0%</td></tr></tbody></table> 居住年数 <table><thead><tr><th>居住年数</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>20年以上</td><td>82.1%</td></tr><tr><td>10～19年</td><td>9.0%</td></tr><tr><td>5～9年</td><td>5.4%</td></tr><tr><td>5年未満</td><td>3.0%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>0.5%</td></tr></tbody></table>	性別	割合	男性	39.4%	女性	60.3%	無回答	0.3%	年齢	割合	70歳以上	35.9%	60代	22.8%	50代	14.9%	40代	12.2%	30代	9.2%	20代	4.3%	20歳未満	0.3%	無回答	0.3%	住 所	割合	和田山	49.5%	朝来	21.2%	山東	17.4%	生野	12.0%	無回答	0.0%	居住年数	割合	20年以上	82.1%	10～19年	9.0%	5～9年	5.4%	5年未満	3.0%	無回答	0.5%
性別	割合																																																			
男性	39.4%																																																			
女性	60.3%																																																			
無回答	0.3%																																																			
年齢	割合																																																			
70歳以上	35.9%																																																			
60代	22.8%																																																			
50代	14.9%																																																			
40代	12.2%																																																			
30代	9.2%																																																			
20代	4.3%																																																			
20歳未満	0.3%																																																			
無回答	0.3%																																																			
住 所	割合																																																			
和田山	49.5%																																																			
朝来	21.2%																																																			
山東	17.4%																																																			
生野	12.0%																																																			
無回答	0.0%																																																			
居住年数	割合																																																			
20年以上	82.1%																																																			
10～19年	9.0%																																																			
5～9年	5.4%																																																			
5年未満	3.0%																																																			
無回答	0.5%																																																			

表 3-5-3 アンケート調査の結果概要（市民－２）

質問番号	質問項目	集計結果の概要・抜粋																																														
1	回答者の構成	職業 <table><thead><tr><th>職業</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>無回答</td><td>0.8%</td></tr><tr><td>農林水産業</td><td>5.7%</td></tr><tr><td>鉱工業・建設業</td><td>3.3%</td></tr><tr><td>商業・金融・サービス業</td><td>14.7%</td></tr><tr><td>公務・教育・団体職員等</td><td>6.8%</td></tr><tr><td>専業の主婦(夫)</td><td>17.1%</td></tr><tr><td>学生</td><td>0.5%</td></tr><tr><td>その他</td><td>19.6%</td></tr><tr><td>無職</td><td>31.5%</td></tr></tbody></table> n = 368 交通手段 <table><thead><tr><th>交通手段</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>徒歩又は自転車</td><td>4.3%</td></tr><tr><td>公共交通（鉄道やバス）</td><td>2.7%</td></tr><tr><td>送迎バス</td><td>0.8%</td></tr><tr><td>マイカー</td><td>44.6%</td></tr><tr><td>就学・勤務していない</td><td>19.3%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>23.4%</td></tr><tr><td>その他</td><td>4.9%</td></tr></tbody></table> n = 368 通勤・通学時間 <table><thead><tr><th>通勤・通学時間</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>30分以内</td><td>47.9%</td></tr><tr><td>31分～1時間</td><td>7.6%</td></tr><tr><td>1時間を超える</td><td>2.4%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>42.2%</td></tr></tbody></table> n = 211 〔注〕「通勤・通学時間」の回答者数（n=211）は、「交通手段」で「徒歩又は自転車」、「公共交通」、「送迎バス」、「マイカー」、「その他」と回答した人の合計人数である。	職業	割合	無回答	0.8%	農林水産業	5.7%	鉱工業・建設業	3.3%	商業・金融・サービス業	14.7%	公務・教育・団体職員等	6.8%	専業の主婦(夫)	17.1%	学生	0.5%	その他	19.6%	無職	31.5%	交通手段	割合	徒歩又は自転車	4.3%	公共交通（鉄道やバス）	2.7%	送迎バス	0.8%	マイカー	44.6%	就学・勤務していない	19.3%	無回答	23.4%	その他	4.9%	通勤・通学時間	割合	30分以内	47.9%	31分～1時間	7.6%	1時間を超える	2.4%	無回答	42.2%
職業	割合																																															
無回答	0.8%																																															
農林水産業	5.7%																																															
鉱工業・建設業	3.3%																																															
商業・金融・サービス業	14.7%																																															
公務・教育・団体職員等	6.8%																																															
専業の主婦(夫)	17.1%																																															
学生	0.5%																																															
その他	19.6%																																															
無職	31.5%																																															
交通手段	割合																																															
徒歩又は自転車	4.3%																																															
公共交通（鉄道やバス）	2.7%																																															
送迎バス	0.8%																																															
マイカー	44.6%																																															
就学・勤務していない	19.3%																																															
無回答	23.4%																																															
その他	4.9%																																															
通勤・通学時間	割合																																															
30分以内	47.9%																																															
31分～1時間	7.6%																																															
1時間を超える	2.4%																																															
無回答	42.2%																																															

表 3-5-4 アンケート調査の結果概要（市民－3）

設問番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋
2	現在の環境	■現在の環境について、全体としては「昔と比べて変わらない」と回答した市民の比率が44.2%と最も高くなっていた。 ■「昔より良く、又は少し良くなっている」と回答した市民の比率が、「昔より悪く、又は少し悪くなっている」を上回っていたのは、「ごみの分別やりサイクルに関する状況」（両者の差：52.2%）が最も高く、次いで、「冬のすごしやすさ」（同25.8%）、「歴史文化遺産と調和したまち並み」（同15.2%）、「公園の数や広さ」（同10.6%）、「地域の行事やまちづくり活動の機会」（同10.3%）となっていた。 ■一方で、「昔より悪く、又は少し悪くなっている」と回答した市民の比率が、「昔より良く、又は少し良くなっている」を上回っていたのは、「夏のすごしやすさ」（両者の差33.4%）が最も高く、次いで、「うるおいのある水辺空間」（同19.6%）、「家のまわりの静かさ」（同17.1%）、「川や池の水質」（同16.0%）、「空気のきれいさ」（同14.7%）、「ポイ捨てなどのごみの散乱」（同11.7%）となっていた。 0% 20% 40% 60% 80% 100% 合計 ごみの分別やりサイクルに関する状況 冬のすごしやすさ ポイ捨てなどのごみの散乱 地域の行事やまちづくり活動の機会 歴史文化遺産と調和したまち並み 廃棄物の不法投棄 豪雨などの災害に関する問題 公園の数や広さ 自然と調和したまち並み 水不足の問題 川や池の水質 山林など緑の豊かさ においに関する問題 夏のすごしやすさ 家のまわりの静かさ 空気のきれいさ うるおいのある水辺空間 環境全般への満足度 その他 n = 368 ■良くなっている ■少し良くなっている □変わらない □少し悪くなっている □悪くなっている □無回答

表 3-5-5 アンケート調査の結果概要（市民－４）

設問 番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋
3	将来も残したい、大切にしたい自然や歴史文化遺産	■自然（山、川、池などの名称や場所）で多くあげられていたものは、粟鹿山、立雲峡、糸井溪谷、糸井の大カツラ、青倉山、円山川、多々良木ダム、与布土川、銀山湖、粟鹿川、トロッコ道などがあった。また、特定の名称ではなく、「山」、「川」、「池」等の意見も多く見られた。 ■歴史・文化（神社、寺、史跡、建築物、祭りなどの名称）で多くあげられていたものは、青倉神社、赤湊神社、粟鹿神社、竹田城跡、生野銀山跡、生野義拳碑、竹田寺町通り、神子畑選鉱所跡、あさご芸術の森美術館、和田山地蔵祭、寺内ざんざか踊り、竹田秋祭り等の祭り全般などがあった。
4	関心のある地球環境問題	■地球環境問題については、全ての項目で「関心がある、又はなんとなく気になる」と回答した市民の比率が50%を超えていた。 ■中でも、「地球温暖化」についての市民の関心が89.4%と最も高く、次いで、「オゾン層の破壊」（75.5%）、「酸性雨」（73.9%）、「森林の減少」（70.7%）となっていた。 ■「知らない」と回答した市民の比率をみると、「有害廃棄物の越境移動」が14.4%と最も高く、次いで「砂漠化」（12.5%）、「海洋汚染」（11.7%）、「生物多様性の損失」（9.8%）となっていた。 0%20%40%60%80%100% 合計 地球温暖化 オゾン層の破壊 酸性雨 森林(特に熱帯林)の減少 開発途上国の環境問題 生物多様性の損失 (野生生物種の減少) 有害廃棄物の越境移動 (国境を越える移動) 海洋汚染 砂漠化 n = 368 ■ 関心がある ■ なんとなく気になる ▨ 知っている程度である □ 知らない □ 無回答

表 3-5-6 アンケート調査の結果概要（市民－５）

設問 番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋
5	環境保全に向けた市民の取組状況	■ごみ関連の取組率が高い傾向にあり、「ごみをきちんと分別して出し、リサイクルにも協力している」を「いつも行っている」市民の比率は 86.7%であった。また、「使い捨て商品を買わず、詰め替えできる商品を購入している」、「紙ごみの排出抑制を心がけている」は、「いつも行っている」がそれぞれ 59.2%及び 54.1%であったが、「たまに行っている」を加えると、それぞれ 95.1%及び 92.7%と高くなった。 ■水質保全に関する取組の中では、「廃食油をそのまま流さない」の取組率が高く、いつも行っている市民の比率は 88.3%であった。 ■省エネルギー関連の取組の中では、「電気をこまめに消す」の取組率が高く、いつも行っている市民の比率は 78.5%であった。 ■一方で、取組率が低かったものは、「通勤時の公共交通機関の利用」（いつも行っている市民の比率は 9.0%）及び「生ごみのコンポスト化」（同 30.2%）等であった。
6	環境保全を進めるために活動すべき主体	■活動すべき主体について、「市町村」と回答した市民の比率が 70.9%と最も高く、次いで、「家庭・個人」（58.7%）、「国」（50.8%）、「県」（35.1%）となっていた。 ■一方で、低かったものは「NPOなどの民間団体」（2.7%）、「中小企業」（4.1%）、「学校などの教育機関」（10.9%）であった。
7	参加したい・参加してもよい環境学習や環境保全活動	■環境保全活動の中では、「町内会や子ども会など定期的に地域で行う清掃や資源回収などの活動」と回答した市民の比率が 41.3%と最も高くなっていた。 ■学習会や見学関連では、「ごみ処理施設、下水処理施設、水道の浄水施設など、環境施設の見学」と回答した市民の比率が 30.2%と高くなっていた。
8	環境情報の入手先	■環境に関する情報の入手先について「良く入手する、又は時々入手する」と回答した市民の比率が最も高かったものは、「テレビ・ラジオから」の 85.6%で、次いで、「新聞・雑誌から」（75.3%）、「兵庫県や朝来市の広報から」（61.7%）となっていた。
9	エネルギー利用に関する考え方	■東日本大震災以降のエネルギー利用に関する考え方について、最も変化があったものは「電力の使用量を意識するようになった。」で、回答した市民の比率が 66.8%となっていた。次いで、「省エネ型家電・照明等への買い替え（又は買い替えを検討している）」が 51.6%であった。

表 3-5-7 アンケート調査の結果概要（市民－6）

設問 番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋
10	再生可能エネルギー、省エネルギー機器の利用	■再生可能エネルギー、省エネルギー機器について、「導入している、又は関心がある」と回答した市民の比率が半数を超えていたものは、「省エネ型照明」(76.6%)、「低公害車」(58.4%)であった。 ■一方で、「導入する考えはない、又は知らない」と回答した市民の比率が高かったものは、「ガスコージェネレーション」(62.8%)、「高効率型ガス給湯器」(58.4%)、「ペレットストーブ」(54.6%)であった。 0%20%40%60%80%100% 省エネ型照明(LED電球など) 低公害車(エコカー) 太陽光発電 太陽熱利用 高効率型電気給湯器 燃料電池 ペレットストーブ 高効率型ガス給湯器 ガスコージェネレーション n = 368 ■導入している ■導入していないが関心がある ▨導入する考えはない □知らない □無回答
11	市役所が力を入れていくべき取組について	■市役所の取組として、要望が最も高いものは、「野生鳥獣被害対策」で、回答した市民の比率は50.0%となっており、次いで、「山林・農地の保全」(40.2%)、「ごみの減量化・リサイクル」(36.1%)、「廃棄物の不法投棄対策」(33.2%)となっていた。 ■下図には、22の取組中、上位10位までの取組を示す。 0%20%40%60% 野生鳥獣被害対策(シカ、イノシシ等) 山林・農地の保全 ごみの減量化・リサイクル 廃棄物の不法投棄対策 ごみが落ちていない、きれいなまちづくり 工場や事業所等の公害対策 生活排水対策 歴史文化遺産の保全 川や池など、うるおいある身近な水辺空間の整備 自然や歴史と調和した良好なまち並みの保全 n = 368

表 3-5-8 アンケート調査の結果概要（市民－7）

設問 番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋
12	市が進めている 取組の利用状況	■市が進めている様々な取組のうち、「利用している（していた）」と回答した市民の比率が相対的に高かったものは、「コミュニティバス（アコバス）」であったが、7.3%と10%を下回っていた。しかし、「関心がある」と回答した市民の比率は51.4%と高くなっていた。 ■環境浄化微生物「マイエンザ」を利用している市民の比率は低いが、「利用する考えはない」と回答した市民の比率はそれ以上に低い。市民が「マイエンザ」のことを知れば、関心を持って利用を始める可能性が高いと考えられる。 0%20%40%60%80%100% コミュニティバス「アコバス」 住宅用太陽光発電設備設置補助金 環境浄化微生物「マイエンザ」 水洗便所等改造資金融資制度 浄化槽設置促進補助金 n = 368 ■利用している、または利用していた ▨利用していないが、関心はある ▤利用する考えはない □知らない □無回答
13	新計画における 望ましい環境像 について	■第2次朝来市環境基本計画で定める「望ましい環境像」について、アンケート調査の設問の一つとして、回答者に提案を依頼した。 ■朝来市の豊かな自然をテーマとした環境像が多く提案され、市民が、朝来市の自然、人と自然との良好な関係、人々の交流等を大切に考えていることが推察された。 ■提案された内容を踏まえて、第4章で「望ましい環境像」を定めた。
14	市役所への 意見や要望	■各環境分野について、全体で約90件の意見が市民から述べられた。 ■最も多かった意見は、「ごみ処理全般について」（15件）であり、内容はごみの分別やリサイクル等に関することであった。

次ページから、中学生の結果を表 3-5-9～表 3-5-12に記載しました。

表 3-5-9 アンケート調査の結果概要（中学生－１）

設問番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋
1	回答者の構成	性 別 男子 45.1% 女子 54.9% n = 268 中学校 生野 13.1% 朝来 20.5% 梁瀬 12.3% 和田山 54.1% n = 268
2	現在の環境	■現在の環境が「良い、又は少し良い」と回答した中学生の比率が高かったものは、「山林など緑の豊かさ」(76.1%)、「空気のきれいさ」(66.8%)であった。 ■一方で、「悪い、又は少し悪い」と回答した中学生の比率が高かったものは、「地域のきれいさ」(32.5%)、「公園の数や広さ」(30.6%)であった。 0% 20% 40% 60% 80% 100% 合計 山林など緑の豊かさ 空気のきれいさ うるおいのある水辺空間 ごみの分別やリサイクルに関する状況 家のまわりの静かさ 地域の行事やまちづくり活動の機会 におい(悪臭がしないこと) 歴史的な建物・文化財と調和したまち並み 自然と調和したまち並み 川や池のきれいさ 水不足への対策 廃棄物の不法投棄の無さ 公園の数や広さ 地域のきれいさ(ごみのポイ捨てなどの無さ) 豪雨などの防災対策 環境全般への満足度 その他 n = 268

表 3-5-10 アンケート調査の結果概要（中学生－2）

設問番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋
3	将来も残したい、大切にしたい自然や歴史的な建物・文化財	■自然（山、川、池などの名称や場所）で多くあげられていたものは、古城山（虎臥山）、粟鹿山、糸井の大カツラ、円山川、市川、与布土川、銀山湖などがあつた。また、特定の名称ではなく、「山」、「川」、「池」等の意見も多く見られた。 ■歴史・文化（神社、寺、史跡、建築物、祭りなどの名称）で多くあげられていたものは、姫宮神社、粟鹿神社、赤渕神社、當勝神社、竹田城跡、生野銀山跡、生野城跡、池田古墳、茶すり山古墳、和田山地蔵祭、銀谷祭り、竹田秋祭り等の祭り全般などがあつた。
4	関心のある地球環境問題	■地球環境問題について、「関心がある、又はなんとなく気になる」と回答した中学生の比率が高かったものは、「地球温暖化」（76.5%）、「森林の減少」（59.7%）、「酸性雨」（59.3%）であり、市民と同様の傾向となっていた。 ■市民で2番目に関心が高かった「オゾン層の破壊」は、中学生では49.6%と全体と比較して低い傾向となっていた。 0% 20% 40% 60% 80% 100% 合計 地球温暖化 森林(特に熱帯林)の減少 酸性雨 生物多様性の損失 (野生生物種の減少) 砂漠化 海洋汚染 オゾン層の破壊 開発途上国の環境問題 有害廃棄物の越境移動 (国境を越える移動) n = 268 ■関心がある ■なんとなく気になる ▨知っている程度である □知らない □無回答
5	自分や家族の、環境保全に向けた取組状況	■市民と同様に、ごみ関連の取組率が高くなっていた。また、「生ごみのコンポスト化」、「公共交通機関の利用」に係る取組率が低くなっていた。

表 3-5-11 アンケート調査の結果概要（中学生－3）

設問番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋
6	興味のある学習や活動	■学校生活の中での学習や活動で、「興味がある」と回答した中学生の比率が高かったものは、「自然環境の学習」で45.5%となっていた。 ■前回（平成21年度）のアンケート調査結果と比較すると、すべての項目で「興味がない」と回答した中学生の比率が明らかに高くなっていた。 0% 20% 40% 60% 80% 100% 合計 植物、動物、森林、川・池・海などの自然環境の学習 川や池のごみを拾うなど、水辺をきれいにする活動への参加 朝来市や兵庫県の歴史、伝統文化、文化財の学習 地球温暖化、酸性雨、開発途上国の環境問題など、地球環境問題の学習 地域での清掃活動や、道路などのごみを拾う活動への参加 古新聞や空き缶など、資源ごみの回収活動への参加 大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害やごみ問題の学習 植樹、緑化、森林保全などの活動への参加 再生可能エネルギーや省エネルギーの設備や施設の見学 学校のエネルギー消費量の調査や、省エネルギーの学習 農山村体験 ごみ処理施設や下水処理施設など、環境施設の見学 n = 268 ■興味がある □どちらともいえない □興味がない □無回答 <平成21年度アンケート調査結果> 0% 20% 40% 60% 80% 100% 合計 植物、動物、森林、川・池・海などの自然環境の学習 川や池のごみを拾うなど、水辺をきれいにする活動への参加 朝来市や兵庫県の歴史、伝統文化、文化財の学習 地球温暖化、酸性雨、開発途上国の環境問題など、地球環境問題の学習 地域での清掃活動や、道路などのごみを拾う活動への参加 古新聞や空き缶など、資源ごみの回収活動への参加 大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害やごみ問題の学習 植樹、緑化、森林保全などの活動への参加 再生可能エネルギーや省エネルギーの設備や施設の見学 学校のエネルギー消費量の調査や、省エネルギーの学習 農山村体験 ごみ処理施設や下水処理施設など、環境施設の見学 項目なし n = 324 ■興味がある □どちらともいえない □興味がない □無回答

表 3-5-12 アンケート調査の結果概要（中学生－４）

設問 番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋																										
7	各家庭におけるエネルギー利用に関する考え方	■東日本大震災以降のエネルギー利用に関する考え方については、市民と同様の傾向があり、最も変化があったものは「電力の使用量を意識するようになった。」で、次いで「省エネ型家電・照明等への買い替え（又は買い替えを検討している）」であった。																										
8	将来の朝来市について	■将来の朝来市がどのようなまちになったら良いかという設問で、回答した中学生の比率が高かったものは、「水、空気がきれいで、うるさい音のないまち」（56.3%）、「安心して暮らせるまち」（53.4%）であった。 ■一方で、低かったものは、「田んぼや畑の多いまち」（17.2%）、「自然エネルギーが多く利用されているまち」（20.9%）であった。 <table><thead><tr><th>将来の朝来市のイメージ</th><th>比率</th></tr></thead><tbody><tr><td>水、空気がきれいで、うるさい音のないまち</td><td>56.3%</td></tr><tr><td>安心して暮らせるまち</td><td>53.4%</td></tr><tr><td>子供が安心して遊べる場所が多いまち</td><td>41.4%</td></tr><tr><td>交通の便が良いまち</td><td>34.0%</td></tr><tr><td>歴史や文化が感じられるまち</td><td>33.2%</td></tr><tr><td>ごみのないきれいなまち</td><td>32.1%</td></tr><tr><td>身近に自然が多いまち</td><td>30.2%</td></tr><tr><td>商業や工業の発達したまち</td><td>25.7%</td></tr><tr><td>太陽光などの自然エネルギーが多く利用されているまち</td><td>20.9%</td></tr><tr><td>田んぼや畑の多いまち</td><td>17.2%</td></tr><tr><td>その他</td><td>3.4%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>5.6%</td></tr></tbody></table> n = 268	将来の朝来市のイメージ	比率	水、空気がきれいで、うるさい音のないまち	56.3%	安心して暮らせるまち	53.4%	子供が安心して遊べる場所が多いまち	41.4%	交通の便が良いまち	34.0%	歴史や文化が感じられるまち	33.2%	ごみのないきれいなまち	32.1%	身近に自然が多いまち	30.2%	商業や工業の発達したまち	25.7%	太陽光などの自然エネルギーが多く利用されているまち	20.9%	田んぼや畑の多いまち	17.2%	その他	3.4%	無回答	5.6%
将来の朝来市のイメージ	比率																											
水、空気がきれいで、うるさい音のないまち	56.3%																											
安心して暮らせるまち	53.4%																											
子供が安心して遊べる場所が多いまち	41.4%																											
交通の便が良いまち	34.0%																											
歴史や文化が感じられるまち	33.2%																											
ごみのないきれいなまち	32.1%																											
身近に自然が多いまち	30.2%																											
商業や工業の発達したまち	25.7%																											
太陽光などの自然エネルギーが多く利用されているまち	20.9%																											
田んぼや畑の多いまち	17.2%																											
その他	3.4%																											
無回答	5.6%																											
9	環境に関して思っていること	■各環境分野について、全体で約 81 件の意見が中学生から述べられた。 ■最も多かった意見は、「ごみのポイ捨てについて」（15 件）であり、内容は「ごみのポイ捨てをなくして欲しい」というものが多かった。 ■次いで多かった意見は、「自然環境保全」（12 件）、「環境教育・環境保全活動」（12 件）であり、内容は「自然、環境を大切にしていきたい」というものが多かった。																										

次ページから、事業所の結果を表 3-5-13～表 3-5-16に記載しました。

表 3-5-13 アンケート調査の結果概要（事業所－１）

設問 番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋																																																		
1	回答事業所の 構成	業 種 <table><tr><th>業 種</th><th>割合</th></tr><tr><td>建設業</td><td>22.4%</td></tr><tr><td>製造業</td><td>17.2%</td></tr><tr><td>卸売・小売業</td><td>17.2%</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>22.4%</td></tr><tr><td>その他</td><td>8.6%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>1.7%</td></tr><tr><td>教育、学習支援業</td><td>1.7%</td></tr><tr><td>医療、福祉</td><td>1.7%</td></tr><tr><td>飲食店、宿泊業</td><td>6.9%</td></tr></table> n = 58 業 務 形 態 <table><tr><th>業 務 形 態</th><th>割合</th></tr><tr><td>店舗・飲食店</td><td>25.9%</td></tr><tr><td>事務所・営業所</td><td>34.5%</td></tr><tr><td>工場・作業所</td><td>19.0%</td></tr><tr><td>その他</td><td>13.8%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>5.2%</td></tr><tr><td>倉庫</td><td>1.7%</td></tr></table> n = 58 従 業 員 数 <table><tr><th>従 業 員 数</th><th>割合</th></tr><tr><td>9人以下</td><td>55.2%</td></tr><tr><td>10～19人</td><td>10.3%</td></tr><tr><td>20～29人</td><td>12.1%</td></tr><tr><td>30～49人</td><td>3.4%</td></tr><tr><td>50～99人</td><td>8.6%</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>5.2%</td></tr><tr><td>無回答</td><td>5.2%</td></tr></table> n = 58	業 種	割合	建設業	22.4%	製造業	17.2%	卸売・小売業	17.2%	サービス業	22.4%	その他	8.6%	無回答	1.7%	教育、学習支援業	1.7%	医療、福祉	1.7%	飲食店、宿泊業	6.9%	業 務 形 態	割合	店舗・飲食店	25.9%	事務所・営業所	34.5%	工場・作業所	19.0%	その他	13.8%	無回答	5.2%	倉庫	1.7%	従 業 員 数	割合	9人以下	55.2%	10～19人	10.3%	20～29人	12.1%	30～49人	3.4%	50～99人	8.6%	100人以上	5.2%	無回答	5.2%
業 種	割合																																																			
建設業	22.4%																																																			
製造業	17.2%																																																			
卸売・小売業	17.2%																																																			
サービス業	22.4%																																																			
その他	8.6%																																																			
無回答	1.7%																																																			
教育、学習支援業	1.7%																																																			
医療、福祉	1.7%																																																			
飲食店、宿泊業	6.9%																																																			
業 務 形 態	割合																																																			
店舗・飲食店	25.9%																																																			
事務所・営業所	34.5%																																																			
工場・作業所	19.0%																																																			
その他	13.8%																																																			
無回答	5.2%																																																			
倉庫	1.7%																																																			
従 業 員 数	割合																																																			
9人以下	55.2%																																																			
10～19人	10.3%																																																			
20～29人	12.1%																																																			
30～49人	3.4%																																																			
50～99人	8.6%																																																			
100人以上	5.2%																																																			
無回答	5.2%																																																			

表 3-5-14 アンケート調査の結果概要（事業所－２）

設問番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋
2	環境関連の 部署設置の有 無	■環境関連の業務や作業を取り扱う部署を設置していると回答した事業所の比率は、専任と兼任を合わせて 43.1%であった。 専任の部署、または担当者を出している。 12.1% 兼任の担当者を出している。 31.0% 近々設置する予定である。 3.4% 専任、兼任に係らず、設置する予定はない。 48.3% 無回答 5.2% n = 58
3	環境マネジメントシステム の取組状況	■ISO14001 など環境マネジメントシステムの「認証を取得している」と回答した事業所の比率は 22.4%であった。44.8%は「関心があるが、現時点では特別な対応はしていない」と回答した。
4	環境マネジメントシステム の形態	■環境マネジメントシステムの認証を取得している事業所においては、「エコアクション 21」と回答した事業所の比率が 61.5%で、「ISO14001」の 38.5%より高かった。
5	環境対策へ取り組むことの 重要性	■環境対策へ取り組むことの重要性については、「非常に重要である」と回答した事業所の比率が 31.0%であり、「ある程度重要である」の 46.6%を加えると、8割弱の事業所が「重要」と認識していた。
6	環境保全に向けた取組に当た るの考え方	■積極的な取組に関心のある事業所の比率は計 65.5%と高かった。一方で、法令遵守で手一杯又は十分と回答した事業所の比率は 32.8%であった。 法令遵守のみならず、積極的に環境保全に取り組んでいきたい。 25.9% 市民活動やNPOと協働した取組にも関わってきたい。 8.6% 積極的に環境保全に取り組むとともに、業界や他の事業所とも連携したい。可能であれば市民活動やNPOと協働した取組にも関わってきたい。 31.0% 法令遵守で手一杯であり、積極的な取組まではできないというのが実情である。 25.9% 無回答 6.9% 1.7% n = 58

表 3-5-15 アンケート調査の結果概要（事業所－3）

設問番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋
7	環境保全に向けて取り組む上での問題・課題	■環境保全に向けて取り組む上での問題・課題として、「新たな人手、手間、時間をとられる」と回答した事業所の比率が32.8%と最も高く、次いで「費用的なもの」(29.3%)となっていた。
8	各事業所の事業活動と関連する環境問題	■事業活動と環境問題との関連性では、全体的にみて、「自社とは関連がない」と回答した事業所が半分近くを占めた。 ■「関連がある、又は少しは関連がある」と回答した事業所の比率は、「産業廃棄物の排出」が65.5%で最も高く、次いで、「二酸化炭素の排出による地球温暖化」(50.0%)、「水質汚濁」(44.8%)であった。 0% 20% 40% 60% 80% 100% 産業廃棄物の排出 二酸化炭素の排出による地球温暖化 水質汚濁 騒音・振動 大気汚染 道路交通問題 土壌・地下水汚染 悪臭 化学物質の排出 開発による自然環境への影響 地盤沈下 日照障害・電波障害 n = 58 ■ 関連がある ■ 少しは関連がある ▨ どちらともいえない □ 自社とは関連がない □ 無回答
9	環境保全に関する取組を対外的にPRする場への参加	■「環境保全に関する取組を対外的にPRする場があれば、経費負担があっても参加したい」と回答した事業所の比率は3.4%であり、他は、「経費負担がなければ参加したい」(13.8%)、「今後検討したい」(48.3%)となっていた。 ■「参加しない」と回答した事業所の比率は22.4%で、比較的少数派であった。
10	環境ビジネスの重要性	■今後の経営にとって、「環境ビジネスがとても重要になる、又はある程度重要になる」と回答した事業所の比率は51.8%と約半数であった。
11	環境ビジネスの進展のために行政に望むこと	■問10で「とても重要になる、又はある程度重要になる」と回答した事業所のうち、環境ビジネスの進展のために行政に望むことで多かったものは、「情報の提供」(29.3%)、「税制面での優遇措置」(24.1%)、「融資制度の拡充」(20.7%)であった。

表 3-5-16 アンケート調査の結果概要（事業所－４）

設問番号	設問項目	集計結果の概要・抜粋
12	環境保全に向けた事業所の取組状況	■環境保全に向けた各事業所の行動（取組）としては、節電や廃棄物の減量化に関する取組率が高くなっていた。 ■「緑化活動」、「環境報告書の作成」、「通勤や出張における公共交通機関の利用」などの取組率が低くなっていた。
13	取り組む予定がない理由	■問 12 の環境保全に向けた行動に取り組む予定がない理由としては、「手間、時間、労力がかかるため」（48.3%）、「コストがかかるため」（44.8%）の比率が高くなっていた。
14	環境保全の取組推進のために行政に望むこと	■自主的な環境保全の取組を推進していくために、行政に望むこととして、「環境保全のための助成制度の充実」と回答した事業所の比率が 65.5%と最も高く、次いで、「環境関連情報の提供」（48.3%）、「環境保全のための技術指導」（29.3%）となっていた。
15	再生可能エネルギー、省エネルギー機器の利用	■再生可能エネルギー、省エネルギー機器について、「導入している、又は関心がある」と回答した事業所の比率が半数を超えていたものは、「省エネ型照明」（84.5%）、「低公害車」（77.6%）、「太陽光発電」（70.7%）であった。 ■一方で、「導入する考えはない、又は知らない」と回答した事業所の比率が高かったものは、「ガスコージェネレーション」（58.6%）、「太陽熱利用」（48.3%）、「高効率型ガス給湯器」（48.3%）、「燃料電池」（46.6%）、「バイオマスエネルギー」（46.6%）であった。 0%20%40%60%80%100% 省エネ型照明 低公害車 太陽光発電 高効率型電気給湯器 太陽熱利用 燃料電池 バイオマスエネルギー 高効率型ガス給湯器 ガスコージェネレーション n = 58 ■ 導入している ■ 導入していないが、関心はある ▨ 導入する考えはない □ 知らない □ 無回答
16	市役所への意見や要望	■各環境分野について 12 件の意見が事業所から述べられた。 ■多かった意見は、バイオマス発電などエネルギー関連であった。

第 6 節 環境の現状分析と課題の整理

1 計画の達成状況と新計画で考えられる課題

現行計画で設定された「施策評価指標」の状況を、現況調査結果から把握すると、表 3-6-1 のとおりです。

表 3-6-1 現行計画による施策評価指標の状況

施策評価指標	現行計画策定時	現時点	評価等
人口	34,262 人 (H21.8.31)	32,396 人 (H26.8.31)	現時点の人口は、外国人を含む。
世帯数	12,273 世帯 (H21.8.31)	12,299 世帯 (H26.8.31)	現時点の世帯数は、外国人を含む。
光化学オキシダント (和田山と生野の 1 時間値の測定期間最高値のうち、高い方の値)	0.079 ppm (H19) ※和田山の最高値	0.137 ppm (H24) ※生野の最高値	H19 は和田山、H24 は生野の測定値である。経年的にみると、和田山では横ばいであるが、生野では増加傾向にある。
自動車交通の平均騒音 (昼間)	70 dB (H19) ※3 地点の平均	73 dB (H24) ※2 地点の平均	H24 は一般国道 2 地点の平均値。同じ地点(和田山町宮田)を比較しても、H24 は 73dB で、H19 の 70dB より悪化した。
自動車交通の平均騒音 (夜間)	68 dB (H19) ※3 地点の平均	68 dB (H24) ※2 地点の平均	H24 は一般国道 2 地点の平均値。同じ地点(和田山町宮田)を比較すると、H24 は 68dB で、H19 と同じ。
河川の平均 BOD (公共用水域水質測定)	0.83 mg/L (H19) ※3 地点の平均	0.83 mg/L (H24) ※3 地点の平均	玉置橋、多々良木橋、真弓橋のそれぞれの年平均値を平均した値。
自動車保有台数(総数)	31,988 台 (H19)	30,878 台 (H24)	年度末(3 月 31 日)又は翌日 4 月 1 日の登録台数(原付を含む)。
山林面積	97.65 km ² (H20.1.1)	97.62 km ² (H23.1.1)	1 月 1 日現在 (朝来市市勢要覧による。)
国・県・市の(指定+登録)文化財数	167 件	175 件 (H24)	H24 は、平成 24 年度版朝来市市勢要覧による。
一般廃棄物のリサイクル率	15.9 % (H18)	19.3 % (H24)	H19:17.9%、H20:22.5%と上昇。 H21 以降は低下傾向。
一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの排出量	1,149 g/人/日 (H18)	920 g/人/日 (H24)	H19:1,112 g、H20:933g。近年は、横ばいの傾向にある。

〔注〕指標は、特に記載がない場合、「年度」で示す。

施策評価指標の中で、悪化した項目が、光化学オキシダント（市内で測定された２か所、和田山と生野の高い方の値）及び自動車騒音（昼間）です。また、改善した項目が、一般廃棄物のリサイクル率及び１人１日当たりの排出量です。

このことから、大気質及び自動車騒音の改善が課題の一つとなります。一般廃棄物の排出状況については、施策評価指標をみると改善されていますが、平成 20 年度以降は横ばい状態となっており、さらなる改善をめざすことが課題と考えられます。

環境施策指標にない項目としては、地球温暖化があげられます。現行計画策定時（平成 22 年 3 月）以降、夏季の高温化・気象災害の頻発など、地球温暖化が顕在化してきたといわれています。また、東日本大震災を契機に安全・安心な暮らしに対する国民の関心が高まり、エネルギー政策の見直しが大きな課題となっています。

これらのことから、新計画において念頭に置く課題として、次のように考えられます。

（１）生活環境

光化学オキシダントは、全国的に見ても環境基準値以下である測定局は非常に少なく、朝来市での測定値も直ちに健康上問題となるレベルではないと考えられますが、光化学オキシダントの原因となる窒素酸化物、炭化水素、揮発性有機化合物などの大気汚染物質のさらなる削減について、国や県と連携して取り組んでいく必要があります。

また、浮遊粒子状物質よりさらに小さい PM2.5 が問題化しており、国や県と連携しながら、市民に対して情報提供をするなど適切な対応をしていく必要があります。

道路交通騒音については、引き続き調査を継続しながら、必要に応じて騒音防止対策を国や県に働きかけていく必要があります。

水質については、公共用水域水質測定や朝来市の水質測定によれば良好な値となっていますが、市民アンケート調査でみたように、必ずしも市民は水質が改善されたとは感じていません。今後は、生活排水処理率 100%を維持しながら、各施設を適切に管理していくとともに、下水道や農業集落排水が使える状況にありながら接続されていない方に対して、早期接続を引き続き働きかけていく必要があります。

（２）自然環境

市民アンケート調査では、市に力を入れてほしい取組として、50.0%の市民が野生鳥獣被害対策を、40.2%の市民が山林・農地の保全をあげており、山林や農地の適正な管理や保全は市民が最も重要視する取組となっています。

また、アンケート調査では 76.1%の中学生が、山林など緑の豊かさが良好であると感じていて、特別天然記念物のオオサンショウウオの生息が確認されているなど、朝来市は良好な自然環境に恵まれています。

さらに、アンケート調査で市民から提案された「望ましい環境像」には、自然をテーマと

したキャッチフレーズが多くあげられていて、市民が自然環境の豊かさ・大切さを日頃から意識していることを表しています。

私たちは、この豊かな自然環境を大切にしながら、子どもたちに引き継いでいく必要があります。

（３）快適環境

現在の環境についての市民アンケート調査では、「歴史文化遺産と調和したまち並み」や「地域の行事やまちづくり活動の機会」では、「良く、又は少し良くなっている」と回答した市民の比率が、「悪く、又は少し悪くなっている」を上回っており、中学生も同じ傾向です。

しかし「ポイ捨てなどのごみの散乱」については、「悪く、又は少し悪くなっている」と回答した市民の比率が、「良く、又は少し良くなっている」を11.7%ほど上回っており、「うるおいのある水辺空間」では、「悪く又は少し悪くなっている」と回答した市民の比率が、「良く又は少し良くなっている」を19.6%ほど上回っています。

私たちは、引き続き歴史文化遺産の保全・回復に努めるとともに、うるおいとやすらぎのある美しい郷土を子どもたちに引き継いでいく必要があります。

（４）廃棄物

一般廃棄物の排出状況を見ると、近年は、ごみの排出量及びリサイクル率ともに横ばいの傾向にあり、3R（下記参照）の取組が停滞気味となっています。市民アンケート調査では、ごみの3Rについては、86.7%の市民が「いつも、ごみをきちんと分別して出し、リサイクルにも協力している」と回答していて意識は高いですが、「使い捨て商品を買わず詰め替えでできる商品を購入している」、「紙ごみの排出抑制を心がけている」、「生ごみを有効利用している」等は「いつも行っている」がいずれも60%未満となっており、今後の普及啓発により、さらにごみの排出抑制やリサイクル率の向上を図ることが可能かつ重要と考えられます。

※3Rとは

「3R」とは、ごみを減らすための行動で、次の3つのRをまとめていう。

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| ①Reduce（リデュース） | ごみを出来るだけ減らすこと |
| ②Reuse（リユース） | 新たなごみを出さないために、物を繰り返し使うこと |
| ③Recycle（リサイクル） | 不要物を新しい製品の原材料などとして再生利用すること |

（５）地球環境

近年、地球温暖化が顕在化したといわれ、アンケート調査でも、地球温暖化に関心を持つ市民の比率が 89.4%に達し、オゾン層の破壊が 75.5%、酸性雨が 73.9%であるなど、多くの市民が地球環境問題に高い関心を持っています。

温室効果ガスの排出量については、家庭部門、業務部門及び運輸部門で増加傾向にあり、国をあげて削減することが求められています。私たちも、地球規模の諸問題を自らの問題として認識し、環境に配慮したライフスタイルを確立しながら、身近な環境保全活動に積極的に取り組んでいく必要があります。また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度など、地球温暖化防止のために追い風となる制度も構築されていることから、朝来市としても、市の地域特性に応じた地球温暖化対策・エネルギー対策を、これまで以上に推進していく必要があります。

（６）環境教育及び環境保全活動等

市民アンケート調査では、環境保全を進めるために活動すべき主体として最も多くあげられたのが市町村（70.9%）で、家庭・個人（58.7%）がそれに続いていました。一方で、学校などの教育機関をあげた市民は 10.9%にとどまり、環境学習や活動に興味があると回答した中学生の比率は、平成 21 年度から明らかに低下しています。環境保全のためには市民参加が重要、学校教育が重要であるという認識をさらに高めていく必要があります。

事業所については、環境対策に取り組むことの重要性は、ある程度認識されていますが、32.8%の事業所は、法令遵守で手一杯又は法令遵守で十分と考えています。

これらのことから、環境問題や環境教育に対する理解と認識をさらに深め、市民・事業者・行政が一体となって環境問題に取り組んでいく必要があります。

（７）その他

近年、各地で策定された環境基本計画では、安全・安心への関心の高まりから、防災・減災対策についても記述されるようになりました。

第 4 次兵庫県環境基本計画でも、緑地など防災・減災の社会基盤整備や災害に強い森づくりといった施策が掲げられており、朝来市の地域特性を踏まえて、環境面からみた防災・減災対策について検討していく必要があります。

第4章 望ましい環境像と基本目標

第2次朝来市環境基本計画の上位計画である「第2次朝来市総合計画」では、地域の人（朝来市民）も地域外の人（朝来市ファン）も、朝来市の地域発展の主役として、第2次朝来市総合計画の対象者としています。そして、これらの対象者を「あなた」に統括し、「あなた」が好きになる（暮らす、訪ねる、楽しむ）まちをめざすことを将来像としています。

（第2次朝来市総合計画）朝来市の将来像
あなたが好きなまち・朝来市

第2次朝来市環境基本計画においても、どのような環境のまちをめざすのかを表す「望ましい環境像」を定めるとともに、「望ましい環境像」を支える各環境分野の基本目標を設定します。

第1節 望ましい環境像

現行計画の「望ましい環境像」は、「人と自然が共生する 歴史と交流のまち 朝来市」ですが、この環境像を新計画でも引き続き掲げるか、それとも新たな環境像を定めるかどうかの判断に資することを目的として、第3章第5節で述べた市民アンケート調査の中で、市民の方に望ましい環境像を提案していただきました。

その結果、朝来市の豊かな自然をテーマとした環境像が多く提案され、市民が、朝来市の自然、人と自然との良好な関係、人々の交流等を大切に考えていることが推察されました。

これらを総合的に検討した上で、新計画においても、現行計画と同じ「望ましい環境像」を掲げることとします。なお、「交流」は、「交通の要衝としての交流」、「朝来市民と朝来市ファンとの交流」及び「市民同士・世代間の交流」を意味しています。

第2次朝来市環境基本計画の望ましい環境像
人と自然が共生する 歴史と交流のまち 朝来市

第2節 計画の基本目標

「望ましい環境像」の実現に向けて計画を推進していくため、現行計画の理念等をベースに、以下の基本目標を定めます。

基 本 目 標

1 地球環境保全に向けて積極的に取り組みます（地球環境）

近年、地球温暖化が顕在化したといわれ、温室効果ガスの排出量は、国をあげて削減することが求められています。アンケート調査でも、地球温暖化に関心を持つ市民が90%近くに達するなど、多くの市民が地球環境問題に高い関心を持っています。

私たち朝来市民は、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨等の地球規模の諸問題について、自らの問題として認識し、環境に配慮したライフスタイルを確立しながら、身近な環境保全活動に積極的に取り組みます。

2 豊かな自然を大切にし、子どもたちに引き継いでいきます（自然環境）

アンケート調査では、市に力を入れてほしい取組として、50%の市民が野生鳥獣被害対策を、40%の市民が山林・農地の保全をあげています。また、80%近くの中学生在が、山林など緑の豊かさが良好であると感じています。さらに、市民から提案された「望ましい環境像」には、自然をテーマとしたキャッチフレーズが多くあげられていて、市民が自然環境の豊かさ・大切さを日頃から意識していることを表しています。

私たち朝来市民は、この豊かな自然環境を大切にしながら、子どもたちに引き継いでいきます。

3 歴史と文化を守り、うるおいとやすらぎのある社会の実現をめざします（快適環境）

市民アンケート調査では、「歴史文化遺産と調和したまち並み」や「地域の行事やまちづくり活動の機会」を評価する声が多かった反面、「ポイ捨てなどのごみの散乱」や「うるおいのある水辺空間」では、昔に比べて「悪く又は少し悪くなっている」という声が多くなっていました。

私たち朝来市民は、引き続き歴史文化遺産の保全・回復に努めるとともに、美しい郷土を子どもたちに引き継ぐため、うるおいとやすらぎのある社会の実現をめざします。

4 3Rをさらに推進し、循環型社会の構築をめざします（廃棄物）

近年は、ごみの排出量及びリサイクル率ともに横ばいの傾向にあり、3Rの取組が停滞気味となっています。アンケート調査をみると市民の意識は高いですが、今後の普及啓発により、さらにごみの排出抑制やリサイクル率の向上を図ることが可能かつ重要と考えられます。

私たち朝来市民は、ごみの3Rをさらに推進し、循環型社会の構築をめざします。

5 安全・安心で健康に暮らせる社会の実現をめざします（生活環境）

既存資料調査では、大気質や水質の値は良好ですが、アンケート調査では、「空気のきれいさ」、「川や池の水質」とともに、「昔より悪く、又は少し悪くなっている」と回答した市民の比率が「昔より良く、又は少し良くなっている」を上回っており、市民はこれらが改善されたとは実感していません。

市内の国道の自動車騒音レベルは横ばい又は微増であり、アンケート調査でも「家のまわりの静かさ」について「昔より悪く、又は少し悪くなっている」と回答した市民の比率が「昔より良く、又は少し良くなっている」を上回っています。

私たち朝来市民は、大気質の保全、水質の保全・水の循環利用、騒音や悪臭の防止等に向けて、それぞれの立場で取り組んでいきます。

6 市民・事業者・行政が一体となって環境問題に取り組む社会の実現をめざします（環境教育及び環境保全活動等）

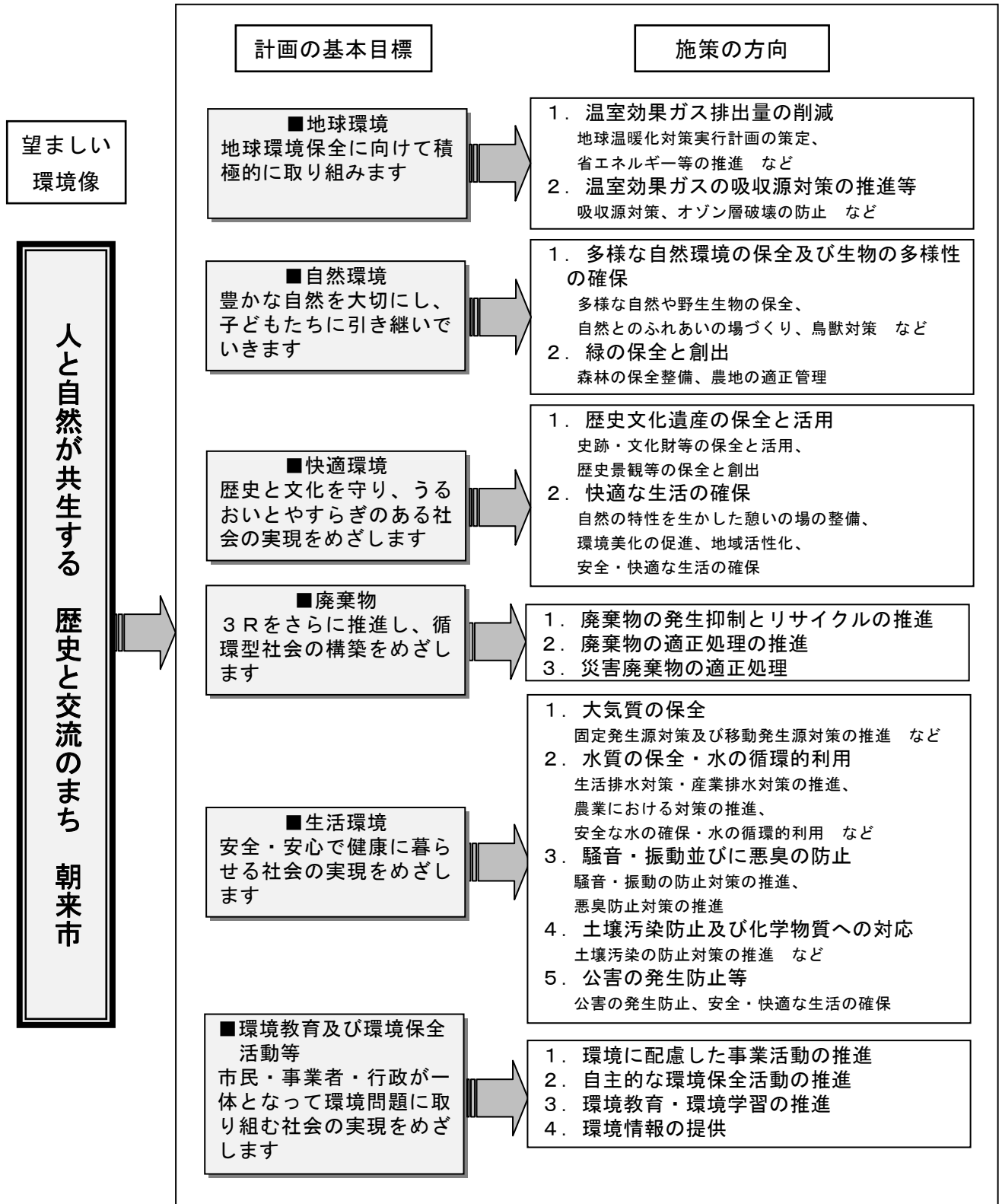
市民アンケート調査では、環境保全を進めるために活動すべき主体として最も多くあげられたのが市町村や家庭・個人でした。一方で、学校などの教育機関をあげた市民の比率は少なく、環境学習や活動に興味があると回答した中学生の比率も以前より低下しています。環境保全のためには市民参加が重要、学校教育が重要であるという認識をさらに高めていく必要があります。

事業所については、環境対策に取り組むことの重要性は、ある程度認識されていますが、30%程度の事業所は、法令遵守で手一杯又は法令遵守で十分と考えています。

私たち朝来市民は、環境問題に対する理解と認識を深め、事業活動や日常生活を通して自主的かつ積極的に環境保全活動に参加するとともに、市民・事業者・行政が一体となって環境問題に取り組む社会の実現をめざします。

第3節 計画の体系

第1節及び第2節で定めた「望ましい環境像」及び「計画の基本目標」を達成していくための環境施策の方向を以下のように体系づけ、それによって第5章で基本施策を掲載します。



第5章 環境施策の展開

第5章では、「望ましい環境像」の実現に向けて、目標を達成していくための基本的な環境施策を記載しています。また、行政の基本施策と併せて、環境保全のために市民や事業者の皆さんに配慮していただきたいことを記載しています。

これら各主体の取組を連携して推進していくことにより、その効果が実効性のあるものとなります。

第1節 地球環境保全に向けて積極的に取り組みます（地球環境）

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）による第5次評価報告書により、世界のCO₂累積排出量と世界平均地上気温の上昇量がほぼ比例関係にあるという見解が示され、人間活動が地球温暖化の要因であることがほぼ確実となっています。

京都議定書第一約束期間（2008年度～2012年度の5か年）についてみると、我が国の5か年平均の温室効果ガス総排出量は12億7,800万トンであり、京都議定書の規定による基準年の総排出量と比べて1.4%の増加となっています。森林吸収源対策等による吸収量及び京都メカニズムクレジット（p.50 参照）により、我が国は京都議定書の目標（基準年比6%減）を達成しましたが、温室効果ガスの排出量が減少したわけではなく、引き続き排出削減に向けた取組及び温室効果ガスを吸収する森林整備等の取組が必要です。

※ I P C C（気候変動に関する政府間パネル）

「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により設立された組織です。

1 温室効果ガス排出量の削減

地球温暖化の主な原因は、石油など化石燃料の消費に伴う温室効果ガスの排出とされています。市民一人ひとりの省資源・省エネルギーの励行とともに、省エネルギー機器の使用拡大、化石燃料から自然エネルギーへの転換等により、温室効果ガス削減施策の推進に努めます。

施策や取組の方向

- ① 地球温暖化対策実行計画の策定
- ② 省エネルギー等の推進及びエネルギー利用効率の向上
- ③ 再生可能エネルギーの導入促進
- ④ 自然エネルギー導入及びバイオマスの利活用の推進
- ⑤ 交通分野における温室効果ガス排出量の削減



① 地球温暖化対策実行計画の策定

行政の施策

- 地球温暖化対策を地域から推進していくため、地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定するとともに、市が率先して、温室効果ガスの排出量を削減します。

市民・事業者の皆さんへ

- 市が公表する地球温暖化対策実行計画を見て、できる取組を取り入れていきましょう。

② 省エネルギー等の推進及びエネルギー利用効率の向上

行政の施策

省エネルギー行動の普及啓発

- うちエコ診断などの環境家計簿やパンフレット等により、エコドライブの推進、調理・入浴・洗濯・家電の使用といった日常生活における環境配慮など、家庭で取り組める省エネルギー行動を啓発します。
※エコドライブ：おだやかなアクセル操作をしたり、自動車に不要な荷物を積まないなど、環境にやさしい運転のこと。自動車の燃料消費量を削減することで、CO₂や大気汚染物質の排出が抑制されます。
- 事業所における「室温の適正化」、「昼休みの消灯」などの省エネルギー行動を啓発します。
- 環境教育の観点から、学校生活における省エネルギー対策、特に照明関係、暖房・冷房機器、電化製品等を使用する際の行動に係る教育を推進します。

省エネルギー機器の導入促進

- 事業所や家庭のエネルギー消費量の低減を促進するため、高効率給湯器（p.80 参照）の導入、省エネ家電や省エネ設備の選択、燃費の良い低公害車（ハイブリッド車等）の導入を促進します。
- 省エネルギー機器の購入における朝来市版エコポイント制度の創設を検討します。
- 公用車については、低公害車を率先して導入します。

エネルギー利用効率の向上に配慮したまちづくり

- 県や関係団体と協力して、充電ステーションなどのインフラ整備を進めます。
- スマートコミュニティ構築に向けた検討を行い、エネルギー自給のまちづくりをめざします。
※スマートコミュニティ：太陽光発電など再生可能エネルギーを分散型電源として地域の拠点に配置するとともに、家庭・事業所・交通システム・電力会社の送配電網等を IT ネットワークでつなげ、地域全体としてエネルギーを効率的に利用しながら、エネルギー消費を最小限に抑えていく社会システム。

建築物の省エネルギー化

- 断熱化など省エネルギーへの配慮、周辺環境との調和を考えた、住む人が健康で快適に暮らせるような構造、設備を備えた住まいづくりの普及啓発に努めます。

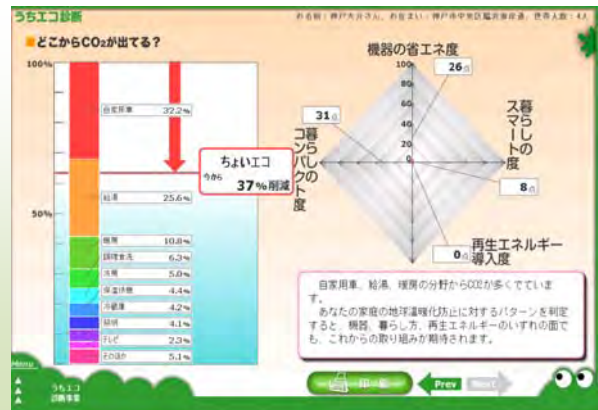
市民・事業者の皆さんへ

- うちエコ診断などの環境家計簿を活用して、省エネルギーに取り組みましょう。
- ブラインドやカーテンを利用して、冷暖房の効果を高めましょう。
- 昼間の廊下などの不要な照明は消しましょう。
- 家庭や事業所の光熱費を把握し、効率的なエネルギー使用に努めましょう。
- 自宅や事業所の新築や増築に当たっては、断熱や採光など省エネルギーに配慮したプランニングを行うとともに、高効率給湯器など省エネ機器の導入を検討しましょう。
- マイカー・社用車の購入時は、環境に配慮した低公害車（ハイブリッド車等）の購入やリースを検討しましょう。
- （事業者）夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを徹底し、快適な職場環境をつくりましょう。

※うちエコ診断

公益財団法人ひょうご環境創造協会では、県民を対象として、家庭での省エネや節電の取組方法について専門知識を持った診断員が、取組にかかる費用や得られる効果を算出して具体的なアドバイスを行う「うちエコ診断」を実施しています。

診断では、申し込んだ家庭の光熱費をもとに、CO₂排出量の算定、分析（右図）及びその家庭に効果的な取組の提案を行っています。



※高効率給湯器

従来の機器に比べて少ないエネルギーでお湯を沸かすことのできる給湯器を高効率給湯器といい、発電するタイプを含めると、主なものは以下のとおりです。

◆高効率電気給湯器（例：エコキュート）

コンプレッサーで大気中の熱を汲み上げ給湯の熱エネルギーをつくり、使用する電気エネルギーに対して約3倍の熱エネルギーを得ることができる電気給湯器です。

◆高効率ガス給湯器（例：エコジョーズ）

従来は捨てていた排気熱を二次熱交換器により再利用することで、熱効率を上げたガス給湯器です。

◆ガスコージェネレーション（例：エコウィル）

ガスを燃料にした家庭用の発電・給湯システム。電気だけでなく、発電時に発生する熱を給湯に利用することができます。

◆燃料電池（例：エネファーム）

燃料電池を利用した家庭用の発電・給湯システム。ガス等から取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて発電し、その時に発生する熱を給湯に利用するシステムです。

③ 再生可能エネルギーの導入促進

行政の施策

再生可能エネルギー全般

- エネルギーを適正に利用する低炭素社会への転換をめざし、市民・事業者・行政が一丸となって、再生可能エネルギーの活用を推進します。
- 再生可能エネルギー・省エネルギーを体験できる施設整備、公共施設への太陽光発電設備の導入、小水力発電事業などを、市内一円において総合的に検討します。

市民・事業者の皆さんへ

- 自宅や事業所の新築や増築に当たっては、太陽光発電システム・太陽熱温水器など再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。

④ 自然エネルギー導入及びバイオマスの利活用の推進

行政の施策

自然エネルギー（再生可能エネルギーと同義）の有効活用

- 水と緑に恵まれた朝来市における風力発電、水力発電等の自然エネルギーの有効活用について調査・検討を進めます。

バイオマス（再生可能エネルギーに含まれる）の利活用の推進

- 朝来市バイオマス活用推進計画及び朝来市木質バイオマス活用推進計画に基づき、バイオマスの利活用を推進します。
- 搬出間伐（収益間伐）により、林地残材・間伐材の利用を促進するため、木材を収集する集積基地の市内設置に対する支援を行います。併せて小規模搬出の買取等の支援制度を検討するとともに、市産材の利用を促進します。
- 公共施設において、木質バイオマス利用設備の導入を検討します。また、民間企業等における木質バイオマス利用設備の導入を促進します。
- 耕畜連携を強化し、稲わらや籾がらの利用促進に向けた取組を啓発・推進します。
- 民間企業と連携し、組織的な廃食用油及びバイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）の精製を行うとともに、ごみ収集車への燃料利用など需要の拡大を図ります。
- 南但クリーンセンターにおいて、バイオガス発電及び熱利用を効果的に推進します。
- 農業集落排水汚泥、コミュニティプラント汚泥、し尿・浄化槽汚泥は、肥料として有効利用を図ります。

市民・事業者の皆さんへ

- ごみ処理に伴う温室効果ガスの排出量削減のためにも、ごみの減量に努めましょう。

⑤ 交通分野における温室効果ガス排出量の削減

行政の施策

公共交通機関の利用促進等

- 「地域の公共交通は、市民みんなで乗って守る」という認識のもと、市民・行政・交通事業者が連携し、より効率的・効果的な公共交通体系の構築と利用促進を図ります。
- バスや鉄道等公共交通機関の利用を促進するとともに、近くに出かけるときは、徒歩や自転車での移動をするよう啓発します。
- 朝来市コミュニティバス（アコバス）の利用促進を図るとともに、必要に応じてデマンド型コミュニティバスの拡充を検討します。
- 公共交通機関利用促進のため、駅やバスターミナル等交通施設におけるバリアフリー化、エレベータ設置等を進めます。
- 駅周辺における駐車場の整備を促進します。

低公害車の普及及びエコドライブの推進

- 低公害車の普及に努めるとともに、アイドリング・ストップやエコドライブを推進します。

市民・事業者の皆さんへ

- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- アイドリング・ストップを励行し、急発進・急加速などの運転をやめ、燃費の良い運転に努めましょう。
- 車のトランクには、不要な荷物を載せないようにしましょう。
- タイヤの空気圧など、自動車の整備と点検をこまめに行い、燃費の改善に努めましょう。
- 地元産の農産物や林産物を積極的に購入し、地産地消の取組を広げることにより、輸送による温室効果ガスの排出量削減に努めましょう。
- （事業者）地元産の産物を積極的に取り扱しましょう。

※アコバス（「朝来市コミュニティバス」の略称）

朝来市では、高齢者等の交通弱者の外出支援や、公共交通空白地の解消を図るため、平成19年1月から、コミュニティバスの運行を開始しています。

アコバスの路線は下の各コースがあり、「生野西」、「黒川」の2コースは「デマンド型」として運行され、利用者が予約することで、バスが最寄のバス停に迎えにくるシステムとなっています。

- ◆朝日・内海コース（平日 火・木運行）
- ◆岡・藤和コース（平日 月・水運行）
- ◆和田山・山東コース（平日 毎日運行）
- ◆田路・多々良木コース（平日 水・金運行）
- ◆神子畑・佐中コース（平日 月・金運行）
- ◆神子畑老波・川上コース（平日 火・木運行）
- ◆生野西コース（平日 月・木運行：デマンド型）
- ◆黒川コース（平日 火・金運行：デマンド型）



アコバス運賃

初乗り 100円
(最大500円)

※運賃は、走行距離に応じて100円単位で上昇します。
※停留所間の詳細な運賃は、それぞれのコースの運転手又は全館バス、神姫グリーンバスまでご連絡ください。
※小学生以下は半額、6歳未満は大人1人につき1人無賃。

※電気自動車用充電器の設置場所

電気自動車の普及のためには、自動車単体の走行性能や走行距離などの向上及び価格低減のほか、電気を給電する充電インフラの整備が必要です。

朝来市内では、電気自動車用充電器が以下の場所に設置されています。

- ◆道の駅「フレッシュあさご」（姫路方面行）駐車場
（朝来市岩津）
- ◆道の駅「但馬のまほろば」（豊岡方面行）駐車場
（朝来市山東町大月）
- ◆播磨ふれあいの家（朝来市多々良木）
- ◆スカイビラさのう（朝来市佐囊）
- ◆多々良木みのり館（朝来市多々良木）
- ◆魚ヶ滝荘（朝来市生野町上魚ヶ滝）
- ◆民間事業所（自動車販売・整備、ガソリンスタンド）



「但馬のまほろば」に設置された急速充電器

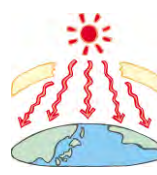
2 温室効果ガスの吸収源対策の推進等

温室効果ガス排出量の削減と併せて、森林保全などの吸収源対策を進めます。

また、オゾン層を破壊する特定フロンやその他のフロンの回収を進めるとともに、酸性雨対策としても、化石燃料の使用量削減を推進します。

施策や取組の方向

- ①温室効果ガスの吸収源対策の推進
- ②オゾン層破壊の防止及び酸性雨の防止等



① 温室効果ガスの吸収源対策の推進

行政の施策

森林整備の推進

- 温室効果ガス削減に寄与するカーボン・オフセット事業を活用し、企業の協力による森林整備の推進を図ります。
- 森林の保育管理、広葉樹林の育林を進め、森林の環境保全に努めるとともに、水源かん養をはじめ、土砂災害や河川環境悪化の防止など多様な公益的機能を強化します。
- 豊かな森林資源を将来にわたって蓄積するため、造林・保育管理体制の充実、林道・作業道の整備などを計画的に進めます。
- 針葉樹林と広葉樹林との混交林化や複層林の育成、長伐期施業の誘導を図り、伐期齢の多様化や優良材の育成に努めます。

建築物等の緑化

- 建築物の屋上緑化・壁面緑化、建築物の敷地の緑化やグラスパーキング等による、市街地の緑化を促進します。※グラスパーキング：アスファルト舗装などの人工被覆に替え、「芝生等」で緑化した駐車場

市民・事業者の皆さんへ

- 家の庭やベランダ等を緑化するなど、積極的に緑を増やしましょう。
- 敷地内の緑化に努め、積極的に緑を増やしましょう。

※カーボン・オフセット

カーボン・オフセットとは、自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、自ら削減することが困難な量の全部又は一部を、その量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、埋め合わせるという考え方です。削減活動として、再生可能エネルギーへの転換、森林整備、植林等を対象にできます。

この考え方により、①森林整備で森林を育て、②育てた森林のCO₂吸収量を算定し、③その量をクレジットとして売却し、④売却代金を森林整備に活用するという、森林カーボン・オフセット事業が登録され実施されつつあります。登録のためには、検証機関による審査や、制度運用に伴う承認を得る必要があります。

朝来市では、これまでに、兵庫県森林組合連合会及び朝来市による「兵庫県朝来市市有林森林管理プロジェクト」が登録されています。このプロジェクトでは、市有林等の間伐促進により日当りを良くして、残った木の生長によりCO₂吸収量を増大させ、増大分をクレジット化して企業に売却しています。

② オゾン層破壊の防止及び酸性雨の防止等

行政の施策

- オゾン層破壊の防止については、フロン回収・破壊法や家電リサイクル法等に準じて、適切にフロンの回収・再利用・破壊が行われるように啓発に努めます。
- 低公害車の普及や自動車使用の改善などにより、酸性雨の要因の一つである自動車排ガスの低減を促進します。
- その他の地球環境問題についても、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割に応じて積極的に取り組むよう保全意識の啓発に努めます。

市民・事業者の皆さんへ

- フロン回収・破壊法を遵守し、フロン回収を徹底しましょう。
- エコドライブや公共交通機関の利用など、自動車排出ガスの低減に係る取組を進め、温室効果ガスや酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出量削減に努めましょう。

第2節 豊かな自然を大切にし、子どもたちに引き継いでいきます (自然環境)

朝来市には、「朝来群山」、「出石糸井」、「雪彦峰山」の3つの県立自然公園があり、市民の自然とのふれあいの促進に重要な役割を果たしています。これらの良好な自然環境は、それ自体が貴重なものであるとともに、自然とのふれあいを通じて生活にうるおいをもたらしてくれます。私たちは、これらの自然環境を大切にしながら守り、次世代の子どもたちに引き継いでいきます。

1 多様な自然環境の保全及び生物の多様性の確保

朝来市に生息・生育する動植物やその生育・生息環境について市民に啓発し、必要に応じてそれらの保全対策を講じます。また、生物の多様性を保全するための外来種対策や、アンケート調査で「市役所が力を入れていくべき取組」として最も多くの市民があげた「野生鳥獣被害対策」を進めていきます。

施策や取組の方向

- ①多様な自然や野生生物の保全
- ②自然とのふれあいの場づくり
- ③外来種の拡散防止
- ④鳥獣対策



① 多様な自然や野生生物の保全

行政の施策

- 社叢林や特定植物群落などの貴重な植生や、オオサンショウウオを始めとした貴重な野生生物については、その保全を図るとともに、自然環境の保全と復元に努めます。
- 河川やため池等の改修等に当たっては、川・池・農業用水路等で生息する生物に配慮した工法（例：多自然型川づくり等）による保全に努めます。
- 開発等に関わる事業者に対し、自然環境保全への理解を深め、法規制・協定等を遵守するよう指導します。
- 河川・公園等の美化を推進します。

市民・事業者の皆さんへ

- 朝来市の自然や、それらを構成する野生生物に関心を持ち、それらを大切にしましょう。
- 野生動植物の乱獲を行わないようにしましょう。
- 自然体験や自然観察会に積極的に参加し、森林・農地・河川等の自然が環境に果たす役割について学ぶとともに、自然を保護する取組に協力しましょう。
- （事業者）開発事業において、開発計画作成や工事の実施に当たり、自然環境に十分配慮しましょう。

② 自然とのふれあいの場づくり

行政の施策

自然公園等の保全及びその活用

- 県立自然公園等の自然環境保全に努めるとともに、その豊かな自然環境を生かし、自然学習や自然体験などへの有効活用を図ります。

自然とふれあえる場づくり及びその活用

- 里山林整備や親水公園など自然とふれあえる場づくりに努めます。
- 多くの人々が四季を通じて自然とふれあうことができる「近畿自然歩道（子午線円山川ルート）」を活用したエコツーリズムを推進するため、魅力あるプログラムづくり、ガイド等の人材育成を支援します。

市民・事業者の皆さんへ

- 農業・農村体験（グリーン・ツーリズム）に参加し、農村及び農業への関心を高めましょう。
- 釣りなどのレクリエーションでは、必要以上に獲ったりせず、幼魚や稚魚は逃がすなど水生生物の保護に努めましょう。また、ごみは持ち帰り、釣り糸や釣り針などの後始末を徹底しましょう。
- （事業者）自然体験や自然観察会に社員が参加したり、自ら自然体験学習を主催することにより、多くの社員が自然とふれあい、自然環境を大切にしていけるような企業風土づくりに努めましょう。

※エコツーリズムとグリーン・ツーリズム

エコツーリズムとは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源とふれあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいいます（エコツーリズム推進法第2条第2項に規定）。

グリーン・ツーリズムは、農山漁村地域において、自然・文化、農林漁業とのふれあいや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいい、都市と農山漁村の交流を通じて、自然環境に対する理解の増進を図るものです。

③ 外来種の拡散防止

行政の施策

外来生物に係る普及啓発等

- 地域固有の生態系を保全するため、外来種を持ち込まないよう、また、外来生物を適正に管理するよう啓発します。
- 外来生物の生育・生息状況を必要に応じて調査し、除去・駆除を行います。

市民・事業者の皆さんへ

- 特定外来生物は飼育しないようにしましょう。
- 既に飼育している外来生物は責任を持って飼育し、遺棄したり放流したりしないようにしましょう。

※特定外来生物について

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものを「特定外来生物」として国が指定します。平成26年8月1日現在、哺乳類25種類、鳥類5種類、爬虫類16種類、両生類11種類、魚類14種類、クモ・サソリ類10種類、甲殻類5種類、昆虫類8種類、軟体動物等5種類、植物13種類が指定されています。



アライグマ（特定外来生物の一つ）

④ 鳥獣対策

行政の施策

野生鳥獣被害対策と狩猟者の後継者確保

- 近年、農山村において深刻な問題となっている野生鳥獣による農林業及び自然植生への被害について、総合的な対策を検討します。
- 兵庫県が策定した鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣捕獲許可、鳥獣保護区等の指定及び管理等を適切に行います。
- 野生鳥獣の個体数管理を担う狩猟者数が減少しているため、若者を対象とした狩猟体験、狩猟免許講習会、技能向上訓練などを通じ、狩猟者の後継者確保を進めます。

市民・事業者の皆さんへ

- 鳥獣保護事業及び狩猟が野生鳥獣の個体数管理を担っていることについて理解を深めましょう。

2 緑の保全と創出

森林は、木材等の生産だけでなく、水源のかん養、山地災害の防止、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収など多くの機能を有しています。農地についても、農業生産だけではなく、雨水を一時的に貯留して災害を防ぎ、多様な生きものを育むなど、多くの機能を有しています。

アンケート調査でも、「市役所が力を入れていくべき取組」として2番目に多くの市民が「山林・農地の保全」をあげており、これらの取組を積極的に進めていきます。

施策や取組の方向

- ①森林の保全整備
- ②農地の適正管理



① 森林の保全整備

行政の施策

森林整備及び地元産材の活用等

- 針葉樹の長伐期施業への移行が進む中、根の張りがよく災害に強い広葉樹との混交林を、所有者の理解を得ながら推進します。
- 森林の多面的機能を確保するために、県との密接な連携によって、保安林の指定、林地開発許可制度の適切な運用について積極的に意見を述べ、その保全に努めます。
- 近年、土砂流出、山崩れ、風倒木等災害の原因となっている手入れの行き届いていない森林について、適正な整備を森林所有者とともに推進します。また、今後の森林整備に資するため、森林所有者の実態の把握に努めます。
- 山地災害情報協力員や森づくり指導巡視員による山林パトロールを強化し、森林保護に努めます。
- 森林の整備や林産材を低コストで搬出できるよう、作業道の高密度化を図ります。
- 温室効果ガス削減に寄与するカーボン・オフセット事業（p. 83 参照）を活用し、企業の協力による森林整備の推進を図ります。（再掲）
- 地元産材を活用した公共施設の木造・木質化を進めるとともに、地元産材や間伐材の利活用を普及啓発します。

市民・事業者の皆さんへ

- 身近な自然である里山などで、環境保全団体などが実施する緑化活動があれば、積極的に参加してみましよう。
- （事業者）森林整備などボランティア活動の機会があれば、協力や支援を検討しましょう。

② 農地の適正管理

行政の施策

環境保全型農業の推進及び農地の保全

- 環境保全型農業（農薬・化学肥料の適正使用、有機質肥料の利用推進、環境保全型農業技術の確立）を推進します。
- 土地改良施設の保全と整備を行うとともに、環境保全型農畜産業を推進します。
- 農地が持つ多面的機能や農業資源の維持を図ります。
- 都市からの就農者対応や農業体験・交流の場として、耕作放棄地の有効活用について検討します。

里山景観の保全及び緑化等

- 田畑や森林の保全などにより、美しい里山景観を保全するほか、花いっぱいのまちづくりの推進体制を整え、市民による花づくり活動を促進します。
- 開発改修時には、生態系に配慮した緑化を行うよう、緑化意識の普及と啓発に努めます。
- 植栽に当たっては、地域の気候風土に合った植物を選択するよう、情報提供を充実します。

市民・事業者の皆さんへ

- （農業者）環境保全型農業について検討しましょう。
- 花いっぱいのまちづくりを行っていきましょう。
- 敷地の緑化に当たっては郷土樹種を選択しましょう。



播但道と北部農業技術センター

※北部農業技術センター

兵庫県立農林水産技術総合センター北部農業技術センター。兵庫県北部地域の特性を生かした高付加価値型農業を確立するため、地域特産作物の品種改良と栽培・病虫害防除法の改善、中山間棚田の有効利用と保全に向けた新作目選定や畦畔・のり面管理技術の開発、さらに但馬牛の優良系統の維持・造成と低コスト肉用牛飼養技術の開発に関する試験研究を推進するとともに、これら新技術の普及を援助しています。

第3節 歴史と文化を守り、うるおいとやすらぎのある社会の実現をめざします（快適環境）

朝来市にはすぐれた文化財や、自然公園があり、市民の憩いの場となっています。一方、市民アンケートをみると、「ポイ捨てなどのごみの散乱」や「うるおいのある水辺空間」について、以前より悪くなったと感じる人が多く、「市役所が力を入れていくべき取組」として多くの市民が「ごみが落ちていない、きれいなまちづくり」をあげています。

歴史文化遺産を大切にしながら、それらとマッチしたうるおいある住みよいまちづくりに、今後取り組んでいきます。

1 歴史文化遺産の保全と活用

竹田城跡や生野銀山をはじめとする歴史文化遺産は、朝来の自然や市民の生活と調和した良好な景観を形成しています。これらの歴史文化遺産は、それぞれの時代に生きた人と時間とでつくりあげた再生不可能なものであり、これらを保存しながら、うるおいのあるまちづくりを進めていきます。

施策や取組の方向

- ①史跡・文化財等の保全と活用
- ②歴史景観等の保全と創出



① 史跡・文化財等の保全と活用

行政の施策

史跡・文化財等の保全と活用

- 遺跡や史跡、天然記念物など朝来市の貴重な歴史遺産・文化財について、その希少性や重要性を評価し、文化財登録や指定措置を進め、保全・継承に努めます。
- 史跡・文化財等の公開や展示、学習機会の提供を行い、価値の再認識と保全意識の向上を図るとともに地域資源として積極的な活用や情報発信に努めます。

伝統文化の継承

- 気候・風土・自然・人々の営みのなかで培われ伝承されてきた郷土芸能や祭礼行事など、伝統文化の継承に努めます。

市民・事業者の皆さんへ

- 地域に伝わる伝説や風習、文化財や名木などの歴史文化遺産を調べましょう。
- 歴史文化遺産の保全に協力や支援をしましょう。
- 地域の祭りやイベントに参加・協力し、地域の伝統文化の保護・継承に貢献しましょう。
- （事業者）創業時の建築物など、社内に産業遺産があれば、保全に努めましょう。

② 歴史景観等の保全と創出

行政の施策

■朝来市景観条例及び朝来市景観計画に基づく規制や景観形成の取組、景観まちづくり活動団体の支援等により、朝来市固有の歴史的景観の保全を図るとともに、屋外広告物の改善やサイン計画等により、沿道景観の向上に努めます。

※サイン計画：市民や来訪者等が、目的地に安全かつ円滑に移動できるように、標識や案内板などの「サイン」について、それらの配置やデザインを統一化して体系的に整備するための計画

■歴史や伝統のある建物、景観を生かしたまちづくりを推進するとともに、観光資源として活用するため、周辺整備を行います。

■歴史的景観保全のため、地元産材を用いた、地域の地形地質、風土に合った住宅の建設を促進します。

市民・事業者の皆さんへ

■建築物を建てるときは、周辺の景観と調和するよう配慮しましょう。また、地元産材を用いた、地域の地形地質、風土に合った建築物となるよう検討しましょう。



寺内ざんざか踊り



神子畑選鉱所跡とムーセ旧居（手前の洋館）

2 快適な生活の確保

道路、公園、河川等のごみは、まちの美観を損なう主な原因となっていて、市民アンケートでも「ごみが落ちていない、きれいなまちづくり」は、市民が重要と考える市の取組の一つとなっています。また、「川や池など、うるおいある身近な水辺空間の整備」も 20.7%の市民が力を入れてほしいと考えていることから、多くの人の参加を得ながら、これらの取組を進めていきます。

施策や取組の方向

- ①自然の特性を生かした憩いの場の整備
- ②環境美化の促進
- ③地域活性化
- ④安全・快適な生活の確保



① 自然の特性を生かした憩いの場の整備

行政の施策

- 緑の中でのレクリエーション活動や憩いの場となる公園、緑地、遊び場所等の総合的な整備を検討します。

市民・事業者の皆さんへ

- 整備された憩いの場を、皆が気持ちよく使えるよう心がけましょう。

② 環境美化の促進

行政の施策

環境美化活動の促進等

- ごみのない美しいまちづくりに対する市民意識の高揚と関係団体の活動支援を行うとともに、円山川及び市川の源流のまちとして、河川や水路を汚さない運動、空き缶やたばこのポイ捨て防止などの環境美化活動を促進します。
- 公園、緑地、水路等における清掃活動など、地域住民による環境美化活動の推進を図ります。
- 不適正な屋外広告物を規制するとともに、空き地の適正管理など環境美化を推進します。

ペットのふん害防止

- 犬の飼い主のマナー向上及び自治会等に対し、ペットのふん害防止のために有効な情報の提供に努めます。

市民・事業者の皆さんへ

- 公園の設備を大切に、きれいに使いましょう。また、公園や緑地などの環境美化活動に積極的に参加し、地域の人が気持ちよく利用できるようにしましょう。
- たばこや空き缶などのポイ捨てはやめましょう。
- 商品の陳列、立て看板等の設置に当たっては、通行を阻害したり美観を損ねることがないように配慮しましょう。
- ペットのふんは、飼い主がきちんと始末しましょう。また、自治会等の集まりなど機会をとらえて、ふん害防止について話し合いましょう。
- 敷地や社有地等の雑草を除去するなど、まちの美観維持に努めましょう。

③ 地域活性化

行政の施策

空き家対策

- 増加している空き家の利活用の取組を促進するとともに、地域と連携した空き家の維持管理や活用を検討します。

地産地消、地元商店・企業の活性化

- 地産地消への取組を強化するとともに、産地直売、特産市の開催など、地産地消を進めることで、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 消費者ニーズに的確に対応した農産物の生産、販売方法の改善や販路の開拓、情報発信と消費者との交流などを促進し、朝来市の農畜産物のブランド力を高めます。
- 市民の地元商店での買物や地元企業の利用を促進し、地元企業の活性化、定住促進、地域活動の担い手の確保、さらには環境保全活動の促進を図ります。



再生可能エネルギーやバイオマスの観光資源としての活用

- 南但クリーンセンターでのバイオガス発電、生野町での木質バイオマス発電などを、岡山県真庭市のバイオマスツアー（バイオマス利活用に取り組む事業所、公共施設、森林等を巡る産業観光ツアー）のようにルート設定し、観光資源としての活用を検討します。

市民・事業者の皆さんへ

- 空き家は、所有者が適切に管理しましょう。
- 消費者は、地場産の農作物を進んで購入し、地産地消を推進しましょう。また、商店は、地場産の農作物を積極的に販売しましょう。
- 買い物は、なるべく地元でしましょう。

④ 安全・快適な生活の確保

行政の施策

飼い犬による危害や迷惑防止

- 放し飼いに起因する咬傷事故や交通事故の防止、飼い犬の逸走による野犬化の防止、公共の場所での排泄物の始末の徹底など、飼い主の責務の啓発に努めます。

防災対策

- 環境の保全・創造と防災・減災に配慮した安全・安心の地域づくりを推進するため、ハザードマップを充実し周知するとともに、防災公園の整備や既存公園の防災力向上（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、広場等）を図ります。
- 防災拠点に太陽光発電設備や蓄電池を設置するなど、平常時の使用電力の削減に寄与するとともに、停電時等の非常用電源として活用できる体制を整備します。
- 防災・減災の視点を取り入れた環境と防災を統合・両立した環境防災教育プログラムを推進します。
- 防災教育や訓練に当たっては、高齢者や障がい者など災害弱者である人々の避難・救助方法を十分に検討します。

市民・事業者の皆さんへ

- 飼い犬については、予防接種を受け、放し飼いをしないなど、飼い主の務めを果たしましょう。
- 防災施設をきちんと把握し、防災訓練には積極的に参加しましょう。
- 高齢者や障がい者など災害弱者である人々は、日常から地域で見守りましょう。

第4節 3Rをさらに推進し、循環型社会の構築をめざします（廃棄物）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動は、廃棄物処理に伴う環境汚染の原因ともなっており、地球規模での環境問題にも密接に関係しています。

朝来市では、近年、ごみの排出量及びリサイクル率ともに横ばいの傾向にあり、3Rの取組が停滞気味となっています。しかし、アンケート調査をみると、普及啓発次第では今後さらにごみ量を抑制できる可能性があることから、同じく市民アンケートで重要視されている廃棄物の不法投棄対策とともに、朝来市の主要な環境施策として取り組んでいきます。

施策や取組の方向

- ① 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進
- ② 廃棄物の適正処理の推進
- ③ 災害廃棄物の適正処理



① 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

行政の施策

廃棄物の発生抑制

- 市民や事業者の理解・協力のもと、廃棄物の発生抑制、減量化に関する「3R運動」(p.72 参照)を推進し、ごみの分別を推進して、ごみの排出抑制や再資源化に向けた取組を拡大します。
- 「マイバッグ」キャンペーンによるレジ袋の削減等過剰包装の自粛運動を推進します。

リサイクルの推進

- リサイクル活動に対する支援及びリサイクルに関する知識の啓発に努め、再生資源を使用した商品の利用を促進します。
- 関係機関と連携して、使用済小型家電のリサイクルの取組を検討します。
- 朝来市公共下水道の各浄化センターで発生する下水汚泥有効利用の取組を推進します。

市民・事業者の皆さんへ

- 食品は必要なだけ購入し、食べ残しや賞味期限切れで食品を捨てるのがないようにしましょう。
- 生ごみの水切りを徹底しましょう。
- 不用になったものは必要な人へ譲るなど、再利用できるように努めましょう。
- 買物をするときは、できるだけ再生資源を使用した製品を購入するようにしましょう。
- マイバッグ運動や詰め替えできる商品の購入など、ごみの減量に向けた取組を進めましょう。
- 地域における集団回収に協力しましょう。
- ごみを出す曜日や時刻、分別方法など、ごみ出しのマナーを守りましょう。
- ごみステーションの清掃と管理に努めましょう。
- (事業者) 事業活動における紙使用量の削減、製造・販売過程で生じる廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用等により、事業系一般廃棄物や産業廃棄物の減量化及びリサイクルを進めましょう。
- (事業者) 販売活動においては、マイバッグ運動の推進、ばら売りや量り売り、リターナブル容器での販売、過剰包装の抑制、エコマーク商品の積極的な販売など、ごみ減量化やリサイクルに寄与する取組を進めましょう。
- (事業者) 両面印刷や両面コピーを心がけるとともに、コピーの裏面を利用しましょう。



② 廃棄物の適正処理の推進

行政の施策

廃棄物の適正処理等

- 一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の適正処理に努めます。
- 家畜ふん尿を適正管理し、耕蓄連携によるリサイクルシステムを構築し、良質堆肥化して農地還元を促進します。
- 事業所及び一般家庭において、合併処理浄化槽の適正管理に関する啓発を推進します。

不法投棄の防止

- 市民のモラル（道徳心）と環境意識を高めながら、ごみのポイ捨てや不法投棄を行わない市民運動を推進するとともに、関係機関との連携のもと、不法投棄に対する監視・情報連絡体制を強化します。

市民・事業者の皆さんへ

- ごみのポイ捨てや不法投棄をしない・させない風土を醸成しましょう。
- 廃棄物の不法投棄が行われないよう、所有地を適正に管理しましょう。
- （事業者）廃棄物を保管するときは、流出や飛散がないよう保管基準の遵守を徹底しましょう。

※朝来市土づくりセンター

朝来市においては、「循環型社会」の実現をめざし、当地域に最も適した方法として、堆肥化処理と農地還元方式を選定し、地域内で発生する牛・鶏糞を、良質な堆肥に変える土づくりセンターを設置しています。

当施設は、自然環境との調和をめざす農業を、土づくりによって推進する拠点であるとともに、岩津ねぎをはじめ、米、大豆等の生産販売、遊休農地の委託作業等にも取り組んでいます。



③ 災害廃棄物の適正処理

行政の施策

- 地震や水害等の災害に伴って発生する廃棄物については、朝来市地域防災計画に基づき、県や近隣市町との連携をとりながら迅速に適正処理を行います。がれきについては、処理の効率化を図るとともに再資源化に努め、し尿については、速やかに仮設トイレを設置するとともに、適正に処理します。

市民・事業者の皆さんへ

- 災害廃棄物の分別排出を心がけるとともに、可能な場合は災害廃棄物を自宅敷地で保管するなど、災害廃棄物が一時に集中して排出されないよう協力しましょう。
- （事業者）災害廃棄物を保管するときは、流出や飛散がないように徹底しましょう。
- （事業者）災害廃棄物処理において、自社ができることがあれば進んで協力しましょう。

第5節 安全・安心で健康に暮らせる社会の実現をめざします (生活環境)

良好な大気や水、静穏な環境は、市民が健康で安心して暮らしていくための基本的な条件です。

公害問題は過去のもと言われることもありますが、アンケート調査でも、公害対策は、市民が重要と考える市の取組の上位にあげられています。

私たちは、大気質の保全、水質・水循環の保全、騒音や悪臭の防止、土壌汚染防止、化学物質対策、さらには空間放射線量の監視や屋外生物が媒介する感染症予防対策など、安全・安心で健康に暮らせる社会の実現に向けて、それぞれの立場で取り組んでいきます。

1 大気質の保全

朝来市の大気質は良好といってよいレベルですが、広域的な影響を受けると考えられる光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、環境監視を行いながら、市民に適切な情報提供をしていく必要があります。また、法令遵守による大気汚染防止、自動車の排ガス対策も重要です。

施策や取組の方向

- ①固定発生源対策及び移動発生源対策の推進
- ②環境監視



① 固定発生源対策及び移動発生源対策の推進

行政の施策

大気汚染物質の排出抑制等

- 大気汚染防止法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例及び朝来市生活環境保全条例に基づく法規制・排出基準遵守の指導を行います。
- 野外焼却禁止の啓発を行い、ダイオキシン類等健康を損なう恐れのある有害物質の発生抑制及び悪臭防止を図ります。
- 地球温暖化対策で掲げた公共交通機関の利用促進及び自動車排ガスの低減に係る各施策を推進することにより、自動車から排出される大気汚染物質を削減します。

市民・事業者の皆さんへ

- 野外焼却は、法令で許可された場合を除いて禁止です。
- （事業者）ばい煙の排出基準を遵守しましょう。
- マイカー・社用車の購入時は、環境に配慮した自動車の購入やリースを検討しましょう。（再掲）
- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。（再掲）
- アイドリング・ストップを励行し、急発進・急加速などの運転をやめ、燃費の良い運転に努めましょう。（再掲）
- 車のトランクには、不要な荷物を載せないようにしましょう。（再掲）
- タイヤの空気圧など、自動車の整備と点検をこまめに行い、燃費の改善に努めましょう。（再掲）
- 地産地消の取組を広げることにより、輸送による排ガス削減に努めましょう。（再掲）

② 環境監視

行政の施策

- 兵庫県と連携して、光化学オキシダントやPM2.5などの測定監視体制の充実に努めるとともに、緊急時対策の推進を図ります。

市民・事業者の皆さんへ

- 行政機関が提供する環境情報に留意し、必要な場合は屋外での活動を控えるなど対策をとりましょう。

2 水質の保全・水の循環的利用

朝来市の水質をみると、公共用水域水質測定結果の値は良好ですが、アンケート調査では、川や池の水質が、「昔より悪く、又は少し悪くなっている」と回答した市民の比率が「昔より良く、又は少し良くなっている」を上回っており、市民はこれらが改善されたとは実感していません。アンケート調査でも、生活排水対策は、市民が重要と考える市の取組の上位にあげられており、水質汚濁対策を引き続き進めていく必要があります。

施策や取組の方向

- ①生活排水対策・産業排水対策の推進
- ②農業における対策の推進
- ③安全な水の確保・水の循環的利用
- ④環境監視



① 生活排水対策・産業排水対策の推進

行政の施策

生活排水対策の推進

- 生活排水処理施設の適正な維持管理に努めます。
- 生活排水対策は市民の理解と主体的な取組が大切であることから、生活排水対策に関する意識の高揚・啓発に努めます。

産業排水対策の推進

- 水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例及び朝来市生活環境保全条例に基づく法規制・排出基準遵守の指導を行います。

市民・事業者の皆さんへ

- 公共下水道が整備された地区では、下水道に接続するよう努めましょう。
- 合併処理浄化槽は、きちんと維持管理をしましょう。
- 廃食油、残飯、薬や化粧品は下水道や浄化槽を痛めるので、流すのはやめましょう。
- 市が推薦する環境浄化微生物「マイエンザ」を使い、洗剤の使用量削減に努めましょう。
- （事業者）水質汚濁防止法の排水基準を遵守しましょう。

※マイエンザとは

マイエンザ（MAIENZA）とは、愛媛県産業技術研究所で開発された環境浄化微生物資材です。酵母や納豆菌、砂糖、ヨーグルトなどを組み合わせて、発酵培養させて作る安全・安心な液体です。

マイエンザの原液を希釈してスプレー・塗布・流すなどにより、生ごみやトイレの消臭、キッチンの油污れやぬめり取り、風呂やトイレの汚れ落とし、洗剤の削減、農作物に散布すると作物の育ちがよくなるなど、多くの効果があります。

マイエンザは、朝来地域自治協議会が、ふれあい広場「あい」で配布しています。



② 農業における対策の推進

行政の施策

- 水域に流入する汚濁負荷対策のため、環境保全型農業（農薬・化学肥料の適正使用、有機質肥料の利用推進、家畜排せつ物の適正処理等）を推進します。

市民・事業者の皆さんへ

- （農業者）環境保全型農業について検討しましょう。（再掲）

③ 安全な水の確保・水の循環的利用

行政の施策

- 水源付近及びその背後の地域における汚染源の把握に努めるとともに、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律等に基づき、水道水源保全対策を推進します。
- 日常生活や事業活動において、風呂水を洗濯や散水に使用するなどの節水行動の啓発及び節水型機器の普及を促進します。

市民・事業者の皆さんへ

- （林業者）森林の持つ多様な公益的機能を最大限に生かすよう、下草刈りや間伐などの適正な管理を行いましょう。
- 節水に努め、風呂の残り湯を雑用水に使用するなど、水の有効利用に努めましょう。

④ 環境監視

行政の施策

- 兵庫県による公共用水域水質測定及び朝来市による定期的な河川水質測定など、測定監視体制の充実に努めるとともに、水質事故など緊急時対策の推進を図ります。

市民・事業者の皆さんへ

- 市内河川の水質や水環境に関心を持ち、水をきれいにする取組に参加しましょう。

3 騒音・振動並びに悪臭の防止

朝来市が実施した騒音調査結果をみると、市内の国道の自動車騒音レベルは横ばい又は微増であり、アンケート調査でも「家のまわりの静かさ」について「昔より悪く、又は少し悪くなっている」と回答した市民の比率が「昔より良く、又は少し良くなっている」を上回っています。悪臭についても、「においに関する問題」について「昔より悪く、又は少し悪くなっている」と回答した市民の比率が「昔より良く、又は少し良くなっている」を上回っており、引き続き公害対策を進めていく必要があります。

施策や取組の方向

- ①騒音・振動の防止対策の推進
- ②悪臭防止対策の推進



① 騒音・振動の防止対策の推進

行政の施策

- 工場・事業者等に対して、騒音規制法及び振動規制法の遵守を呼び掛けるなど、生活環境の保全に係る指導を行います。
- 国道等の自動車騒音測定を継続して実施し、必要に応じて騒音防止対策を検討します。

市民・事業者の皆さんへ

- （事業者）騒音規制法及び振動規制法の規制基準を遵守しましょう。
- （事業者）建設工事では、低騒音・低振動型建設機械を使用し、作業時間にも配慮して、騒音・振動の発生防止に努めましょう。
- 掃除機・洗濯機・オーディオ機器・楽器などを使用するときは、近所に迷惑がかからないように時間帯などに注意しましょう。
- 駐車場での車のドアの開閉、集合住宅におけるドアの開閉、深夜の話し声などに気をつけましょう。
- 必要以上の空ぶかしを止め、速度に配慮したエコドライブを心がけましょう。

② 悪臭防止対策の推進

行政の施策

- 家畜排せつ物の適正処理について、処理施設の適正管理を図るとともに、関係機関と連携し指導を行います。
- 悪臭の発生源となっている事業所等に対しては、関係機関と連携し指導を行います。

市民・事業者の皆さんへ

- 動物を飼うときは、糞尿などを適正処理しましょう。
- （事業者）悪臭を発生する設備は、密閉性の高い建屋等に収納し、臭気が漏れないように配慮するとともに、悪臭を発生させないよう従業員への技術的指導を徹底しましょう。

4 土壌汚染防止及び化学物質への対応

朝来市内では、土壌汚染及びアスベストやダイオキシン類など化学物質による汚染は特に問題となっていませんが、これらについて適切な監視や指導を行っていくとともに、汚染が確認された場合には適切に対応する必要があります。

施策や取組の方向

- ①土壌汚染の防止対策の推進
- ②化学物質への対応
- ③アスベスト対策及びダイオキシン対策



① 土壌汚染の防止対策の推進

行政の施策

- 県と協力して、有害物質を使用する工場・事業場に対し適正処理の指導を行います。農用地については、県が継続的に実施している土壌の汚染状況調査に基づき、適正な対策に努めます。

市民・事業者の皆さんへ

- （事業者）事業活動に当たっては、製造工程で使用する化学物質を適正に管理しましょう。また、有害物質がタンク等から漏えいしたりしないように、保管等には十分注意しましょう。

② 化学物質への対応

行政の施策

農薬や化学肥料の適正使用

- 農業における環境への負荷の軽減を図るため、減農薬、減化学肥料を進め、有機農業を積極的に取り入れ、環境保全型農業を推進します。
- ゴルフ場については、農薬の安全使用に関する指導要綱や指針などに基づき、県と連携をとりながら、農薬の適正使用についての指導を行います。

化学物質に関する普及啓発

- 県と連携して、化学物質使用実態、化学物質の特性、環境中での動態などについての情報収集を行います。
- P R T R 制度を周知するため、市民、事業者を対象とした説明会や手引き、パンフレット等の作成・配布を検討します。

市民・事業者の皆さんへ

- 化学物質に対する理解を深め、敷地内の緑化や施設の管理に当たっては、農薬や化学肥料を適正に使用しましょう。
- （農業者）稲わらや堆肥などを活用した有機栽培を進めることにより、農薬や化学肥料の使用を減らすことを検討しましょう。

※P R T R 制度

化学物質排出移動量届出（Pollutant Release and Transfer Register）制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物等に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組みです。

情報を開示することにより、事業者の自主的な化学物質管理を促進する国際的な制度で、日本では「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づいて実施されています。

③ アスベスト対策及びダイオキシン対策

行政の施策

アスベスト対策

- 大気汚染防止法や兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づき、アスベストが使用された建築物の解体を行う際に、適切な飛散防止対策が行われるよう、兵庫県と連携を図ります。
- アスベストの調査・処理・被害等に関して、市民や事業者の問い合わせに対応するため、県と連携して適切な指導を行います。また、検診や健康管理支援事業を実施し、健康被害の早期発見に努めます。

ダイオキシン対策

- ダイオキシン類対策特別措置法の定めるところにより、兵庫県と連携して、工場・事業場における排出基準の遵守徹底を図ります。

市民・事業者の皆さんへ

- 建物の建て替えや改修に当たっては、アスベスト使用の有無を確認し、対処方法がわからない場合は市や県に相談しましょう。
- （事業者）ダイオキシン類対策特別措置法の排出基準を遵守しましょう。

5 公害の発生防止等

前述のように、アンケート調査でも、公害対策は、市民が重要と考える市の取組の上位にあげられていることから、公害の未然防止や市民が懸念する問題への対応に取り組んでいく必要があります。

施策や取組の方向

- ①公害の発生防止
- ②安全・快適な生活の確保



① 公害の発生防止

行政の施策

環境負荷の低減

- 県と協力し、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、公害防止のための管理体制の整備を徹底します。また、工場・事業場に定期的に立入検査を行い、必要に応じて適切な指導を行います。
- 粉じん、騒音、振動など法的な規制値がない事業活動についても、必要に応じて実態の把握を行い、改善に係るアドバイスを行います。
- 工場立地に当たっては、公害関係法令に基づき、規制・指導等を行い公害発生の未然防止に努めます。
- 産業廃棄物処理については、県と調整を図りながら、施設設置時の公害防止協定の締結や施設・設備の改善などを指導します。

市民・事業者の皆さんへ

- （事業者）地域住民とのコミュニケーションを通じて、地域住民との信頼関係構築に心がけましょう。
- （事業者）公害苦情を受けたときは、行政機関に相談するとともに、誠実に対応しましょう。

② 安全・快適な生活の確保

行政の施策

空間放射線量率の監視

- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故を踏まえ、必要に応じて空間放射線量率を監視できる体制を構築します。

感染症予防対策の推進

- 近年、全国的に居住環境や野外に生息するダニ類、蚊などが媒介する感染症の発生が多くみられるようになっていくことから、感染症の発生状況に留意し、感染症が発生しないよう住みやすい環境の保全と予防対策を引き続き進めていきます。
 - ・ 生活環境対策の推進（感染症予防対策に関する意識の高揚、啓発）
 - ・ 感染症防止対策の推進（蚊が媒介する感染症について、兵庫県との連携のもと、その駆除等発生防止対策の推進）
 - ・ 感染症発生の監視（行政機関が提供する感染症発生動向に留意し、市民へその予防対策の推進を図る。）

市民・事業者の皆さんへ

- 放射線の性質とその影響についての理解に努めましょう。
- 住宅等、居住環境周辺の美化に努めましょう。
- 健康観察や忌避剤の使用など、個人的防御に努めましょう。

第6節 市民・事業者・行政が一体となって環境問題に取り組む社会の実現をめざします（環境教育及び環境保全活動等）

朝来市の環境を良好な状態で次世代に引き継いでいくためには、市民が意識を高め、一人ひとりが自発的に行動し、環境保全に向けて取り組んでいく必要があります。

多くの人が環境意識を高め、日々の暮らしや仕事の中で環境保全の取組を行っていくために、学校、家庭、地域社会、職場などあらゆる場面において環境教育を推進するとともに、自ら環境保全に寄与していく活動を促進します。

施策や取組の方向

- ①環境に配慮した事業活動の推進
- ②自主的な環境保全活動の推進
- ③環境教育・環境学習の推進
- ④環境情報の提供



① 環境に配慮した事業活動の推進

行政の施策

- 兵庫県の環境影響評価に関する条例を遵守するとともに、環境の保全に十分配慮した開発を行うよう啓発・指導を行います。
- 市庁舎においては、地球環境に配慮した物品・資材等の選定に努めるとともに、事業者に対してグリーン購入を呼び掛けます。

市民・事業者の皆さんへ

- （事業者）従業員が、自社の事業活動と環境との関わりについて理解することにより、事業活動における環境配慮及び環境保全活動が促進されるよう、職場における環境教育を推進しましょう。

② 自主的な環境保全活動の推進

行政の施策

- 緑化、生活排水対策活動、自然観察会などの自主的な環境保全活動を支援します。
- 市、事業者、市民、地域自治協議会等の各主体の協力のもとに、環境保全に係る組織・体制を構築します。

市民・事業者の皆さんへ

- 緑を守る運動、河川の水質改善に関する活動などに参加・協力しましょう。
- 地域で行う環境保全活動への参加や支援を行いましょう。

③ 環境教育・環境学習の推進

行政の施策

児童・生徒に対する環境教育の推進

- 兵庫県地球温暖化防止活動推進センターや電力事業者など関係機関、企業、市民団体等の協力を得て、環境出前講座や市内施設見学などを実施し、学校をはじめとする環境教育の充実に努めます。
- 自然学校、「トライやる・ウィーク」をはじめ、ふるさと教育等を通じて豊かな体験をさせ、ふるさとを愛する「あさごっ子」を育成していきます。
※トライやる・ウィーク：中学2年生を対象として一週間学校を離れて、職場体験を行う兵庫県の事業。
地域や自然の中で主体的に様々な体験をすることで生きる力や感謝の心を育み、自律性を高めるなど生きる力を育成することがねらいです。
- 地元の食材をふんだんに取り入れた給食を提供するとともに、市のホームページで毎日の給食献立を紹介するなど、安全・安心な給食サービスを推進します。
- 環境教育・環境学習に当たっては、机上ではなく、なるべく体験を通じて教育・学習するプログラムを設定します。特に、児童・生徒等に、朝来市の豊かな自然にふれる「原体験」を持たせるよう努めます。

社会における環境教育の推進

- 環境月間や環境の日にふさわしい各種行事を展開することによって、環境保全意識の向上に努めます。

市民団体と連携した環境教育の推進

- 環境教育・環境学習の実施、各種行事の開催等に当たっては、地域で活動している市民団体、NPO、企業等と連携します。また、環境保全活動を行う市民団体等を支援します。

市民・事業者の皆さんへ

- 学校給食のみならず、家庭でも地元の産物を積極的に購入し、地産地消を広げましょう。
- 家族で節水、ごみの減量、省エネルギー等に取り組みながら環境学習を行うプログラムなどに取り組みしましょう。
- 可能な人は、それぞれの専門や経験を生かして、学校や地域の環境教育・環境保全活動の講師等として活動しましょう。
- （事業者）学校や地域との環境コミュニケーションを進めましょう。従業員のうち適当な人がいれば、それぞれの専門や経験を生かして、環境教育の指導者として活動できるよう協力しましょう。

④ 環境情報の提供

行政の施策

- 自然環境情報、公害の状況、環境問題が健康等に与える影響等の情報を、教育機関や市民及び事業者等に提供します。

市民・事業者の皆さんへ

- 環境情報を有効に活用し、環境学習や環境保全活動を進めましょう。

※兵庫県の環境教育

兵庫県では、平成 18 年 3 月に、「兵庫県環境学習環境教育基本方針」を策定し、市町、地域団体と連携のもと、環境学習・教育の全県的な展開を図っています。平成 19 年度以降は、自ら「体験」、「発見」し、自ら「学ぶ」環境学習・教育を進めることにより、環境や生命を大切に思う“こころ”を育み、学習から実践へとつなげていくことを基本理念に、幼児期からシニア世代までの各ライフステージに応じて体験を基本とする体系的なプログラムを展開しています。

【幼児期の環境学習：ひょうごっこグリーンガーデン】

幼児期については、幼稚園や保育所等を中心に公園や自然の中で動物や花木に接するなど、自然体験をする「ひょうごっこグリーンガーデン」事業を展開しています。

【学齢期の環境学習：ひょうごグリーンスクール】

学齢期については、子どもたちが地域の田畑・里山などで自ら耕作、手入れ、取り入れなどの環境体験活動を行うことにより、自然の一員であることを学び、「生命の大切さ」を知り、思いやりのこころを育む「ひょうごグリーンスクール」事業を展開しています。

【成人期の環境学習：ひょうごグリーンサポートクラブ】

成人期については、次代を担う幼児、児童・生徒に対する環境学習の支援を「ひょうごグリーンサポーター」に行ってもらうとともに、成人自らが環境保全活動に取り組む意欲を増進する仕組みづくり、仕掛けづくりとして「ひょうごグリーンサポートクラブ」事業を展開しています。



環境体験事業（宍粟市内）
資料：兵庫県環境白書

第6章 計画の推進と進行管理

第1節 計画推進のための体制

ここでは、環境基本計画の策定後に、計画書で記載した施策や取組がどのように進んでいるかについて、「誰がどういう体制でチェックし推進していくか」を記載します。

環境基本計画を効果的に推進していくために、どのような進行管理組織を立ち上げるかは重要な課題であり、朝来市においては次の体制により進行管理を行っていきます。

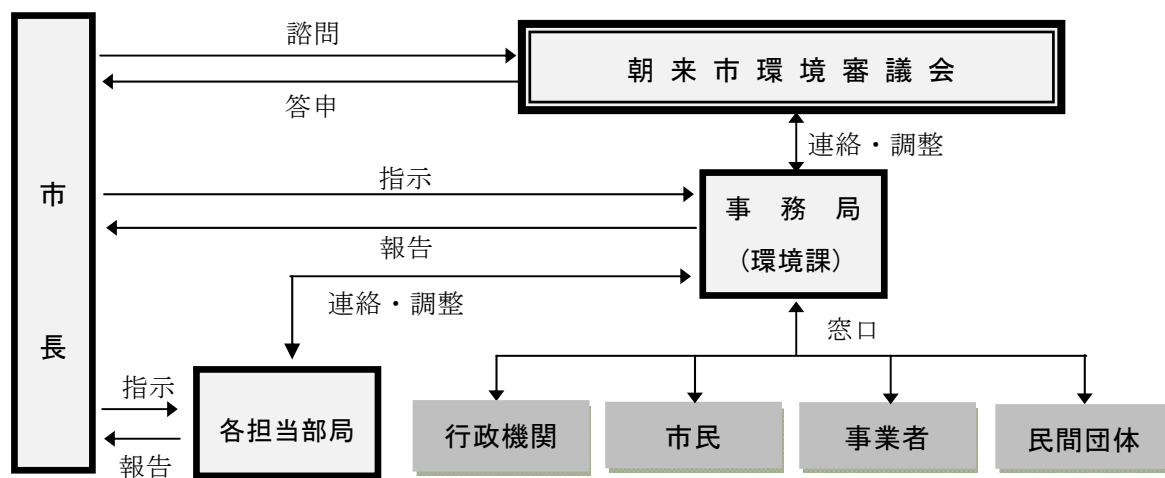


図 6-1-1 計画の進行管理体制

進行管理の事務局は、計画策定時と同様、環境課が務めます。事務局は、広報・ホームページ・直接の来庁や訪問などを通じて、市民・事業者・民間団体及び行政機関の窓口となりながら、計画で定めた取組を協働して実施していきます。

第2節 計画の進行管理

環境基本計画の策定後は、計画の実効性を確保していくため、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れて、PDCAサイクルを繰り返していくことにより計画の進行管理を行います。

PDCAとは、Plan（計画）、Do（実施・運用）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のことで、環境基本計画の進行状況を把握し、課題に対応しつつ次年度の取組に活かすことを繰り返しながら、継続的な改善を図ることです。

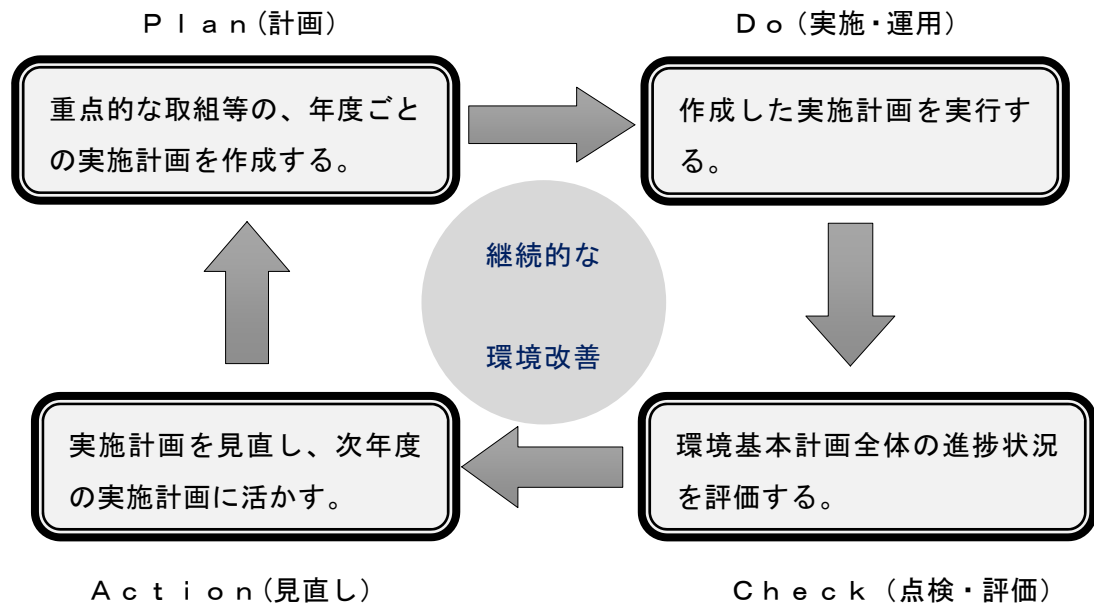


図 6-2-1 計画の進行管理（PDCAサイクル）

計画の推進を図るためには、適切な進行管理が必要であることから、朝来市環境審議会において、計画の進捗状況について点検・評価を行います。

第 3 節 進行管理のための指標と目標値等

新計画の進行状況を評価するに当たり、表 6-3-1 の指標を定めます。計画策定後は、指標値の変動を踏まえて施策を評価し、図 6-1-1 の体制により、必要な措置や取組を進めていきます。

表 6-3-1 計画の進行管理のための指標

施策評価指標	現状値	新計画における指標の設定方法等
人口	32,396 人（H26.8.31）	評価対象外
世帯数	12,299 世帯（H26.8.31）	評価対象外
光化学オキシダント （市内の測定地点の平均値）	H24 の測定期間平均値 ・ 0.020 ppm（生野） ・ 0.035 ppm（和田山） → 平均の 0.028ppm を指標値とする。	現行計画では、和田山と生野の最高値のうち高い方を指標としているが、それを参考値扱いとし、新計画では、2 地点の期間平均値をさらに平均した値を指標とする。
自動車交通の平均騒音 （昼間）	73 dB （H24：2 地点の平均）	毎年度、測定地点が異なるため、環境基準及び要請限度と比較して、個別に評価を行う。
自動車交通の平均騒音 （夜間）	68 dB （H24：2 地点の平均）	同上
河川の平均 BOD （公共用水域水質測定）	0.83 mg/L （H24：3 地点の平均）	現行計画と同様、玉置橋、多々良木橋、真弓橋のそれぞれの年平均値を平均した値を指標として評価する。
ガソリン車に占めるハイブリッド車の燃料消費量の割合	兵庫県：4.3%（H25） （参考）全国：4.6%	自動車燃料消費量統計年報（国土交通省） ・ 全ガソリン車 2,256,369 kL ・ 乗用車（ハイブリッド）97,433 kL から算出
家庭用太陽光発電設備普及率	4.6%（H25）	第 2 次朝来市総合計画の目標値は、「H29 年度末で 5.0%」である。
山林面積	97.62 km ² （H23.1.1）	現行計画と同様、1 月 1 日現在の面積を指標とする。
国・県・市の（指定＋登録）文化財数	196 件（H26 年 12 月）	現行計画と同様、文化財数を指標とする。
一般廃棄物のリサイクル率	19.3 % （H24）	南但広域行政事務組合の一般廃棄物処理基本計画の目標値を設定する。
一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの排出量	920 g/人/日 （H24）	同上

〔注〕指標は、特に記載がない場合、「年度」で示す。

資 料 編

- 1 朝来市生活環境保全条例
- 2 計画策定経過
- 3 朝来市環境審議会委員名簿
- 4 第2次朝来市環境基本計画パブリック
コメントの結果
- 5 環境基準等

資料編

1 朝来市生活環境保全条例

○朝来市生活環境保全条例

平成 21 年 2 月 26 日

条例第 1 号

目次

第 1 章 総則

第 1 節 通則(第 1 条・第 2 条)

第 2 節 市長の責務(第 3 条—第 9 条)

第 3 節 事業者の責務(第 10 条—第 13 条)

第 4 節 市民等の責務(第 14 条・第 14 条の 2)

第 2 章 生活環境の保全

第 1 節 公共の場所等の清潔保持(第 15 条—第 18 条)

第 2 節 廃棄物の処理(第 19 条—第 23 条)

第 3 節 愛がん動物の管理(第 24 条・第 25 条)

第 3 章 公害防止

第 1 節 特定施設等に関する規制(第 26 条—第 35 条)

第 2 節 動物飼養施設に関する規制(第 36 条—第 42 条)

第 3 節 特定建設作業に関する規制(第 43 条—第 45 条)

第 4 節 自動車等に関する規制(第 46 条・第 47 条)

第 5 節 拡声機等に関する規制(第 48 条—第 50 条)

第 4 章 雑則(第 51 条—第 55 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(目的)

第 1 条 この条例は、朝来市民(以下「市民」という。)が健康で文化的な生活を営むために必要な生活環境を保全するための基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、その総合的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 良好な環境 市民が健康で明朗な心身を養い、快適な生活を営むことができる環境をいう。

- (2) 環境の保全 良好な環境を確保し、人と自然の調和のある住みよい豊かな環境を創造し、かつ、保全するとともに、善良な風俗を保持することをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 生活環境 人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。
- (6) 市民等 市民、市内に滞在する者及び市内を旅行する者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業を行うもので個人、法人及び団体をいう。
- (8) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他公共の利用に供されている場所をいう。
- (9) ばい煙等 ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。
- (10) 特定施設 事業活動を行う工場又は事業所(以下「工場等」という。)に設置される施設のうち、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設をいう。
- (11) 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音及び振動を発生させる作業をいう。
- (12) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項に規定するものをいう。
- (13) 一般廃棄物 廃棄物処理法第2条第2項に規定するものをいう。
- (14) 産業廃棄物 廃棄物処理法第2条第4項に規定するものをいう。

第2節 市長の責務

(市長の基本的な責務)

- 第3条 市長は、市民の健康で文化的な生活を確保するため、事業者及び市民等との協力のもとに環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市長は、率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、前項の施策を計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。
- 3 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する総合的な施策の展開
 - (3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を計画的に推進するために必要な事項
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、朝来市環境審議会に諮問しなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたとき、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(調査及び監視)

第4条 市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況、廃棄物の処理状況その他環境の保全に支障を及ぼすおそれのある事項について調査し、監視しなければならない。

(公害に係る苦情等の処理)

第5条 市長は、関係行政機関と協力し、公害に関する苦情及び紛争について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めなければならない。

(公共施設の整備等)

第6条 市長は、良好な環境を保全するため、道路、公園、下水道その他公共施設(以下「公共施設」という。)の整備及びその適切な維持管理に努めなければならない。

2 市長は、良好な生活環境及び景観を創出するため、公共施設の緑化に努めなければならない。

(公害防止協定の締結)

第7条 市長は、市民等の健康を保護し、良好な環境を確保するため、必要な公害防止に関する協定を事業者と締結するよう努めなければならない。

(環境の保全への指導)

第8条 市長は、事業者及び市民等に対し、健康と快適な環境を保全するため必要と認めるときは、関係行政機関とともに適切な指導を行うことができる。

(事業者及び市民等への知識の普及)

第9条 市長は、良好な環境の確保に関する事業者及び市民等の認識を深めるために必要な知識の普及に努めなければならない。

第3節 事業者の責務

(事業者の基本的な責務)

第10条 事業者は、その事業活動によって人の健康又は良好な環境を侵害しないよう、自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市長その他行政機関が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、関係法令及びこの条例に違反しない場合でも、良好な環境を保全するよう最大の努力をしなければならない。

3 事業者は、その事業活動により環境の保全に係る紛争が生じたときは、誠意をもって速やかにその解決に当たらなければならない。

4 事業者は、環境への負荷を低減するため、自主的かつ継続的な取組に努めなければならない。

(管理及び報告義務)

第11条 事業者は、公害発生のおそれのある事業活動を厳重に管理するとともに、公害が発生した場合は、発生源、発生原因及び発生状況を直ちに市長に報告しなければならない。

(廃棄物の自己処理等の義務)

第 12 条 事業者は、その事業活動によって生じる廃棄物の排出を抑制し、適正な処理及び再生利用に努めるとともに、再生利用後において廃棄物となった場合は、自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

(公害防止協定の履行)

第 13 条 事業者は、市長又は市民の求めに応じ、公害防止協定を締結し、当該協定事項を確実に履行しなければならない。

第 4 節 市民等の責務

(市民等の基本的な責務)

第 14 条 市民等は、環境の保全に関する認識を深め、次の各号に掲げる事項を遵守し、地域の良好な環境の確保に寄与しなければならない。

- (1) 自らの日常生活において他人の生活を阻害するような行為を慎み、良好な生活環境の確保に努めること。
- (2) 自らの廃棄物の排出を抑制し、減量化に努めること。
- (3) 公害の発生及び環境の侵害を知ったときは、その状況を市長に通報し、かつ、市長その他の行政機関が実施する施策に協力すること。
- (4) その所有し又は管理する土地、建物及びその周辺の清潔を保持し、相互に協力して地域の良好な環境の確保に努めること。

(森林所有者の責務)

第 14 条の 2 森林所有者(管理者を含む。)は、環境の保全のため、森林の有する多面的機能が確保されるよう、その森林の適正な管理に努めなければならない。

第 2 章 生活環境の保全

第 1 節 公共の場所等の清潔保持

(公共の場所の清潔保持)

第 15 条 何人も、公共の場所を汚損してはならない。

2 何人も、公共の場所の美化及び環境の保全に努めなければならない。

(土地等の管理義務)

第 16 条 土地(空き地を含む。)又は建造物(以下「土地等」という。)の所有者又は占有者は、その管理する土地等に雑草等が繁茂し、又は廃棄物の放置等により、地域の良好な環境又は景観を害することのないよう適正に管理しなければならない。

(資材等の管理義務)

第 17 条 何人も、土地等に自己の所有又は管理する資材、廃材、土砂等を放置し、これらを飛散させ、流出させ、脱落させ、又は堆積させて地域の良好な環境を害することのないよう適正に管理しなければならない。

(指導及び勧告)

第 18 条 市長は、前 2 条の管理義務を有する所有者又は占有者が当該義務を怠ったときは、その改善に必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定により指導を受けた者が当該指導に従わないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第 2 節 廃棄物の処理

(廃棄物の投棄及び処理義務)

第 19 条 何人も、市長が指定する場所以外の場所に廃棄物を投棄し、又は放置してはならない。

2 市民等は、廃棄物の処理に当たっては、関係法令に定めるところによるほか、自ら処理する場合は、地域の良好な環境を害することのないよう努めなければならない。

3 市民等は、良好な環境の保全のため、ごみ及び再生資源の散乱防止に努めなければならない。

(屋外焼却の制限等)

第 20 条 何人も、燃焼に伴い、ばい煙又は悪臭を発生するおそれのあるゴム、硫黄、皮革、合成樹脂、油類その他のものを屋外において焼却してはならない。ただし、関係法令で定められた内容又は方法により焼却する場合にあっては、この限りでない。

(産業廃棄物の処理)

第 21 条 事業者は、工場等から生じる産業廃棄物を自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

(勧告及び命令)

第 22 条 市長は、第 19 条第 1 項又は第 20 条本文若しくは前条の規定に違反している者に対して、その行為に対する措置及び投棄された廃棄物の回収等の措置を講ずることを勧告し、又は命ずることができる。

2 市長は、前項に規定する勧告又は命令に従わない者があるときは、関係行政機関に対し、必要な措置を講ずることを要請することができる。

(河川等の汚濁防止義務)

第 23 条 何人も、生活排水の流出路の清掃に努めるとともに、生活排水を放流するときは公共用水域の汚濁防止のため必要な措置を講じなければならない。

2 浄化槽の使用者又は所有者(事業者を含む。)は、河川及び水路等を汚濁しないよう当該浄化槽を常に適正に管理しなければならない。

第 3 節 愛がん動物の管理

(愛がん動物の所有者の義務)

第 24 条 犬、猫その他の愛がん動物(以下「飼い犬等」という。)の所有者は、飼い犬等に関する法令を遵守した飼養管理をするとともに、飼い犬等が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は生活環境を侵害しないよう適正に管理しなければならない。

2 飼い犬等の所有者は、飼い犬等の管理ができなくなり、又は飼い犬等が死亡したときは、自らの責任において適正な措置を講じなければならない。

(指導及び勧告)

第 25 条 市長は、飼い犬等の所有者が前条第 1 項の規定に違反すると認める場合は、その者に対し必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

第 3 章 公害防止

第 1 節 特定施設等に関する規制

(工場等の規制基準の設定)

第 26 条 市長は、工場等における事業活動によって生ずるばい煙等の排出又は発生量等の許容限度及び環境を保全する上で維持されることが必要な基準(以下「工場等の規制基準」という。)を定めなければならない。

2 市長は、前項の規定により工場等の規制基準を定めようとするときは、朝来市環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(工場等の規制基準の遵守等)

第 27 条 特定施設を設置している者又は特定建設作業を行う者は、工場等の規制基準を超えるばい煙等を発生させ、排出し、又は飛散させてはならない。

2 工場等の規制基準の適用を受けない工場等の設置者又は建設工事等の作業を行う者は、前項の規定に準じてばい煙等を発生させないように努めなければならない。

(特定施設等の設置の届出)

第 28 条 工場等に設置される施設又は工場等で行われる作業のうち、著しくばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる施設又は作業であって、規則で定めるもの(以下「特定施設等」という。)を設置し、又は行おうとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を取りまとめた計画を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 施設にあっては、その種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法
- (4) 作業にあっては、その方法
- (5) ばい煙等の処理の方法

2 一の施設又は作業が特定施設等となった際、現に当該特定施設等を設置し、又は行っている者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該特定施設等が特定施設等となった日から 30 日以内に、前項各号に掲げる事項を取りまとめた計画を市長に届け出なければならない。

(特定施設等の変更の届出)

第 29 条 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(計画の変更命令等)

第 30 条 市長は、第 28 条第 1 項又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出の内容が工場等の規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日(騒音

又は振動に係るものについては、30日)以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法に関する計画の変更又は計画の廃止を勧告し、又は命ずることができる。

(実施の制限)

第31条 第28条第1項又は第29条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日(騒音又は振動に係るものについては、30日)を経過した後でなければ、その届出に係る施設の設置、作業の実施又は施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、作業の方法若しくはばい煙等の処理の方法の変更をしてはならない。

- 2 市長は、第28条第1項又は第29条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるとき、その他必要があると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(改善命令等)

第32条 市長は、特定施設等が工場等の規制基準に適合しなくなったと認めるときは、当該特定施設等を設置し、又は行っている者に対し、期限を定めて当該施設の構造、配置若しくは使用若しくは管理の方法、当該作業の方法若しくは当該ばい煙等の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用若しくは当該作業の一時停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により改善命令等を受けた者は、当該改善命令等に係る計画を速やかに変更しなければならない。

(氏名の変更等の届出)

第33条 第28条第1項の規定による届出をした者は、同条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該特定施設等の使用若しくは実施のすべてを廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第34条 第28条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設等を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第28条第1項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該特定施設等を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により第28条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(施設管理者の設置)

第35条 ばい煙等の発生するおそれのある工場等を設置する者は、当該工場等の公害防止に当たらせるため、施設管理者を設置しなければならない。

- 2 前項の規定により施設管理者を設置し、又は変更したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

第2節 動物飼養施設に関する規制

(動物飼養施設の規制基準の設定)

第36条 市長は、別表右欄に掲げる動物の種類及び飼養数の動物を飼養する施設(以下「動物飼養施設」という。)を設置することに必要な基準を定めなければならない。

(動物飼養施設の規制基準の遵守)

第37条 動物飼養施設を設置している者又は設置しようとする者は、地域の環境を保全するために、前条の動物飼養施設の規制基準を遵守しなければならない。

(動物飼養施設の設置又は変更の届出)

第38条 動物飼養施設を設置し、又は変更しようとする者(化製場等に関する法律施行条例(昭和59年兵庫県条例第21号)第9条の規定により、申請した者で知事の許可を得た者を除く。)は、あらかじめ次に掲げる事項を取りまとめた計画を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 動物飼養施設の名称及び所在地
- (3) 動物飼養施設の構造、配置並びに飼養及び管理の方法
- (4) 動物飼養施設の衛生上の必要な措置

(計画の変更命令等)

第39条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が第36条の動物飼養施設の規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、計画の変更又は廃止を勧告し、又は命ずることができる。

(完了届の提出及び使用開始の制限)

第40条 第38条の規定による届出をした者は、当該届出に係る動物飼養施設の設置又は変更の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該届出の内容及び第38条の届出内容について確認しなければならない。
- 3 第38条の規定による届出をした者は、前項の規定による市長の確認を受けた後でなければ、動物飼養施設の使用又は変更部分の使用を開始してはならない。

(変更届及び地位の承継等における準用)

第41条 第33条及び第34条の規定は、前条の規定による確認を得た者について準用する。

(改善勧告及び命令)

第42条 市長は、設置され、又は変更された動物飼養施設が動物飼養施設の規制基準に適合しなくなったと認めるときは、当該動物飼養施設を設置している者に対し、期限を定めて改善を勧告し、又は命ずることができる。

第3節 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第 43 条 住居の用に供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域その他騒音の防止を図る必要がある区域であつて、市長が指定する区域内において、規則で定める特定建設作業を伴う建設工事を行おうとする者は、当該特定建設作業の開始の日の 7 日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を伴う建設工事を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

(3) 特定建設作業の場所及び実施の期間

(4) 騒音又は振動の防止の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該特定建設作業を伴う建設工事を行う者は、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び命令)

第 44 条 市長は、前条第 1 項の規定により指定した区域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分ごとに市長が定める基準に適合しないことにより当該特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該特定建設作業を伴う建設工事を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定建設作業を行つてるときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

(特定建設作業の周知義務)

第 45 条 特定建設作業を伴う建設工事を行おうとする者は、当該特定建設作業を行おうとする周辺の住民に対し、その内容、期間並びに騒音、振動防止の方法等について説明し、周知しなければならない。

第 4 節 自動車等に関する規制

(運転者等の責務)

第 46 条 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項及び同条第 3 項に規定する自動車及び原動機付自転車(以下「自動車」という。)の運転者及び所有者(以下「運転者等」という。)は、その自動車の適正な運転及び必要な整備を行うことにより、当該自動車からみだりに排出ガスを排出し、又は騒音を発生させないように努めなければならない。

2 運転者等は、自動車を運転するときは、物の転落又は飛散を防止するため、被覆等の必要な装備をしなければならない。

3 何人も、公の土地の所有者又は管理者の承諾なしに相当の期間にわたり自動車及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 11 項の 2 に規定する自転車を放置してはならない。

(放置車両に係る取扱い)

- 第 47 条 市長は、前条第 3 項の自動車及び自転車(以下「放置車両」という。)の所有者に対し、当該放置車両の撤去その他必要な措置を講ずるよう求めることができるものとする。
- 2 市長は、所有者の確認ができない放置車両は、関係機関の協力を得て、当該放置車両を移動し、又は処分することができる。

第 5 節 拡声機等に関する規制

(拡声機の使用の制限)

- 第 48 条 商業宣伝を行う者は、住居の用に供されている区域、病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域、その他静穏の保持を必要とする区域であつて、市長が指定する区域内においては、規則で定める場合を除き、拡声機を使用してはならない。
- 2 航空機を利用して商業宣伝を行う者は、午後 5 時から翌日の午前 10 時までの間においては、拡声機を使用してはならない。
- 3 前 2 項に規定する場合のほか、商業宣伝を行う者は、拡声機の使用に当たっては、その使用の方法及び音量に関して規則で定める事項を遵守しなければならない。
- 4 市長は、前 3 項の規定に違反する行為をしている者があるときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(深夜における音響機器の使用の制限)

- 第 49 条 深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であつて、市長が指定する区域内において、設備を設けて客に飲食させる営業を営む者は、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間においては、当該営業を営む場所において規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が防音措置を講ずること等により当該営業を営む場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。
- 2 前条第 4 項の規定は、前項の規定に違反している者について準用する。

(夜間の静穏の保持)

- 第 50 条 何人も夜間(午後 9 時から翌日の午前 6 時まで)においては、道路その他の公共の場所においてみだりに附近の静穏を損なう行為をし、又はさせてはならない。

第 4 章 雑則

(立入調査及び立入検査)

- 第 51 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に工場及び事業所、工事現場、建築物の敷地、動物飼養施設、その他の場所に立ち入らせ、機械、設備、建築物、関係書類その他の物件並びにその場所で行われる行為の状況を調査させ、若しくは検査させ、又は関係者に指示若しくは指導をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入調査等を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違反事業者名等の公表)

第 52 条 市長は、第 32 条、第 42 条、第 44 条第 2 項及び第 48 条第 4 項(準用する第 49 条第 2 項を含む。)の規定による命令に違反している者があるときは、その事業者名等を公表することができる。

(市民等への支援)

第 53 条 市長は、環境の保全に関する活動を促進するため、市内で組織する市民等の団体に対し、必要な措置を講ずることができる。

(報告の徴収)

第 54 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、良好な環境を害し、若しくは害するおそれのある者又はこれらの関係者に対して、必要な事項を報告させることができる。

(委任)

第 55 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(和田山町民の環境をまもる条例及び朝来町環境保全条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 和田山町民の環境をまもる条例(昭和 49 年和田山町条例第 1 号)

(2) 朝来町環境保全条例(平成 7 年朝来町条例第 28 号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、和田山町民の環境をまもる条例又は朝来町環境保全条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の日の前日までに、朝来市の区域に適用された環境の保全と創造に関する条例(平成 7 年兵庫県条例第 28 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第 36 条関係)

動物飼養施設設置の 規制区域	動物飼養施設の規制対象動物の種類及び飼養数
市全域	(1) 牛、馬又は豚 1 頭以上 (2) めん羊又はやぎ 4 頭以上 (3) 犬 10 頭以上 (4) 鶏(30 日未満のひなを除く。) 100 羽以上 (5) あひる(30 日未満のひなを除く。)又は七面鳥 50 羽以上

2 計画策定経過

月 日	内 容
平成26年 7月10日	平成26年度第1回朝来市環境審議会 (1)委嘱書交付、委員・職員の紹介及び正副会長の選任 (2)諮問第2号「朝来市環境基本計画の策定について」 (3)協議事項 ①環境基本計画策定の概要について ②環境基本計画策定のスケジュール（案）について ③環境に関するアンケート調査（案）について
7月14日	アンケート調査票（中学2年生）を、教育委員会を通じて市内4中学校へ配布し、記入を依頼した。→ 7月22日に回収した。
7月25日	アンケート調査票（市民1,000通、事業所100通）を郵送により配布した。 → 8月31日を投函期限とし、郵送により回収。
9月25日	平成26年度第2回朝来市環境審議会 (1)報告及び協議事項 ①朝来市の環境特性について ②アンケートの結果について ③望ましい環境像について ④朝来市の施策の展開について
11月18日	平成26年度第3回朝来市環境審議会 (1)報告及び協議事項 ①望ましい環境像及び環境施策に係る御意見について ②環境基本計画パブリックコメント案（事務局案）について ③今後のスケジュールについて
12月25日	第2次朝来市環境基本計画（素案）の閲覧及び市民等の意見募集の開始 ※閲覧期間及び意見提出期限は平成26年1月23日まで
平成27年 2月17日	平成26年度第4回朝来市環境審議会 (1)報告及び協議事項 ①第2次朝来市環境基本計画（素案）のパブリックコメントについて ②第2次朝来市環境基本計画概要版（事務局案）について ③第2次朝来市環境基本計画の答申について ④今後のスケジュールについて
3月2日	答申「朝来市環境基本計画の策定について」

3 朝来市環境審議会委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職	備 考
知識経験を有する者	山村 充	兵庫県立大学環境人間学部教授	会長
	山崎 喜彦	朝来市立梁瀬中学校長	
	萩村 昌彦	関西電力株式会社豊岡営業所長	
住民を代表する者	太田垣 總一郎	朝来市連合区長会長	
	上坂 茂	朝来市保健衛生推進協議会長	副会長
	椿野 純夫	朝来地域自治協議会長	
	井口 多恵子	朝来市男女共同参画推進会議会長	
	松原 高晴	公募	
	坂本 弘幸	公募	
事業者を代表する者	奥藤 博司	朝来市商工会長	
	西垣 雅彰	朝来市商工会青年部長	
	伊藤 明美	朝来市商工会女性部長	
	稲場 英行	JA たじま和田山総合営農生活センター長	
	杉本 久和	生野町森林組合 参事	
関係行政機関の職員	柴田 義博	兵庫県但馬県民局地域政策室室長補佐兼環境課長	
	高岡 好和	南但広域行政事務組合環境課長	

4 第2次朝来市環境基本計画パブリックコメントの結果

1 パブリックコメントの実施方法

第2次朝来市環境基本計画の策定に当たり、計画の実施主体である市民の意見及び提案を募集し、それらを考慮して計画を策定することを目的として、パブリックコメントを実施しました。

■計画（素案）の公表の方法

「朝来市パブリックコメント手続実施要綱」に定められた手続により、朝来市のホームページに計画（素案）を掲載するとともに、朝来市役所及び支所で閲覧できるようにしました。

■意見提出期間

平成26年12月25日（木）～平成27年1月23日（金）

■意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内の事業所に勤務する方又は市内に事業所を有する方、市内の学校に在学する方、市が必要と認める方（今回は該当なし）

■意見の提出方法

所定の用紙（閲覧場所に備え付け、又は市のホームページからダウンロード）に住所及び氏名等を記入し、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかで提出

2 提出された意見

市民等からの意見の提出はありませんでした。

5 環境基準等

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）」が定められています。また、騒音規制法第 17 条の規定に基づき、「自動車騒音の限度（要請限度）」が定められています。

ここでは、第 3 章で記載した大気汚染、水質汚濁及び騒音に係る環境基準、並びに自動車騒音の要請限度について記載します。

1 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、以下のとおり定められています。

物 質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学 オキシダント
環境上の条件	1 時間値の 1 日 平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日 平均値が 10ppm 以下であり、かつ、 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下である こと。	1 時間値の 1 日 平均値が 0.10mg/m ³ 以下 であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下 であること。	1 時間値の 1 日 平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそ れ以下であるこ と。	1 時間値が 0.06ppm 以下で あること。

物 質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であるこ と。	1 年平均値が 0.2mg/ m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/ m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であるこ と。

物 質	微小粒子状物質
環境上の条件	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、 1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。

2 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があり、前者はすべての公共用水域に基準値が適用されますが、後者は水域ごとに類型が指定された上で基準値が適用されます。また、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）及び海域の別に、基準値が設定されています。

1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	人の健康の保護に関する環境基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

2 (1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L以上	—

〔注〕 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

2 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼：天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—

〔注〕 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

- [注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

2 (3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (C O D)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水及びCの 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L 以上	—	—

- [注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下

- [注] 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及び その塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L以下

3 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準には、「一般地域」、「道路に面する地域」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」にそれぞれ適用される基準値があり、その場所の用途地域の指定状況に応じた基準値が適用されます。「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、都道府県道及び4車線以上の市町村道において、2車線以下の場合は道路端から15mの範囲、3車線以上の場合は道路端から20mの範囲を指します。

環境基準値は「等価騒音レベル（変動騒音を、ある一定時間のエネルギー的な平均値として表した騒音レベル）」としての値で、「デシベル」は「dB」とも表示されます。

ア) 一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A	55デシベル以下	45デシベル以下
B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

イ) 道路に面する地域

地域の類型	車線	基準値	
		昼間	夜間
A	2車線以上	60デシベル以下	55デシベル以下
B	2車線以上	65デシベル以下	60デシベル以下
C	1車線以上		

- 〔注〕 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

なお、道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値を適用する。

昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間は45デシベル以下、夜間は40デシベル以下）によることができる。	

4 自動車騒音に係る要請限度

市町村長は、指定地域内における自動車騒音が下表に示す限度（要請限度）を超過していることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を講じることを要請することができます。

また、市町村長は、上記のほか、必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に対して、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べるすることができます。

区域の区分	車線	自動車騒音の限度	
		昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
a	1車線	65デシベル	55デシベル
	2車線以上	70デシベル	65デシベル
b	1車線	65デシベル	55デシベル
	2車線以上	75デシベル	70デシベル
c	1車線以上	75デシベル	70デシベル

- 〔注〕 1 a区域 専ら住居の用に供される区域
 2 b区域 主として住居の用に供される区域
 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

なお、幹線交通を担う道路に近接する区域については、特例として次表の値を適用する。

昼 間	夜 間
75デシベル以下	70デシベル以下
備考 ・2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15mまでの範囲 ・3車線以上の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20mまでの範囲	

第 2 次朝来市環境基本計画

発行日 平成 27 年 3 月

発行者 朝来市

編 集 朝来市都市環境部環境課

〒669 - 5192

兵庫県朝来市山東町楽音寺 95 番地

TEL (079) 676 - 2081 (環境課直通)

FAX (079) 670 - 7014

URL <http://www.city.asago.hyogo.jp/>



第2次朝来市環境基本計画

～人と自然が共生する 歴史と交流のまち 朝来市～

第2次朝来市環境基本計画

MS ゴシック 12.5 ポイント

平成
27
年
3
月

朝
来
市